

第九百二十一條 旅客か乗船地又ハ航海中ニ於テ定時ニ乗船せざる時ハ船長ハ之ヲ待ツ

義務ナク旅客ハ運送賃ノ全額ヲ支拂フ義務アリ

第九百二十二條 發航前ニ航海ヲ廢止スル場合ニ於テハ左ノ規定ニ從フ

第一 旅客ハ解約ノ申込ヲ爲シテ航海ヲ止めたる時ハ運送賃ノ半額ヲ支拂フことを要ス

第二 旅客カ死亡、疾病其他一身ニ係ル已むを得ざる事故若クハ不可抗力ニ因リテ航海ヲ妨げられたる時ハ運送賃ノ四分一ヲ支拂フことを要ス然れども旅客ハ尙ハ次回ニ發航スル船舶ヲ以テ航海スルヲ擇ムことを得但一同ノ定常航路ニ由るときニ限ル

第三 船長ノ過失ニ因リテ航海ヲ廢止したるときハ旅客ハ既ニ支拂ひたる運送賃を取戻す外尙ハ損害賠償ヲ請求することを得

第四 船舶ニ係ル已むを得ざる事故又ハ不可抗力ニ因リテ航海ヲ妨げられたるときハ雙方ハ損害賠償ノ責ヲ生ずること無クシテ契約ノ當然廢棄ニ歸ス但既ニ支拂ひたる運送賃ハ別段ノ契約なきときハ之ヲ償還ス

第九百二十三條 發航後ニ航海ヲ廢止スル場合ニ於テハ左ノ規定ニ從フ

第一 旅客カ航海中ニ解約ノ申込ヲ爲シテ航海ヲ止めたる時ハ運送賃ノ全額ヲ支拂フことを要ス

第二 船長カ航海ノ續行ヲ拒み其他旅客ノ航海ヲ止めたる時ハ付キ過失ノ責ヲ負ふときハ旅客ハ既ニ支拂ひたる運送賃を取戻す外尙ハ損害賠償ヲ請求することを得

第三 旅客カ其一身又ハ船舶ニ係ル已むを得ざる事故又ハ不可抗力ニ因リテ航海ヲ妨げられたるときハ既ニ航海したる路程ニ應ずる運送賃のみヲ支拂フ義務アリ但船長カ契約上ノ旅客ノ權利ヲ害すること無ク他ノ同様なる船便ヲ以テ航海ヲ遂ぐることを申入れたるときハ此限ニ在ラス

海上災害其他ノ災害ノ爲メニ死亡したる旅客ノ相續人ハ運送賃ヲ支拂フことを要セス然れども既ニ支拂ひたる運送賃ノ償還ヲ請求することを得

第九百二十四條 原因ノ如何ヲ問はず船舶カ發航ヲ遲延したるときハ旅客ハ無代價ノ止宿若シ運送賃ニ賄ヲ包含するときハ航中ニ於ける賄をも請求することを得然れども其遲延ノ甚しきときハ旅客ハ契約ヲ解除シテ既ニ支拂ひたる運送賃ノ償還ヲ請求することを得但其遲延カ船長ノ過失ニ因るときハ尙ハ損害賠償ヲ請求することを得

前項ノ規定ハ航海中立寄港ニ於テ生じたる同一ノ場合ニモ之ヲ適用ス然れども運送賃ノ

償還の未だ航海せざる路程に應じてのみ之を請求することを得

第九百二十五條 前條の場合に於て船長が契約上の旅客の権利を害すること無く他の同様の船便を以て航海を遂ぐることを申入れたるときは旅客の契約を解除することを得ず

第九百二十六條 船長の旅客の安全、健康に注意し必要の食物、薬剤及び救助具を供用し耐ふる景況に於て船中を備ふることを要す若し災害の生じたるるときは船長の第一に旅客を救助する義務あり且如何なる情況にあるも此救助を實行したる後非されし船舶を去ることを得ず

船中を於て死亡したる旅客の埋葬の相續人の費用若し已むを得されし船舶の費用を以て慣習に従ひ船長之を爲す義務あり

第九百二十七條 旅客が船中を積入るゝことを得る行李及び旅用具の運送に付て反對の契約あるは非されし旅客運送賃の外特別の報酬を支拂ふことを要せず

第九百二十八條 船中を於て死亡したる旅客の行李及び旅用具として船中を在るもの船長は於て其相續人の爲め適當の方法を以て之を取扱ふ可し

第九百二十九條 本章第一節第三節及び第一編第八章第八節の原則に第五百二十三條前段の規定を除く外本節の旅客運送も之を適用す

第六章 海損

第九百三十條 共同海損に船舶及び積荷を共同の危険より救助せんが爲め故さらし直捷又は間接に船舶又は積荷を加へたる非常の喪失、損害及び同一の旨趣に於て支出したる非常の費用たり殊に左に掲ぐるもの共同海損に屬す

第一 船舶及び積荷に係る危険を避け又其既に被ふりたる危険の有害なる結果を避けんか爲めとする避難港への入航

第二 船舶を軽くせんか爲めとする積荷の投棄又は陸揚及び此に因りて船舶又は積荷を加へたる損害

第三 沈没又は掠奪を避けんか爲めとする任意の坐礁、膠沙

第四 船舶又は積荷の贖戻の費用及び人質を取られたる者あるとき其贖戻の費用

第五 第八百七十二條に従ひて共同海損を償ふ爲め借入れたる金額の利息若くは冒険料又は賣却したる積荷の損失其他共同海損の調査及び計算の費用

第九百三十一條 共同海損の處分を行ふに船長の成る可く役員と評議を爲し且其評議の結果を航海日誌に記載す可し

第九百三十二條 船舶及び積荷の全部又は一分を救助することを得たるとき其積荷と船舶

及ひ運送賃の半分とに到達港其他航海の終極地に於ける其價額の平等なる割合を以て共同海損を共擔す

第九百三十三條 共同海損の場合に當事者の一方の過失に因りて生じたるるときは其過失の責任の共擔の爲め消滅せず

第九百三十四條 共同海損の確定及び割賦に到達港其他航海の終極地に於て鑑定人之を爲し若し鑑定人の選定に付き争あるときは官より之を命す

第九百三十五條 船舶の武具、食料、乗組員の給料、所持品及び旅客の旅荷物の共同海損を共擔せず然れども其喪失又ハ損害の場合に在ては他の共擔義務ある物より其賠償を受く  
第九百三十六條 喪失、損害及び共擔額の計算に棄却したる物及び救助したる物の實價は從ひて之を爲す然れども棄却したる物に付ては其實價が船荷證書に記載したる價額より高價ありしときと雖も其記載の價額のみを賠償す

船荷證書其他の明告書なくして積込みたる貨物及び甲板の上積込みたる貨物に付ては賠償を爲すこと無し但甲板の上積込みたる貨物に付ては沿岸小航海の船舶に非ざるときはに限る

前項の場合に於て救助したる貨物の共擔義務を免かることを得ず

第九百三十七條 救助せられたる船舶又は積荷が其後喪失し若くは毀損したるときは又ハ海損若くは救助に係る債權の爲め責を負ひたるるときは共擔義務の全く消滅せざるに於ては共擔義務の割合の初め海損に對して變更を生ずること無し然れども其共擔義務の後生じたる喪失若くは毀損を扣除し又ハ海損若くは救助に係る債權を扣除したる殘價額は從ひて之を定む

第九百三十八條 棄却したる貨物の其後生じたる海損の場合に在ては共擔義務を負擔せず又船舶に對する積荷の共擔義務に船舶が後喪失し又ハ使用に耐へざるに至りたるるときは消滅す

第九百三十九條 棄却したる貨物が海損割賦の後所有者に返りたるときは其所有者は救助の費用と棄却に因りて生じたる損害の額とを扣除して既に受取りたる割賦金を當事者よ償還する義務あり

第九百四十條 單獨海損は任意に非ずして生じ又は船舶若くは積荷のみ生じたる喪失、損害及び費用たり此海損に各所有者各別之を負擔することを要す

第九百四十一條 水先案内料、挽船料、避氷入費、諸稅手数料又ハ檣、帆若くは機關の過度なる使用に因りて生じたる船舶の毀損の如き航海の通常及び臨時の費用若くは損害に船舶

のみの責を歸す但反對の慣習あるもの此限を在らす

第九百四十二條 衝突破裂其他の事由に因りて船舶及び積荷に生じたる損害を付ての自己の過失に因りて其損害を惹起したる者責任を負ふ若し其災害が事變又の當事者雙方の過失に因りて生じたるべき各當事者自己に受けたる損害を負担す然れども當事者雙方の過失相均しからざるべき又其災害の事由を明かす檢知することを得ざるべき損害の割賦の公平なる酌量に従ひて之を爲す

第九百四十三條 海難に於て乗組員の船舶を退去し若くは抛棄したるとき其船舶又の積荷の全部若くは一分を救助したる者又の救援若くは救撈の際乗組員は助力を爲して其功を致したる者の救助費又の助力費を請求する権利あり其積額の危険の度、費用、時間及び救助並に助力を爲す危険と困難とを斟酌して之を定む然れども其積額の救助したる物の價額の三分一を超えざるを通例とし如何なる場合と雖も半額を超ゆることを得す

第九百四十四條 海損の爲め保險者に對する請求權の共同海損の場合に在ては損害額が船舶及び積荷の被保險價額合計高の百分一以上なるるとき單獨海損の場合に在ては毀損したる物の被保險價額の百分一以上なるるときは非されり成立せず

第九百四十五條 保險契約は海損の責を任せざる旨の條款あるときは保險者の總て海損

を付ての責を免かる但委棄の要件の存在するときは此限を在らす此場合に於ては被保險者の委棄する海損請求權を主張するとの一を擇ぶ権利あり

第七節 冒險貸借

第九百四十六條 冒險貸借の船長が船籍港外に在て船舶又の積荷の已むを得ざる需用の爲め債權者は冒險料を支拂ふ約束して航海中冒險抵當物を付ての海上危険を引受けしむる條件を以て取結ぶ貸借契約たり此契約を取結ぶもの第八百七十二條の手續に依ることを要す  
認可書及び冒險貸借證書の冒險貸借の事實、目的、船名、航路、冒險抵當物及び其價額を明記することを要す  
冒險貸借の金額が冒險抵當物の價額を超ゆるときは債權者の其超過額若し債務者詐欺の意思ある場合に在ては全金額を利息を附して之を取戻すことを得  
期望の利益の之を積荷の價額を算入することを得す

第九百四十七條 船舶、(附屬物を包含す)運送貨及び積荷の之を總括し又の分別して冒險抵當と爲すことを得然れども積荷のみ其需用の爲めとするは非されり之を冒險抵當と爲すことを得す

船舶の冒險抵當の明示なきも船舶の附屬物及び航海の終り於て得べき運送賃を包含す  
第九百四十八條 同一の物を相異なる需用の爲め、數回冒險抵當と爲したるとき、後の債權に先立つものとする

第九百四十九條 冒險貸借證券の求む因りて二通以上を交付し又指圖式にて之を發することを得

指圖式にて發したる場合、在ての裏書を以て轉付することを得然れども裏書讓渡人の元金の支拂に付てのみ責を負ひ冒險料の支拂に付ての明約あるは非され、其責を負ふ

第九百五十條 冒險貸借金額及び冒險料の別段の期間を約定したるは非され、船舶の投錨後八日以内積荷に付ての其陸揚後八日以内之を辨償することを要す若し此期間は辨償を爲さざるときは債權者の冒險抵當物に對して質權を行ふことを得

總ての冒險抵當物の其債權者に對して連帶の責任を負ふ

第九百五十一條 航海の變更他の船舶に貨物の積換其他危険の變更を避く可からざる必要に由てたるは非され、債權者をして海難に付ての責を免かれしむ

第九百五十二條 冒險貸借債務の辨償の冒險抵當物の全部が航海中海上危険の爲め、喪失したるときは之を求むることを得ず若し毀損又は一分の喪失の場合に在ては其殘餘の價

額に限り之を求むることを得但海損及び救助の費用の之を扣除す  
前項の場合に在ては海損に付ての損害賠償の債權者の利益は歸す

第八章 保險

第一節 保險契約の取結

第九百五十三條 總て航海の危険に罹る可き適法なる財産上の利益に航海の全部又は一分の爲め平時と戰時とを問はず航海前又は航海中、之を保險に付することを得

殊に船舶、(附屬物を包含す) 貨物運送賃、旅客運送賃、運送貨物、其賣却利益、仲買人手數料、仲立人手數料、冒險貸借債權、海損債權其他船舶債權者の債權及び保險者自身の利益の之を總括し又は分別して保險に付することを得

船舶乗組員の給料及び報酬の保險は無効とする

第九百五十四條 船舶の被保險價額の危険が始まる時及び地に於て船舶の有する價額とする

第九百五十五條 船舶の危険の積荷又は底荷の積入の始まる時、始まり荷卸の終りたる時又は不當の遅延なくして其終り得たる可き時、終る但別段の契約あるときは、此限に在ら

第九百五十六條 冒險貸借債權及び海損債權の冒險抵當物又は其擔義務を負ふ物の價額を

限として保険に付することを得

第九百五十七條 保険契約取結の後戦争起り其他總て國の處分に出る危険生じたる時の當事者の契約を解除する権利を有す但保険料の相當の増加を豫定したる時の此限を在らす既し支拂ひたる保険料の契約解除の場合に在ての之を償還することを要す

第二節 保險者及び被保險者の權利義務

第九百五十八條 被保險者の危険の始まる前し航海を止めたる時其の被保險額の二百分一の損害賠償を支拂ひて契約を解除することを得

第九百五十九條 保險者の海上危険の發生し因り殊し暴風雨、破船、坐礁、膠沙、流水、衝突、投荷火災、破裂、盜難、劫掠し因り又は航海、線路若しくは船舶の已むを得ざるし出でたる變更し因り又は乗組員の不正若しくは過失其他の事由し因りて生じたる總ての喪失及び損害を負擔す但契約を以て取除を設けたるものは此限を在らす  
保險者は明約あるし非されは戦争其他總て國の處分し出づる危険殊し掠奪、宣戰、報復、封港、鎖港、差押及び此類の事由し因りて生じたる喪失及び損害を負擔せず

第九百六十條 保險者は水先案内料、挽船料、船舶又は積荷し付き支拂ふ可き手数料、關稅其他の諸稅、年數、腐朽又は蝕蝕し因りて生じたる損害、通常の使用し因りて生じたる損

耗、船長又は海員の行為し付き船舶所有者の負擔する責任、航海不耐用又は機裝若しくは乗組員の不十分又は成規上の書類の欠缺し因りて生じたる損害を負擔せず

第九百六十一條 損害を賠償す可き保險者の義務は被保險者か其損害し付き船長其他の人し對して賠償請求の權利を有するか爲め之を免かるることを得す

第九百六十二條 保險料は契約上の航海期間を延長したるとき其割合し應じて之を増すことを要す然れども其期間を短縮する場合に在ての之を減することを得す航海を短縮する場合も亦同し

第九百六十三條 旅客運送賃の保險の延長、旅客の載換、避難港に於ける旅客の給養、他船を以てする旅客の運送、食料の喪失若しくは減損其他此類の海上災害し因りて生じたる旅客運送賃増額の賠償を請求する權利を被保險者し與ふるものとす

第九百六十四條 貨物運送賃又し旅客運送賃の通常額を増加して運送貨物又し旅荷物の危険を引受くる者あるとき其保險に關する原則を之し適用す

第三節 委棄

第九百六十五條 委棄し全被保險額の支拂を受けて保險者し被保險物を委付するし在り委棄し左の場合に於て之を申込むことを得

第一 船舶が沈没し破砕し又の踪跡を失ひ又の使用し耐へざるるとき

第二 船舶が掠奪せられ又の國の處分を因りて抑留せられたるとき

第三 喪失又の毀損が價額の四分三を超えたるとき

委棄の一分のみ又の條件附よて之を爲すことを得ず又之を取消すことを得ず

第九百六十六條 船舶が到達港に達せず且發航の時又の其船舶に付き最後の通信ありたる

時より一年を経過したるとき又沿岸航海に在て六ヶ月を経過したるとき其船舶の

踪跡を失ひたるものと看做す

有期の保險の場合に在て前項の期間満了後其船舶の保險期間に喪失したるものと推

定す

第九百六十七條 坐礁膠沙に罹りたる船舶の之を引卸し修繕を加へて到達港まで航海を繼

續せしむることを得へるとき保險者か此か爲め必要なる費用の前貸を爲すよ於ては使

用し耐へざるものとして委棄することを得ず然れ共被保險者に此場合よ於ては坐礁膠沙

の爲め生じたる費用及び海損の爲めの請求權を保有す

第九百六十八條 使用し耐へざる船舶の積荷の船長か他の船舶を以て之を到達港に送達す

る能はざるるとき限り委棄することを得若し船長か其積荷を送達することを得たるとき

の保險者の總ての海損及び運送賃の増額と積荷の救助、積換、倉入其他の事由に因りて生

じたる總ての費用とを負擔す

第九百六十九條 被保險者の災害の通知を得たる後又の第九百六十六條に定めたる期間の

満了後三日内よ委棄の理由たる事實を保險者よ通知し且六ヶ月内よ其委棄を申込む義務

あり

前項の期間を怠りたるるときに被保險者の保險契約より生ずる通常の請求權のみを主張す

第九百七十條 保險者の別段の契約あるよ非されの委棄の申込を受けたる後三ヶ月内よ被

保險額を拂渡すことを要す然れども委棄の辯明を供する證書の交付を受けず且總て委棄

したる物に係る他の保險、冒險貸借、登記を経たる債權其他の債權の通知を受けざる以前

よ拂渡を爲すことを要せず

右に掲けたる證書の旨趣に對しての反對證據を擧ぐることを得

第九百七十一條 被保險者の詐欺の委棄申込を爲したるときに其保險上の權利を失ひ且委

棄したる物に係る債權を自ら支拂ふことを要す

第九百七十二條 委棄したる物よ付ての被保險者の權利に其委棄の承諾又の有効なりとの

判決に依りて保険者に移る

船舶の委棄の救助せられたる運送貨物の運送賃全額を包含す但其運送賃の負擔する總ての義務の之を扣除す

第九百七十三條 被保険者の委棄申込の後と雖も被保険物を救助し又の取戻す爲め及び一層大なる損害を避くる爲め成る可く注意を爲す義務あり又右の目的の爲め支出したる費用の救助せられたる物の價額に至るまで保険者之を負擔することを要す

第九百七十四條 掠奪せられ又の國の處分を因りて抑留せられたる場合は在ての被保険者の此事實を保險者は通知したる後六个月内に判決又の沒收の言渡なきときは始めて委棄を申込みことを得掠奪の場合に在ての被保険者の已むを得るときは限り豫め通知を爲さす且保險者の委任なしと雖も贖戻を爲すことを得然れども保險者の其贖戻を自己の計算して引受くると否とを選択する権利を有す

第九百七十五條 一旦申込みたる委棄の効力の後日に至り船舶の救助又の歸航を因りて變ずること無し

第九章 時効

第九百七十六條 船舶債權者の債權及び冒險貸借、海損並に救助を因りて生じたる債權の

船舶所有者、船長又の海員の一身に對する請求權なるるときと雖も之を主張することを得る日より起算し一年を以て時効を罹る

委棄に付ての訴權の第九百六十九條に掲けたる申込期間後一个月の満了を以て消滅す  
第九百七十七條 喪失又の毀損に付き船長及び保險者は對する請求權の留保なく運送貨物を受取りて其運送賃を支拂ひたる時消滅す又海損又の救助を因りて生じたる債權の留保なく運送貨物を引渡して其運送賃を受取りたる時消滅す

有効な留保を爲すに運送貨物を受取り又の引渡したる後二十四時内は之を爲すことを要す

第三編 破産

第一章 破産宣告

第九百七十八條 商を爲すに當り支拂を停止する者の自己若くは債權者の申立を因り又の職權に依り裁判所の決定を以て破産者として宣告せらる但此決定に對して即時抗告を爲すことを得

前項の決定の口頭辯論を要せずして之を爲すことを得

第九百七十九條 支拂停止の其停止を爲したる本人より又商事會社に在ての業務擔當の任



ある社員又は取締役又は清算人より支拂停止の日を算入して五日内其營業所又は住所の裁判所又書面を以て又口述を圖書又筆記せしめて之を届出つ可し此届出より支拂停止の事由を明示し及び貸借対照表並に商業帳簿を添ふることを要す  
貸借対照表より左の諸件を包含す

第一 總ての動産、不動産其他債權の列挙及び價額

第二 總ての債務

第三 利益及び損失の概要

第四 毎月の一身上の費用及び家事費用の支出額

第九百八十條 破産決定書より左の諸件を包含す

第一 支拂停止の時期

第二 破産主任官及び一人又は二人以上の破産管財人の選定

第三 破産財團の保全に必要なる處分を付ての命令

第四 破産者の債務者又は財團に屬する者の占有者又對する拂渡差押の命令

第五 破産者の總債權者又對し其請求權を短くとも三個月長くとも六個月の期間に破産主任官より届出つ可き旨の催告

第六 調査會の期日及び債權者集會の期日の指定

破産決定書より之を檢事又送致す可し

第九百八十一條 破産宣告の即時又裁判所の揭示場並に破産者の營業場を貼附し及び其地の新聞紙に載せて之を公告することを要す其宣告の假執行を爲すことを得

第九百八十二條 破産者の財産を以て破産手續の費用を償ふに足らざるるときは前條手續を除く外其後の手續を停止す其手續の停止の之を公告することを要す

然れども破産手續の費用を償ふに足る破産者の財産あることを證明するときは申立より又職權を以て即時其手續を再施す

破産手續の停止の其繼續する間の第九百四十九條に掲げたる効力を有す

第九百八十三條 破産主任官の總ての破産手續を指揮し及び監督することを要す其命令の假執行を爲すことを得然れども此命令に對しては破産裁判所又即時抗告を爲すことを得

第九百八十四條 檢事の職權を以て破産者の罰せらる可き所爲の有無を搜查し且此か爲め取引帳簿其他の書類の展覧を求むることを得

第二章 破産の効力

第九百八十五條 破産宣告より依り破産者の破産手續の繼續中自己の財産を占有し管理し及

ひ處分する権利を失ふ  
破産宣告の日より以後の破産者の爲したる支拂其他總ての権利行爲及び破産者爲したる支拂の當然無効とす

破産者の動産、不動産に關する訴及び執行の特り管財人より又の管財人に對して之を起し又の繼續することを得

第九百八十六條 破産者の營業の用に供する動産に對して不動産貸賃の爲めとする強制執行の三十日間之を猶豫す但貸賃人が其貸賃物を取戻す権利を有するとき此限は在らず  
第九百八十七條 各箇債權者の優先權の存するも非されの破産處分中破産者の財産に對して強制執行を爲すことを得ず

第九百八十八條 辨濟期限の未だ至らざる破産者の債務に破産宣告は依りて辨濟期限に至りたるものとす

爲替手形の引受人又の引受なき爲替手形の振出人又の約束手形の振出人が破産宣告を受けたるときは其償還義務も付ても前項の規定を適用す

第九百八十九條 財團に對しての破産宣告の日より利息を生ずることを止む但し抵當權、質權其他の優先權を以て擔保せられたる債權に其擔保物の賣拂代金は満つるまでを限と

して利息を生ずることを得

第九百九十條 支拂停止後又の支拂停止前十日内に破産者か其財産中より無償の利益を或人も與ふる權利行爲殊に贈與、無償にて若くは不相當の報償を以て義務を負擔する契約期限に至らざる債務の支拂、期限に至りたる債務の變體支拂及び從來負擔したる債務の爲め新に供する擔保の財團に對しての當然無効とす

第九百九十一條 前條に掲けたるものの外債務者か支拂停止後破産宣告前も財團の損害に於て爲したる總ての支拂及び權利行爲の相手方か支拂停止を知りたるるときは限り財團の計算の爲め之に對して異議を述べることを得

然れども手形を支拂ひたる場合は於ての爲替手形を振出し又の振出さしむる際支拂停止を知りたる振出人又の振出委託人より又約束手形に在ての裏書讓渡の際支拂停止を知りたる第一の裏書讓渡人より其支拂金額を償還することを要す

第九百九十二條 有効に取得したる抵當權其他合式の登記は因りて法律上効力を有す可き權利の支拂停止後在ての其取得の時より十五日を過ぎざるときは限り破産宣告の日まで登記を爲すことを得

第九百九十三條 破産宣告の時破産者及び其相手方の未だ履行せず又の履行を終らざる

雙務契約の孰れの方よりも無賠償にて其解約を申入るることを得ず

貸借契約又は雇傭契約に在ての解約申入の期間に付き協議調のさるときは法律上又は慣習上の豫告期間を遵守す可し

第九百九十四條 契約者の一方の義務不履行の爲め他の一方に於て契約を解除する権利又は既に給付したる物を取戻す権利の財團に對して之を行ふことを得ず

第九百九十五條 相殺の権利ある債権者の期限に至らざる債権又は金額未定の債権と雖も財團に對して其効用を致さしむることを得

債権か支拂停止後生じ又の取得したるものなるときは支拂停止を知りたる場合限り相殺を許さず

第九百九十六條 債務者か債権者に損害を加ふる目的を以て爲したる權利行為の相手方か情を知りたるるときは限り其日附の如何を問はず之に對して異議を述べらるることを得

第三章 別除權

第九百九十七條 債務者の動産又は不動産に對して抵當權、質權其他の優先權を有する債権者の財團より先づ辨償を受けたるは非され其擔保物の賣拂代金より費用、利息及び元金の支拂を受くる爲め別除の辨償を請求する事を得若し其賣拂代金の剩餘あるときは

買主之を財團に拂込む可し

第九百九十八條 優先權及び其順序の民法及び特別の法律に依りて定まる

第九百九十九條 優先權を有する者其擔保物の賣拂代金より完全なる辨償を受けざるときは其未済の債権に他の債権者と平等なる割合を以て財團に對して之を主張することを得

第一千條 債務者か其支拂停止後遺産を取得したるときは遺産債権者及び受遺者の遺産として仍は現存する遺産物より又の未だ債務者に支拂はれざる遺産に屬する金錢より別除の辨償を請求することを得

第一千一條 破産者の財産として民事訴訟法に從ひ強制執行の爲め差押ふることを得ざるもの之を財團に加ふることを得ず但債権者は優先權の屬するもの及び附ての第九百九十七條の規定に從ふ

第四章 保全處分

第一千二條 裁判所の破産宣告と同時に債務者の動産の封印及び債務者の即時勾留若くは監守を命ず

右處分の破産宣告前と雖も若し債務者か逃走し若くは逃走せんとし又は其財産を隠匿するときは其地警察官廳に於て債権者の申立に因りて之を爲すことを得

商事會社に在ての連帶無限の責任を負へる總社員の身體及び財産に對して右の處分を行ふ

第一千三條 債務者が第九百七十九條の規定を履行し且別勾留又は監守を受く可き事由なきときは其勾留又は監守を實施せざることを得然れども後日職權を以て之を實施することを妨げず

債務者の裁判所の許可を受くるは非され其住地を離るることを得す又裁判所の何時もても債務者の引致を命ずることを得

第一千四條 勾留若くは監守の事由最早存せざるときは裁判所の其決定を以て債務者を釋放す可し然れども債務者をして裁判所又は管財人の呼出に應じ何時もても出頭す可き爲めの擔保を供する義務を負はしむることを得  
取上げたる擔保の之を財團に歸せしむ

第一千五條 管財人が債務者の財産を財産目録に記載且之を占有したるときは直ち其封印を解く可し

第一千一條に依り財團に加ふることを得ざる物及び財團の爲めとする即時の換價又は繼續利用を封印の爲め妨げらるる物及び封印を爲さざることを得此等の物の直ち其財産目録

に記載せ管財人之を占有することを要す

債務者の商業帳簿に即時之を管財人に交付し且其帳簿の現状に破産主任官之を認證書  
特は高價なる物の即時之を管財人に交付し又一一時之を裁判所に引取ることを得

第一千六條 破産者に對して債務を負ひ又財團に屬する物を占有する者の其支拂又は交付を管財人のみ爲す可きことを排渡差押の命令を以て催告せられたるものとす

別除權を行はんと欲する者の其旨を管財人に申出づ可し若し管財人より其物の評價を爲さんことを求むるときは之を承諾することを要す

債務者に宛てたる電信、書狀其他の送達物の之を管財人に交付す可し其管財人の開封の權を有す然れども其旨趣が財團に關係なきときは管財人より債務者に引渡すことを要す  
破産裁判所に此が爲め郵便局、電信局其他の運送取扱所は必要なる命令を發す可し

第一千七條 破産主任官に破産者及び其家族に財團より給養の扶助料を與ふることを得  
第五章 財團の管理及び換價

第一千八條 各裁判所管轄區に職務上義務を負ふ可き破産管財人の名簿を備置き破産裁判所の各箇の場合に於て其名簿中管財人を選定す

第一千九條 管財人の勤勞に對する報酬は財團より第一に之を支拂ひ其額の破産裁判所之を

定む

第一千十條 裁判所の何時<sup>せんとき</sup>も管財人を易へ又<sup>また</sup>他の管財人を加ふることを得

第一千十一條 管財人の其行爲<sup>かろう</sup>を以ての代理人と同一の責任<sup>せきにん</sup>を負ふ若し管財人二人以上あるとき<sup>とき</sup>の共同<sup>きょうどう</sup>は非され<sup>あら</sup>の行爲<sup>かろう</sup>を爲すことを得す但破産主任官か或る行爲<sup>かろう</sup>を以て各箇<sup>ごと</sup>は特別<sup>とくべつ</sup>の委任を與へたるとき<sup>とき</sup>の此限<sup>こぎり</sup>は在らず

第一千十二條 管財人の破産宣告後即時<sup>そくじ</sup>に財團<sup>ざいだん</sup>を占有<sup>せんゆう</sup>し且其管理及び換價<sup>くわんが</sup>を著手<sup>ちやくしゆ</sup>することを要す管財人の其執務<sup>しつむ</sup>の爲め破産者の補助<sup>ほじゆ</sup>を求むることを得破産主任官の此か爲め破産者<sup>はさんしや</sup>に報酬<sup>ほうじゆ</sup>を與ふることを得

第一千十三條 管財人の破産主任官の監督<sup>かんてい</sup>を受け且其指揮<sup>しき</sup>に従ふ義務あり若し管財人の行爲<sup>かろう</sup>又<sup>また</sup>決斷<sup>けつだん</sup>を對して異議<sup>いぎ</sup>を述ふる者あるとき<sup>とき</sup>の破産主任官命令を以て之を決す此命令を對しての破産裁判所<sup>はさんさいばんしょ</sup>に即時<sup>そくじ</sup>に抗告<sup>かうかう</sup>を爲すことを得

第一千十四條 財産目録の裁判所職員又<sup>また</sup>其地警察官吏の立會<sup>たちあひ</sup>を以て管財人之を作り若し必<sup>ひつ</sup>要<sup>ひつ</sup>ありとき<sup>とき</sup>の破産者をも立會<sup>たちあひ</sup>のしむ

破産者は屬する總ての財産<sup>ざいざん</sup>の財團<sup>ざいだん</sup>に組入る可からざるものと雖も其價額<sup>かかく</sup>を明示<sup>めいじ</sup>して之を財産目録<sup>ざいざんもくろく</sup>に記入<sup>きじり</sup>することを要<sup>ひつ</sup>す必要なる場合<sup>ばいばう</sup>は在て<sup>あ</sup>り其價額<sup>かかく</sup>の鑑定人<sup>かんていじん</sup>をして之を鑑定<sup>かんてい</sup>せしむ

しむ

財産目録及び之に關する調書<sup>しらべがき</sup>の認證<sup>にんしやう</sup>ある謄本<sup>とうほん</sup>の公衆<sup>こうしゆ</sup>の展閱<sup>てんげん</sup>を供する爲め裁判所<sup>さいばんしょ</sup>に之を備ふ

檢事<sup>けんじ</sup>の其見込<sup>けんいん</sup>を以て財産目録<sup>ざいざんもくろく</sup>の作成<sup>さくせい</sup>を立會<sup>たちあひ</sup>ふことを得

第一千十五條 破産者は屬せざる財産<sup>ざいざん</sup>を財團<sup>ざいだん</sup>より取戻すこと<sup>こと</sup>は係る争訴<sup>そうしゆ</sup>の破産裁判所<sup>はさんさいばんしょ</sup>之を裁判<sup>さいばん</sup>し不動産<sup>ふどうざん</sup>を以て其所在地<sup>くわんくわつ</sup>を管轄<sup>くわんくわつ</sup>する裁判所<sup>さいばんしょ</sup>之を裁判<sup>さいばん</sup>す

第一千十六條 管財人の破産主任官の定めたる三十日以内<sup>きかん</sup>の期間<sup>きかん</sup>に破産者より差出したる届書<sup>とせ</sup>及び貸借對照表<sup>たいしやくたいざうひょう</sup>を調査<sup>ていさ</sup>し若し破産者より之を差出さざりしとき<sup>とき</sup>の自ら貸借對照表<sup>たいしやくたいざうひょう</sup>を作り且其報告書<sup>ほうごうしよ</sup>を貸借對照表<sup>たいしやくたいざうひょう</sup>を添へて破産主任官<sup>はさんしんじん</sup>に提出<sup>ていしゆつ</sup>す可し

報告書<sup>ほうごうしよ</sup>及び貸借對照表<sup>たいしやくたいざうひょう</sup>の認證<sup>にんしやう</sup>ある謄本<sup>とうほん</sup>の公衆<sup>こうしゆ</sup>の展閱<sup>てんげん</sup>を供する爲め裁判所<sup>さいばんしょ</sup>に之を備ふ

第一千十七條 貸方<sup>かりかた</sup>の借方<sup>かりかた</sup>は超ゆること<sup>こと</sup>判然<sup>はんぜん</sup>なるとき又<sup>また</sup>協約<sup>きやく</sup>の豫期<sup>よき</sup>せらるる間<sup>かん</sup>に裁判所<sup>さいばんしょ</sup>の破産主任官<sup>はさんしんじん</sup>の申立<sup>まうたて</sup>を以て且<sup>また</sup>管財人の意見<sup>いけん</sup>を聽きたる後<sup>のち</sup>管財人<sup>かんざいじん</sup>をして破産者の營業<sup>えいぎやう</sup>を續行<sup>ぞくかう</sup>せしむる決定<sup>けつてい</sup>を爲すことを得

管財人營業<sup>かんざいじんえいぎやう</sup>を續行<sup>ぞくかう</sup>する場合<sup>ばいばう</sup>は在て<sup>あ</sup>り財團<sup>ざいだん</sup>に屬する物を通常<sup>つうじやう</sup>の營業外<sup>えいぎやうがい</sup>にて賣却<sup>ばいじやく</sup>せんとするも

の破産主任官の認可を受け且豫め破産者の意見を聴くことを要す

第一千八百條 不動産の破産主任官の認可を受けて之を競賣することを要す

動産の競賣するを通例とすと雖も破産主任官の認可を受くるときは相對を以て之を賣却

することを得

競賣の手續の總て民事訴訟法の規定に依る

第一千九條 管財人の財團に屬する破産者の貸方を取立て及び破産者の權利を債務者其他

の人と對して主張し且保全することを要す

管財人の左に掲ぐる行為として百圓以上の額に係るものも付て破産者の意見を聴き且

破産主任官の認可を受く可し

第一 訴訟を爲すこと

第二 和解契約又の仲裁契約を取結ぶこと

第三 質物を受戻すこと

第四 債權を轉付すること

第五 相續又の遺贈を拒絶すること

第六 消費借を爲すこと

第七 不動産を買入ること

第八 權利を拋棄すること

第九 總て財團に新なる義務を負ひしむること

第一千二十條 財團に收入する金錢の破産主任官の定む可き常用支出額の外遅延なく之を供

託所に寄託することを要す其金錢の破産主任官の支拂命令に依るは非ざれば支出すること

を得

第一千二十一條 管財人の其管産中破産者に罰せらる可き行為あるを知りたるるときは之を破

産主任官に届出づる義務あり破産主任官其届出を受けたるときは之を検事と通知す

第一千二十二條 破産主任官の破産の原由、事情、貸方借方並に其對照表其他管理及び破産手

續に關する事項に付き破産者、其商業使用人、雇人其他の人を何時もも訊問することを

得

第六章 債權者

第一節 債權の届出及び確定

第一千二十三條 破産者の總債權者の破産決定の公告に因り債權届出の期間に其債權を破産

主任官に届出づ可き旨の催告を受けたるものとす其届出の各債權の合法の原因及び諸

求金額若し優先権あるもの其権利を明記し且證據書類又其謄本を添ふ可し  
地所又住する債権者の裁判所所在地代理人を置く可し

債権及び代人任置の届出の書面を以て又調書は筆記せしめて之を爲すことを得書面を  
以てする場合に在ての二通を差出すことを要す

所在の知れたる債権者の右の外特は裁判所より書面を以て其債権届出の催告を受く然れ  
ども其書面が債権者達せざるも此か爲め損害賠償の請求を爲すことを得す

第千二十四條 届出の之を受取りたるとき直ち順次番號を付して二箇の表を記載す可し  
其一の優先権ある債権を掲げ他の一の通常の債権を掲ぐ此債権表の公衆の展覧を供  
する爲め裁判所之を備ふ

管財人の其使用の當め届出書及び債権表の謄本を受領す

第千二十五條 調査會の管財人及び成る可く破産者の面前に於て破産主任官之を開き且其  
調書を作る可し債権者の自身又代理人を以て此會に参加することを得

破産主任官の債権者取引帳簿若く其抜書の提出を命ずることを得調査の結果の債権  
表及び提出したる債務證書を附記し且各債権者又其代理人を告知することを要す  
調査會の届出期間の満了後十日乃至十五日間之を開くを通例とす

届出期間の満了後届出たる債権の調査會に於て之を調査することを得然れども其調  
査を爲すこと及び付き異議の申立ありたるとき又調査會の終りたる後債権を届出たる  
とき其債権者の費用を以て新なる調査會を開く

第千二十六條 債権の確定の承認又裁判所の判決を以て之を爲す

調査會に於て管財人よりも又債権の確定し若くは貸借對照表を掲げたる債権者よりも異  
議を申立てざるべき債権の承認を得たるものとす

管財人の債権に係る承認又異議の破産主任官其管財人より之を爲す

第千二十七條 異議を受けたる各債権の若し其債権者之を取消さざるべき破産裁判所公  
廷に於て破産主任官の陳述を聽き成る可く合併して其判決を爲す可し其辯論及び判決の  
原告被告の出頭せざるべきと雖も之を爲す但此判決に對しての故障を申立つることを得  
ず

第千二十八條 判決に成る可く債権者集會前之を爲すことを要す若し之を爲すこと能  
ず又判決に對して控訴を爲したるときは裁判所の異議を受けたる債権者の右集會に加  
入ることを許す可きや否や又幾許の金額を付し加はることを許す可きや否やを決定す  
債権者の優先権のみか異議を受けたるときは其債権者の通常の債権者として右集會に加

ることを得

第千二十九條 債權を正當時期に届出てす又ハ債權の確定せざる債權者の以後の確定に因りて爲す可き財團の配當のみ加はることを得然れども異議を受けて訴訟中にある債權及び届出並ニ調査の爲め別段の期間を定められたる在外國債權者の債權に付てハ以前の配當に於て其債權に歸する割前を留存す

第二節 特種の債權者

第千三十條 主たる債務者の破産に於て届出てたる債權の協諾契約の場合に雖も保證人其他の共同義務者に對し其全額に付き之を主張することを得又保證人又ハ共同義務者の主たる債務者の破産に於て其償還請求を届出づることを得然れども主たる債務者の爲めとする協諾契約の效果に従ふ

第千三十一條 二人以上の共同義務者が破産したるときハ其各義務者の破産に於て債權の全額を届出づることを得  
各自の破産財團の間は於ける償還請求權の之を主張することを得す然れども債權者が受取る割前の額に主たるもの及び従たるものを合せたる債權の總額を超過するときは其超過額の共同義務者中他の共同義務者に對して償還請求權を有する者の財團に歸す

第千三十二條 左に掲ぐる債權に届出及び確定に關する規定に従ふことを要せず

第一 裁判費用、管理費用其他破産手續上の費用

第二 公の手数料及び諸税

第三 管財人か財團の爲め負擔したる義務より生ずる債權

右債權の破産主任官の指圖に従ひ通常の方法を以て財團の現額より之を支拂ふ

第千三十三條 破産手續に加はりたるに因りて債權者に生じたる費用ハ財團に對して之を請求することを得す

第千三十四條 婦ハ其夫の財團に對してハ法律、明約又ハ疑なき慣例に依り婦の特有に歸する所有權より生ずる債權のみを主張することを得

第三節 債權者集會

第千三十五條 債權者集會ハ破産主任官之を招集し及び之を指揮す其招集の會議の事項を明示する公告を以て之を爲す

其集會の管財人、債權人確定したる債權者及び第千二十八條に依りて參加することを得へき債權者より成立す然れども優先權の確定したる債權者の其優先權を拋棄したる限度又ハ優先權を行ふに當り不足ある可しと推定せらるる限度に於てのみ參加す



債権者の代理人を差出すことを得

破産者の之を集會よ呼出すことを得

第三十六條 決議の出席したる債権者の過半数を以て爲すを通例とす其過半数の出席員の有する債権額の半より多き額を當ることを要す

第三十七條 集會よ於ての破産主任官は破産手續の從來の成行よ付ての報告を爲し管財人の管財の處理、其結果及び財團の現況よ付ての報告を爲す

集會の右の報告よ付て決議を爲す若し破産主任官の管財人の意見ありたるときは其意見及び債権者の爲したる申立又の破産主任官の認可を受けて破産者の爲したる申立よ付て決議を爲す可し此等の決議の裁判所の認可を受くることを要す

第七章 協諧契約

第三十八條 法律上の義務を履行したる破産者よして有罪破産の判決を受け又其審問中よ在らざる者の破産主任官の認可を受け第一の集會よ於て債権者よ協諧契約を提呈することを得又十分の理由あるとき以後の集會よ於ても之を提呈することを得然れども其提供の一回に限る

第一の集會の普通の調査會より四週日後よ之を爲す協諧契約の申立書の少なくとも集會

の二十日前よ之を裁判所よ差出し裁判所の之を公衆の展閱よ供し且其旨を公告す可し

第三十九條 協諧契約を承諾するもの出席したる債権者の過半数の承諾を要す其過半数の議決権ある總債権額の四分三以上を當ることを要す

管財人及び議決権を有する債権者又後よ至り債権の確定したる債権者の協諧契約よ對して十日内よ理由を附したる異議を裁判所よ申立つることを得

第四十條 債権者の承諾したる協諧契約の裁判所の認可を得て始めて法律上有効とす其認可又の棄却よ付ての決定の破産主任官の演説を聽き前條の期間満了後直ちよ之を爲す此決定よ對しての債務者及び異議申立の權利ある者より即時抗告を爲すことを得

第四十一條 協諧契約の左の場合よ於ての之を棄却す可し

第一 第三十八條及び第三十九條の規定を踐行せざるるとき

第二 協諧契約よ依り或る債権者か其承諾なくして偏頗の處置を受け損害を被ふるとき

第三 協諧契約が詐欺其他不正の方法を以て成りたるるとき

第四 協諧契約が公益を觸るるとき

第四十二條 協諧契約の破産者が後よ至り有罪破産の判決を受けたるとき當然消滅し

其審問中の免訴又は無罪の宣告を受くるまで之を停止す  
前條第三號に掲げたる理由あるときは協諧契約認可の後と雖も尙ほ之に對して異議を申  
立つることを得

第千四十三條 協諧契約の確定したるときは管財人の直ち其執務を罷め且執務を付き計  
算を爲す可し

破産者の協諧契約は別段の定なきときは限り任意の管理及び處分の爲め其財産を取戻す  
ことを得

協諧契約の履行の破産主任官の監督を以て之を爲す

第千四十四條 協諧契約が棄却せられ又は後に至り消滅し若くは取消さるときは又は不履  
行の爲め解除せらるるときは破産手續を再施し直ち其財團の換價及び配當を爲して終局  
に至らしむ其再施したる手續より再施までの間は債權を得たる者も參加することを得  
不履行の場合に在ては協諧契約の爲め立てたる保證人の其義務を免がれす

第八章 配當

第千四十五條 第千三十二條に掲げたる債權及び優先權ある債權を支拂ひたる後に残れる  
財團の他の債權者間も平等の場合を以て之を配當す

破産者が資本を分ち數箇の營業を爲したる場合に在ては各營業に對する債權者の其營業  
に屬する財團より優先權を以て辨償を受く

第千四十六條 配當の普通の調査會の終りたる後の配當は足る可き財團の生ずる毎に管財  
人の調製して破産主任官の認可を受けたる配當案に依りて之を爲す其案の破産主任官之  
署名し公衆の展閱を供する爲め裁判所に備置き且其旨を公告す可し

配當案に對する異議の其公告の日より起算し十四日内に之を裁判所に申立つることを得  
第千四十七條 前條に掲げたる期間に配當案に對して異議を申立つる者なきときは又は異議  
の落著したるときは管財人の各債權者をして其債務證書を提出せしめ之を毎回の支拂額

を記入して支拂を爲す若し債務證書の提出を爲すこと能はざるときは破産主任官の許可  
を得て債權表に依り支拂を爲すことを得孰れの場合に於ても債權者の配當案に受取書を  
記することを要す

第千四十八條 財團の換價及び配當を全く終りたるるときは債權者集會を開き此集會に於て  
管財人の終局の計算を爲す可し此計算の濟了したるときは裁判所に直ち破産主任官の  
申立を因りて破産手續の終結を決定す此決定の之を公告す可し

第千四十九條 破産手續終結の後の辨償を受けたる債權者の破産手續に於て確定したるは

因りて得たる権利名義を基き其債權を債務者に對して無限に行ふことを得

第九章 有罪破産

第一千五十條 破産宣告を受けたる債務者か支拂停止又ハ破産宣告の前後を問はず履行する意なき義務又ハ履行する能はざることを知りたる義務を負担したるとき又ハ債權者ハ損害を被ふらしむる意思を以て貸方財産の全部若クハ一分を藏匿し轉匿し若クハ脱漏し又ハ借方現額を過度に掲げ又ハ商業帳簿を毀滅し藏匿し若クハ偽造、變造したるときハ詐欺破産の刑に處す

第一千五十一條 破産宣告を受けたる債務者か支拂停止又ハ破産宣告の前後を問はず左に掲ぐる行為を爲したるときハ過意破産の刑に處す

第一 一身又ハ一家の過分なる費用、博奕、空取引又ハ不相應の射利に因りて貸方財産を甚しく減少し若クハ過分の債務を負ひたるとき

第二 支拂停止を延びさんか爲め損失を生ずる取引を爲して支拂資料を調べたるとき  
第三 支拂停止を爲したる後支拂又ハ擔保を爲して或る債權者に利を與へ財團に損害を加へたるとき

第四 商業帳簿を秩序なく記載し藏匿し毀滅し又ハ全く記載せざるとき

第五 破産者か第三十二條第九百七十九條又ハ第一千三條第二項に規定したる義務を履行せざるとき

第一千五十二條 前二條の罰則ハ商事會社の業務擔當の任ある社員若クハ取締役及ハ清算人も之を適用し又第一千五十條の罰則ハ破産管財人及ハ有罪行為を行ふ際犯者を助け又ハ有罪行為を破産者の利益の爲め行ひたる者もも之を適用す

第一千五十三條 債權者集會に於ける議決に關し債權者に賄賂を爲したるときハ其雙方を二年以下の重禁錮又ハ千圓以下の罰金に處す

第十章 破産より生ずる身上的結果

第一千五十四條 破産宣告を受けたる債務者又ハ破産したる商事會社の無限責任社員若クハ取締役ハ復權を得るに至るまでの取引は立入ること仲立人と爲り合名會社若クハ合資會社の社員と爲り又ハ株式會社の取締役と爲ること清算人、破産管財人若クハ商事代人の職を執ること商業會議所の會員と爲ること其他商業上の榮譽職に就くことを得す

第一千五十五條 復權を得るハ協諧契約の調ひたるを否とを問はず破産者か元債、利息及ハ費用の全額を債權者總員に辨償したること又所在の知れざる爲め未だ辨償を受けざる債權者に全額を辨償する準備及ハ資力あることを證明す可し

復権の申立より債権者の受取證其他必要なる證據物を添ふ可し  
 然れども協諧契約の場合に在ては第一項の證明を爲すこと無くして取引所より立入ること  
 を得又商會社より付き協諧契約の調ひたるべき無限責任社員若くは取締役の亦其證明  
 を要せずして會社を繼續することを得

第千五十六條 復権の申立ありたるべき破産裁判所の異議ある者をして二个月期間に異  
 議を起さしめんか爲め裁判所の揭示場と取引所と其旨を揭示し且裁判所の見込に因り  
 新聞紙を以て之を公告し又調査及び捜査を爲さしめんか爲め之を檢事と通知す可し  
 裁判所の檢事の意見を聽きたる後復権の申立を許可すると否とを決定す此決定に對して  
 の即時抗告を爲すことを得確定したる決定の之を公告す  
 棄却せられたる申立の一年の満了前より再び之を爲すことを得ず

第千五十七條 復権の債務者の死亡後と雖も之を許す  
 第千五十八條 復権の詐欺破産の爲め判決を受けたる破産者又は重罪、輕罪の爲め剝  
 奪公權若くは停止公權を受けて其時間中に在る破産者より之を許さず  
 過怠破産の場合に在ては復権の刑の満期と爲り又は恩赦を得たる後是非されり之を許さ  
 す

第十一章 支拂猶豫

第千五十九條 商を爲すに當り自己の過失なくして一時其支拂を中止せざることを得ざる  
 に至りたる者の商事上の債権者の過半数の承諾を得て其營業所若くは住居の裁判所より  
 右債権者より對する義務に付き一年以内の支拂猶豫を受くることを得  
 第千六十條 支拂猶豫の申立より左の諸件を添附することを要す

- 第一 支拂中止の事由の完全なる明示
- 第二 貸借對照表、財産目録及び住所と債權額とを明示したる債權者名簿
- 第三 債權者より主たるもの及び従たるものの完全なる辨償を爲し得る方法、期間及び  
 此か爲め供することを得る擔保の證明

右申立及び添附書類の公衆の展閱に供する爲め之を裁判所に備置き且債權者の集會期日  
 を定めて之と共に其備置たる旨を公告することを要す債權者の集會の爲各別招集を受く  
 支拂猶豫の裁判所より假し之を許可することを得

第千六十一條 集會期日は於ては裁判所より任せられたる主任判事の上席を以て債務者と  
 債權者との間より支拂猶豫の申立に付き辯論を爲す其申立を承諾するより第千三十六條に  
 掲けたる過半数を要す其辯論及び議決に付ては調書を作る可し

第六十二條 裁判所の承諾を得たる支拂猶豫の認否は付き主任判事の演述を聴きて決定を爲す此決定に對して即時抗告を爲すことを得  
 支拂猶豫の申立は因りて前數條の手續に従ひ一回は限り之を延長することを得然れども其期間の一年を超ゆることを得ず

第六十三條 債務者有効なる支拂猶豫を得たる時其猶豫期間中其以前に取結ひたる商取引より生ずる債權の爲め強制執行及び破産宣告を受くること無し但猶豫契約の履行及び業務の施行は關して主任判事の監督を受く  
 債務者の保證人及び共同義務者の義務は右猶豫の爲めに變更すること無し

第六十四條 支拂猶豫の承諾を得ず若くは裁判所之を棄却したるとき又は後日に至り債務者の詐欺若くは不正の爲め若くは法律上の條件の缺くるか爲め之を廢止したるとき又は債務者より強制執行を爲すとき直ち債務者は對して破産手續を開始す此場合は於て支拂猶豫申立の日附を以て支拂停止の日と定む

商法終

法律第六號

裁判所構成法目次

第一編 裁判所及檢事局

第一章 總則

第二章 區裁判所

第三章 地方裁判所

第四章 控訴院

第五章 大審院

第二編 裁判所及檢事局の官吏

第一章 判事又は檢事を任せらるるは必要なる準備及資格

第二章 判事

第三章 檢事

第四章 裁判所書記

第五章 執達吏

●裁判所構成法

第六章 延丁

第三編 司法事務の取扱

第一章 開延

第二章 裁判所の用語

第三章 裁判の評議及言渡

第四章 裁判所及檢事局の事務章程

第五章 司法年度及休暇

第六章 法律上の共助

第四編 司法行政の職務及監督權

裁判所構成法目次終

● 裁判所構成法

裁判所構成法

第一編 裁判所及検事局

第一章 總則

第一條 左の裁判所を通常裁判所とす

第一 區裁判所

第二 地方裁判所

第三 控訴院

第四 大審院

第二條 通常裁判所は於ては民事刑事を裁判するものとす但し法律を以て特別裁判所の管轄に屬せしめたるもの此の限に在らず

第三條 地方裁判所控訴院及大審院を合議裁判所とし數人の判事を以て組立てたる部は於て總ての事件を審問裁判す但し訴訟法又は特別法は別段規定したるもの此の限に在らず

第四條 裁判所の設立廢止及管轄區域並に其の變更は法律を以て之を定む

第五條 各裁判所に相應なる員數判事を置く

第六條 各裁判所に検事局を附置す検事の刑事は付公訴を起し其の取扱上必要なる手續を爲し法律の正當なる適用を請求し及判決の適當な執行せらるるやを監視し又民事は於ても必用なりと認むるときは通知を求め其の意見を述べらるることを得又裁判所に屬し若し之に關する司法及行政事件は付公益の代表者として法律上其の職權に屬する監督事務を行ふ  
検事の裁判所に對し獨立して其の事務を行ふ

検事局の管轄區域は其の附置せられたる裁判所の管轄區域と同じ

若し一人の検事若し數人の検事悉く差支わりて或る事件を取扱ふことを得るときは裁判所長又は區裁判所に於て判事若し監督判事其の事件の猶豫すへからざるは於ては判事は検事の代理を命じ其の事件を取扱はしむることを得

第七條 検事局は相應なる數員の検事を置く

第八條 各裁判所に書記課を設く書記課は往復會計記録その他此の法律又は他の法律は特定したる事務を取扱ふ

裁判所に附置せられたる検事局は於て前項の如き事務を取扱ふ爲必要なりと認めたるるときは限り別し書記課を設くことを得但し合議裁判所の検事局に限る

司法大臣は裁判所の會計事務を專任する爲特別官吏を裁判所に置くことを得

● 裁判所構成法

●裁判所構成法

第九條 區裁判所は執達吏を置く執達吏は裁判所より發する文書を送達し及裁判所の裁判を執行す

前項の外執達吏は此の法律又は他の法律は定めたる特別の職務を行ふ

第十條 法律を以て特定したるものを除く外左の場合に於て適當の申請あるときは關係ある各裁判所を併せて之を管轄する直近上級の裁判所の何れの裁判所は於て本件を裁判するの權あるやを裁判す

第一 權限ある裁判所は於て法律上の理由若し特別の事情に因り裁判權を行ふことを得ず且此の法律第十三條に依り之に代るべきことを定められたる裁判所も亦之を行ふことを得ざるるとき

第二 裁判所管轄區域の境界明確ならざるか爲其の權限に付疑を生じたるるとき

第三 法律に從ひ又は二以上の確定判決に因り二以上の裁判所裁判權を互有するるとき

第四 二以上の裁判所權限を有せずとの確定判決を爲し又は權限を有せずとの確定判決を受けたるも其の裁判所の一に於て裁判權を行ふべきとき

第二章 區裁判所

第十一條 區裁判所の裁判權は單獨判事之を行ふ

判事二人以上を置きたる區裁判所は於ては司法大臣の定めたる通則に從ひ其の裁判事務を各判事に分配す

此の事務分配は毎年地方裁判所長前以て之を定む

區裁判所判事の取扱ひたる事は裁判事務分配上其の事他の判事は屬したりとの事實のみを因り其効力を失ふことなし

判事二人以上を置きたる區裁判所は於ては司法大臣の其の一人を監督判事とし之に其の行政事務を委任す

第十二條 事務分配一たび定まりたるときは司法年度中之を變更せず但し一人の判事の分擔多きは過ぎ又は判事轉退し又は疾病其他の事故に因り久く闕勤する者ある等引續き差支を生じたる場合に此限を在らず

第十三條 區裁判所の判事差支あるときは毎年地方裁判所長の前にて定めたる順序に從ひ互に相代理す但し監督判事の職務は其の裁判所の判事官等の順序に從ひ之を代理す

一の區裁判所は於て法律上の理由若し特別の事情に因り事務を取扱ふことを得ざるるとき之に代るべき他の區裁判所の前項と同しく毎年以前以て之を定む

第十四條 區裁判所の民事訴訟は於て左の事項に付裁判權を有す但し反訴は關りては民事

●裁判所構成法

●裁判所構成法

訴訟法の定むる所を依る

第一 百圓を超過せざる金額又は價額百圓を超過せざる物を關する請求  
第二 價額を拘らず左の訴訟

(イ) 住家其の他の建物又は其の或る部分の受取明渡使用占據若し修繕を關し又の賃借人の家具若し所持品を賃借人の差押へたることと關し賃借人と賃借人との間を起りたる訴訟

(ロ) 不動産の經界のみを關する訴訟

(ハ) 占有のみを關する訴訟

(ニ) 雇主と雇人との間を雇期限一年以下の契約を關し起りたる訴訟

(ホ) 左に掲けたる事項を付旅人と旅店若し飲食店の主人との間を又し旅人と水陸運送人との間を起りたる訴訟

(一) 賄料又し宿料又し旅人の運送料又し之を伴ふし手荷物運送料

(二) 旅店若し飲食店の主人又し運送人より旅人より保護の爲預けたる手荷物金  
錢又し有價物

第十五條 區裁判所の非訟事件を付法律で定めたる範圍及方法を従ひ左の事務を取扱ふの

權を有す

第一 未成年者瘋癲者白癡者失踪者其他法律若し判決を因り治産の禁を受けたる者の後見人若し管財人を監督する事

第二 不動産及船舶を關する權利關係を登記する事

第三 商業登記及特許局を登録したる特許意匠及商標の登記を爲す事

第十六條 區裁判所の刑事を於て左の事項を付裁判權を有す

第一 違警罪

第二 本刑五十圓以下の罰金を附加し若し附加せざる二月以下の禁錮又し單に百圓以下の罰金を該る輕罪

第三 刑法第二編第一章を除き其の他の輕罪として本刑二百圓以下の罰金を附加し若し附加せざる二年以下の禁錮又し單に三百圓以下の罰金を該り其情第二に掲けたる刑より更し重き刑を處することを要せずと認め地方裁判所若し其の支部の検事局より區裁判所を移付したるもの

前項の手續を因り訴追を爲し犯罪の證明ありたる場合を於て判決を爲す前何時も其の情第二に掲けたる刑を以て相當を罰することを得すと認むるときは區裁判所

●裁判所構成法



ハ之を裁判する権限を有せずとの言渡を爲す此の場合ハ於てハ検事の被告人をして相當の裁判所ハ於て裁判を受しむる爲適當の手續を爲す

第十七條 前數條ハ掲けたるものを除く外區裁判所の權限ハ此の章ハ掲けたる事件ハ關リ訴訟法又ハ特別法の定むる所ハ依る

第十八條 各區裁判所の検事局ハ検事を置く

區裁判所検事局の検事の事務ハ其の地の警察官憲兵將校下士又ハ林務官之を取扱ふことを得

司法大臣ハ適當なる場合ハ於てハ區裁判所判事試補又ハ郡市町村の長をして検事を代理せしむることを得

第三章 地方裁判所

第十九條 地方裁判所を第一審の合議裁判所とす

各地方裁判所ハ一若ハ二以上の民事部及刑事部を設く

第二十條 各地方裁判所ハ地方裁判所所長を置く

地方裁判所所長ハ裁判所の一般の事務を指揮シ其の行政事務を監督す

地方裁判所の各部ハ部長を置く部長ハ部の事務を監督シ其の分配を定む

第二十一條 司法大臣ハ毎年各地方裁判所の判事一人若ハ二人以上ハ其の裁判所の裁判權ハ屬する刑事の豫審を爲すことを命す

第二十二條 各地方裁判所の事務ハ司法大臣の定めたる通則ハ從ハ各部及各豫審判事ハ之を分配す

各地方裁判所の各部長及部員の配置及所長部長部員差支あるときハ代理も亦毎年以前以て之を定む

前二項ハ掲けたる諸件ハ裁判所所長部長及部の上席判事一人の會議ハ於て裁判所所長會長となり多數を以て之を決す可否同數なるときハ會長の決する所ハ依る

地方裁判所所長ハ次年自ら部長となるべき部を指定すへし

第二十三條 或る部ハ於て著手したる事務ハ於て司法年度の終若ハ休暇の始ハ臨み未だ終結ハ至らざるものハ裁判所所長便利と認むるときハ同部員をして引續き之を結了せしむることを得

豫審判事の取扱ふ事務ハ於て未だ終結ハ至らざるものも亦前項ハ同し

第二十四條 第二十二條ハ從ハ事務の分配及判事の配置一タハ定まりたるときハ休暇中を除き一部の事務多きハ過き又ハ判事轉退シ又ハ疾病其の他の事故ハ因リ久ク關勤する者

●裁判所構成法

●裁判所構成法

ある等引續き差支あるは非されり司法年中之を變更せず

裁判所の事務其の現在の部は過多なる場合は於て司法大臣適宜と認むるときは新し一部又の數部を設くることを得

第二十五條 地方裁判所の判事差支の爲或る事件を取扱ふことを得ず且同裁判所の判事中其の代理を爲し得べき者なき場合は於て其の事件緊急なりと認むるときは裁判所長の其の管轄區域内の區裁判所判事又は豫審判事は其の代理を命ずることを得

第二十六條 地方裁判所の民事訴訟は於て左の事項は付裁判權を有す

第一 第一審として

區裁判所の權限又は第三十八條に定めたる控訴院の權限は屬するものを除き其の他の請求

第二 第二審として

(イ) 區裁判所の判決に對する控訴

(ロ) 區裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

第二十七條 地方裁判所の刑事訴訟は於て左の事項は付裁判權を有す

第一 第一審として

區裁判所の權限並に大審院の特別權限は屬せざる刑事訴訟

第二 第二審として

(イ) 區裁判所の判決に對する控訴

(ロ) 區裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

第二十八條 地方裁判所の破産事件は付き一般の裁判權を有す

第二十九條 地方裁判所の非訟事件は關る區裁判所の決定及命令に對し法律に定めたる抗

告は付裁判權を有す

第三十條 地方裁判所の權限並に其の裁判權を行ふの範圍及方法にして此の法律に定めざるもの訴訟法又は特別法の定むる所に依る

第三十一條 司法大臣は地方裁判所と其の管轄區域内の區裁判所と遠隔なるか若し交通不便なるか爲至當と認むるときは地方裁判所に屬する民事及刑事の事務の一部分を取扱ふ爲一若し二以上の支部の設置を命ずることを得且支部を開くべき區裁判所を定む支部は之を設置したる區裁判所若し近隣の區裁判所の判事を用ゐることを得此の場合に於て判事を選任するの權は司法大臣に屬す

司法大臣は支部を勤むべき豫審判事及檢事を命ず

●裁判所構成法

司法大臣の支部の本部たる地方裁判所の管轄区域内の區裁判所判事は豫審判事を命ずることを得

代理に關する第二十五條の支部も亦之を適用す

第三十二條 地方裁判所は於て訴訟法に依り法廷に於て審問裁判すべき事件の三人の判事を以て組立てたる部は於て之を審問裁判す其の三人の判事一人を裁判長とす且豫備判事の如何なる事情あるも二人以上其の部は列席することを得す其の他の事件の訴訟法又の特別法の定むる所は從ひ判事之を取扱ふ

第三十三條 各地方裁判所の検事局は検事正を置く検事正の検事局の事務取扱を分配指揮及監督す但し検事局の其の他の検事の事務取扱は付何等の事件に拘らず特別の許可を受けずして検事正を代理するの權を有す

第四章 控訴院

第三十四條 控訴院を第二審の合議裁判所とす

各控訴院は一若の二以上の民事部及刑事部を設く

第三十五條 各控訴院は控訴院長を置く

控訴院長は控訴院の一般の事務を指揮し其の行政事務を監督す

控訴院の各部は部長を置く部長の部の事務を監督し其の分配を定む

第三十六條 事務の分配及結了並に判事の代理は付ては第二十二條第二十三條及第二十五條を左の變更を以て控訴院に適用す

第一 前項に掲けたる各條を以て地方裁判所長は與へたる權は控訴院長も之を與へたるものとす

第二 控訴院の判事差支の爲或る事件を取扱ふことを得す且同院の判事中其の代理を爲し得べき者なき場合は於て其の事件緊急なりと認むるときは之を代理する判事を出すべき旨を控訴院長より其の控訴院所在地の地方裁判所長に通知し其の裁判所の判事をして代理を爲さしむることを得但し豫備判事を用ゐることを得す

第三十七條 控訴院は左の事項は付裁判權を有す

第一 地方裁判所の第一審判決に對する控訴

第二 區裁判所の判決に對する控訴に付爲したる地方裁判所の判決に對する上告

第三 地方裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

第三十八條 皇族に對する民事訴訟は付第一審及第二審の裁判權は東京控訴院に屬す但し第一審の訴訟手續は付ては地方裁判所の第一審手續を適用す

●裁判所構成法

●裁判所構成法

十四

第三十九條 控訴院の權限並に其の裁判權を行ふの範圍及方法を以て此の法律に定めざるもの訴訟法又は特別法の定むる所に依る

第四十條 控訴院に於て訴訟法に依り法廷に於て審問裁判すべき事件に五人の判事を以て組立たる部を於て之を審問裁判す其の五人の判事一人を裁判長とす其の他の事件の訴訟法の定むる所に從ひ判事之を取扱ふ

第四十一條 第三十八條の場合に於て第一審の五人の判事を以て組立たる部を於て審問裁判し第二審の特は七人の判事を以て組立たる部を於て審問裁判す其の五人又は七人の判事一人を裁判長とす

第四十二條 各控訴院の検事局を檢察長を置く  
檢察長並に其の他の検事の職權を以て第三十三條を適用す

第五章 大審院

第四十三條 大審院を最高裁判所とす

大審院は一若し二以上の民事部及刑事部を設く

第四十四條 大審院は大審院長を置く

大審院長は大審院の一般の事務を指揮し其の行政事務を監督す

大審院の各部の部長を置く部長の部の事務を監督し其の分配を定む

第四十五條 大審院の事務の分配並に代理の順序は毎年部長と協議し大審院長前以て之を定む

大審院長は次年自ら上席せんとする部を指定すべし

大審院の判事差支の爲或る事件を取扱ふことを得ず且同院の判事中其の代理を爲し得べき者なき場合は於て其の事件緊急なりと認むるときは之を代理する判事を出すべき旨を大審院長より其の所在地の控訴院長に通知し其の控訴院の判事をして代理を爲さしむることを得

第四十六條 大審院長の何時をも部長若し部員の承諾を得て之を他の部へ轉せしむることを得

第四十七條 大審院に於て一たび定まりたる部の組立を變更したるときは現に取扱中の事務を以て第二十三條を適用す

司法年度中事務分配の變更を以て第二十四條を適用す

第四十八條 大審院に於て裁判を爲すに當り法律の點を以て表したる意見の其の訴訟一切の事を以て下級裁判所を羈束す

●裁判所構成法

十五

第四十九條 大審院の或る部は於て上告を審問したる後法律の同一の點は付會て一若し以上の部は於て爲したる判決と相反する意見あるときは其の部の之を大審院長は報告し大審院長は其の報告を因り事件の性質を從ひ民事の總部若し刑事の總部又は民事及刑事の總部を聯合して之を再び審問し及裁判することを命す

第五十條 大審院の左の事項は付裁判權を有す

第一 終審として

(イ) 第三十七條第二は依り爲したる判決及第三十八條の第一審の判決は非ざる控訴院の判決は對する上告

(ロ) 控訴院の決定及命令は對する法律は定めたる抗告

第二 第一審として終審として

刑法第二編第一章及第二章は掲けたる重罪並は皇族の犯したる罪にして禁錮又は更に重き刑に處すべきものゝ豫審及裁判

第五十一條 前條第二は掲けたる事件は付大審院の必要なりと認むるときは事件の審問裁判を爲す爲控訴院若し地方裁判所は於て法廷を開くことを得

此の場合に於ては控訴院判事を以て部員は加ふることを得但し其の半数は滿つることを

得す

第五十二條 大審院の權限並は其の裁判權を行ふの範圍及方法は此の法律は定めざるものゝ訴訟法又は特別法の定むる所に依る

第五十三條 大審院は於て訴訟法は依り法廷は於て審問裁判すべき事件は七人の判事を以て組立てたる部は於て之を審問裁判す其の七人の判事一人を裁判長とす其の他の事件は訴訟法の定むる所に從ひ判事之を取扱ふ

第五十四條 第四十九條は定めたる場合は於ては聯合部の判事少くとも三分の二列席することを要す

前項の場合に於て民事の總部若し刑事の總部聯合するとき又は民事及刑事の總部聯合するときの總部の判事上官等最も高き者を部長と爲す大審院長は至當なりと認むるときは自ら總部は長たるの權を有す

第五十五條 大審院長は第五十條は依り大審院は於て第一審として終審を爲すべき各別の場合に付大審院の判事は豫審を命す但し便宜は依り各裁判所判事をして豫審を爲さしむることを得

第五十六條 大審院の檢事局は檢事總長を置く

●裁判所構成法

検事総長並に其の他の検事の職權に付て第三十三條を適用す

第二編 裁判所及検事局の官吏

第一章 判事又検事と任せらるるに必要なる準備及資格

第五十七條 判事又の検事は任せらるるに第六十五條に掲けたる場合を除き二回の競争試験を経ることを要す

第五十八條 志願者前條の競争試験を受け得るに必要なる資格並に此の試験に關する細則の判事検事登用試験規則中司法大臣之を定む

第一回試験に及第したる者の第二回試験を受くるの前試験として裁判所及検事局に於て三年間實地修習を爲すことを要す

前項の修習に關する細則も亦試験規則中之を定む

第五十九條 司法大臣の試験の行狀罷免するに足れりと認むるときは何時も之を罷免することを得此の罷免に關する細則も亦試験規則中之を定む

第六十條 一年以上修習を爲したる試験に其の修習を現に監督する判事の命あるときは裁判所又は於て或る司法事務を取扱ふことを得

豫備判事及地方裁判所の受命判事も亦其の附屬の試験をして自己に代り或る事務を取扱

はしむることを得

第六十一條 試験に如何なる場合にあつても左の事務を取扱ふの權を有せず

第一 訴訟事件と非訟事件とを拘らず裁判を爲す事

第二 證據を調ふる事但し前條第二項の場合を除く

第三 登記を爲す事

第六十二條 第二回の競争試験に及第したる試験に判事又の検事と任せらるることを得

第六十三條 新任の判事又の検事の闕位あるとき之を區裁判所若し地方裁判所の判事又の區裁判所若し地方區裁判所の検事局の検事に補す

司法大臣の闕位あるまで新任の判事又の検事は豫備判事又の豫備検事として勤務することを命じ之を司法省又の區裁判所又の地方裁判所又の其の裁判所の検事局に用ふ

第六十四條 區裁判所又の地方裁判所又の其の検事局に用ゐられたる豫備判事又の豫備検事の判事又の検事差支ありて職務に従事することを得す且通常代理の規程に依り難きことあるときは第三十二條の制限に従ひ司法大臣の之を其の判事又の検事を代理せしむることを得

司法大臣の區裁判所又の地方裁判所の判事又の其の検事局の検事に一時闕位ある間に此

●裁判所構成法

の法律の範囲内は於て豫備判事又は豫備検事を以て之を充たすことを得

第六十五條 三年以上帝國大學法科教授若し辯護士たる者ハ此の章ハ掲けたる試験を経ずして判事又は検事を任せらるゝことを得

帝國大學法科卒業生ハ第一回試験を経ずして試補を命ぜらるゝことを得

第六十六條 左ハ掲けたる者の判事又は検事を任せらるゝことを得す

第一 重罪を犯したる者但し國事犯として復権したる者ハ此の限ハ在らざる

第二 定役ハ服すへき輕罪を犯したる者

第三 身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者

### 第二章 判事

第六十七條 判事の勅任又は奏任とし其の任官を終身とす

第六十八條 大審院長ハ勅任判事の中より天皇之を補し各控訴院長及大審院の部長ハ司法

大臣の上奏ハ因り勅任判事の中より之を補す其の他の判事の職ハ司法大臣之を補す

第六十九條 五年以上判事たる者又は五年以上検事帝國大學法科教授若し辯護士として判

事ハ任せられし者ハ非されハ控訴院判事を補せらるゝことを得す

第七十條 十年以上判事たる者又は十年以上検事帝國大學法科教授若し辯護士として判事

ハ任せられし者ハ非されハ大審院判事を補せらるゝことを得す

第七十一條 第六十九條及第七十條ハ掲けたる年限を算ふるハ補職の時まで各々其の條

ハ列記したる職務の一のみハ引續き従事したることを必要とせず

七十二條 判事ハ在職中左の諸件を爲すことを得す

第一 公然政事に關係する事

第二 政黨の黨員又は政社の社員となり又は府縣郡市町村の議會の議員となる事

第三 俸給ある又は金錢の利益を目的とする公務ハ就く事

第四 商業を營み又は其の他行政上の命令を以て禁したる業務を營む事

第七十三條 第七十四條及第七十五條の場合を除く外判事の刑法の宣告又は懲戒の處分ハ

由るハ非されハ其の意ハ反して轉官轉所停職免職又は減俸せらるゝことナシ但し豫備判

事たるるとき及補闕の必要なる場合ハ於て轉所を命ぜらるゝハ此の限ハ在らざる

前項ハ懲戒取調又は刑事訴追の始若し其の間ハ於て法律の許す停職ハ關係あることナシ

第七十四條 判事身體若し精神の衰弱ハ因り職務を執ること能ハざるハ至りたるるときハ司

法大臣ハ控訴院又は大審院の總會の決議ハ依り之ハ退職を命ずることを得

第七十五條 法律を以て裁判所の組織を變更し又は之を廢したる場合ハ於て其の判事を補

●裁判所構成法

二十二

すへき闕位なきとき司法大臣の之は俸給の半額を給して闕位を待たしむるの權を有す

第七十六條 判事の官等俸給及進級は關する規程の勅令の定むる所に依る

第七十七條 判事の退職したるときは恩給法に依り恩給を受く

第七十八條 判事の俸給の判事は對し懲戒取調又は刑事訴追を始めたるか故に停職したるは拘らず引續き之を給す

第三章 検事

第七十九條 検事の勅任又は奏任とす

第七十六條及第七十七條の検事も亦之を適用す

検事總長及検事長の職の司法大臣の上奏は因り勅任検事の中より之を補す其の他の検事の職の司法大臣之を補す

第八十條 検事の刑法の宣告又は懲戒の處分は由るは非されは其の意は反して之を免職することなし

第八十一條 検事の如何なる方法を以てするも判事の裁判事務に干渉し又は裁判事務を取扱ふことを得ず

第八十二條 検事の其の上官の命令に従ふ

第八十三條 検事總長検事長及検事正の其の各管轄區域内の裁判所の検事の職務の範圍内に在る事務を自ら取扱ふの權を有す

検事總長検事長及検事正の其の管轄區域内に於て或る検事の取扱ふべき事務を他の検事に移すの權を有す

第八十四條 司法警察官の検事の職務上其の検事局管轄區域内に於て發したる命令及其の検事の上官の發したる命令に従ふ

司法省又は検事局及内務省又は地方官廳の協議して警察官中各裁判所の管轄區域内に於て司法警察官として勤務し前項の命令を受け及之を執行する者を定む

第四章 裁判所書記

第八十五條 裁判所は第八條に従ひ相應なる員數の書記を置く

區裁判所の各判事及合議裁判所の各部の爲少くとも一人の書記を置く

第八十六條 地方裁判所の書記課は監督書記を置く控訴院及大審院の書記課は書記長を置く

區裁判所及検事局の書記課は二人以上の書記を置きたるときは其の一人を監督書記とす監督書記及書記長の各々其の上官の命令は服從して書記課の事務を指揮監督す

●裁判所構成法

二十三



第八十七條 書記其の職務の範圍内は於て取扱ひたる事の既し定まりたる事務分配上其事他の書記に属したりとの事實のみを依り其の効力を失ふことなし

第八十八條 書記に司法大臣之を任じ及之を補す

書記長の奏任とす

書記長の職に司法大臣之を補す

第八十九條 書記を任せらるるしよの勅令の定むる所を依り試験を経ることを要す

志願者前項の試験を受け得るよ必要な資格並に此の試験及試験を経たる後爲すへき修習に關する細則の裁判所書記登用試験規則中司法大臣之を定む

第九十條 書記を任せられたる者嗣位なき間の豫備書記を補す

豫備書記の書記として臨時勤務を命せらるるしよことを得

第九十一條 書記に其の上官の命令を従ふ

裁判所の開廷は於ては裁判長の命令を従ひ又判事一人なるとき其の判事の命令を従ふ書記の検事局に勤務するとき又特別の事務を付判事若し検事は附屬したるときも亦其の検事局又判事若し検事の命令を従ふ

前二項の命令を以て口述の書取に關るか又書類記録の調製若し變更に關る場合は於て

其の調製若し變更を正當ならずと認むるとき書記に自己の意見を記して之を添ふることを得

前四項に掲けたるものを除く外書記の職務及其の事務取扱方法に書記に關る規則中司法大臣之を定む

第九十二條 合議裁判所長又は區裁判所の判事若し監督判事の其の裁判所に於て修習中の試補に書記の事務を臨時取扱ひしむることを得

前項の場合に於て職務上署名を要するとき特別の許可を得て署名する旨を記す

第九十三條 豫備書記の事務の取扱は於ては書記と同じ但し書記規則中に制限を設けたるもの此の限を在らす

第五章 執達吏

第九十四條 各區裁判所に第九條を従ひ相應なる員數の執達吏を置く

第九十五條 執達吏に司法大臣之を任じ及之を補す司法大臣の控訴院長は其の管轄區域内の裁判所の執達吏を任じ及補するの權を委任することを得

執達吏を任せらるるしよ必要な資格並に試験に關る規則に司法大臣之を定む

第九十六條 執達吏の手数料を受く其の手数料一定の額を達せざるとき補助金を受く

●裁判所構成法

二十六

第九十七條 執達吏の其の所屬區裁判所を管轄する地方裁判所管轄區域内の何れの場所も於ても其の職務を行ふ

第九十八條 裁判所より發する文書として送達を要するもの、執達吏を以て之を送達す但し書記より直接若し郵便を以て送達することを法律の許す場合、此の限を在らず

執達吏の刑事に付警察官を以て執行を爲さしむる場合、限り裁判所の裁判を執行す

前二項に掲げたるものを除く外執達吏の權限の訴訟法又は特別法の定むる所を依る

第九十九條 執達吏の其の職務を適實に行ふ爲保證金を出すことを要す執達吏の職務細則並に保證金に關る規則は司法大臣之を定む

第一百條 執達吏の其の所屬裁判所の上官の命を受けたる書記及其の裁判所を管轄する地方裁判所の上官の命を受けたる書記及其の書記の上官の命令に従ふ

第六章 廷丁

第一百一條 廷丁の大審院控訴院及地方裁判所に於ては裁判所長區裁判所に於ては地方裁判所長之を雇ひ及其の雇を解く

第一百二條 廷丁の開廷に出頭せしめ及司法大臣の發したる一般の規則中定めたる事務を取扱はしむ

區裁判所の執達吏を用ゐること能はざるときは其の裁判所所在地に於て書類を送達する爲廷丁を用ゐることを得

第三編 司法事務の取扱

第一章 開廷

第一百三條 開廷の裁判所又は支部に於て之を爲す

司法大臣は於て事情は因り必要なりと認むるときは區裁判所をして其の管轄區域内の一定の場所に於て職務を行はしむることを得

第一百四條 訴訟審問の上席及指揮の合議裁判所に於ては開廷を爲したる裁判長は屬し區裁判所に於ては開廷を爲したる判事は屬す

裁判長は屬する權に裁判上一人して職務する判事も亦屬す

第一百五條 裁判所に於て對審の公開を停むるの決議を爲したるときは其の決議に其の理由と共に公衆を退かしむる前之を言渡す此の場合に於て裁判所の判決を言渡すときは再び公衆を入廷せしむべし

第一百六條 裁判長の公開を停めたる時も入廷の特許を與ふることを至當と認むる者を入廷せしむるの權を有す

●裁判所構成法

二十七

●裁判所構成法

二十八

第一百七條 裁判長の婦女兒童及相當なる衣服を著せざる者を法廷より退かしむることを得  
其の理由の之を訴訟の記録に記入す

第一百八條 開廷中秩序の維持に裁判長は屬す

第一百九條 裁判長の審問を妨ぐる者又は不當の行狀を爲す者を法廷より退かしむるの權を  
有す

前項に掲けたる違犯者の行狀は因り之を勾引し閉廷のときまで之を勾留するの必要あり  
と認むるとき裁判長の之を命令するの權を有す閉廷のとき裁判所の之を釋放することを  
命じ又ハ五圓以下の罰金若ハ五日以内の拘留を處することを得

此の處罰は對しての上告を許し控訴を許さす且其の所爲の輕罪若ハ重罪に該るべきもの  
なるときハ之を對して刑事訴追を爲すことを得

第一百十條

前條の規程ハ左の變更を以て當事者證人及鑑定人にも亦之を適用す

第一 裁判所の閉廷を待たずして本條の違犯者を速時ハ罰することを得

第二 違犯者原告なるときハ裁判所の處罰の上仍本人宥恕を請ふか又ハ恭順を表して  
不敬の罪を謝するまで其の審問を中止することを得

第一百十一條 裁判長の不當の言語を用ふる辯護士は對し同事件ハ付引續き陳述するの權を

行ふことを禁ずることを得其の禁止ハ此の行狀ハ付懲戒上の訴追を爲すことを妨げず

第一百十二條 裁判所の開廷中秩序を維持する爲第百九條第百十條及第百十一條を以て與へ  
たる權ハ豫審判事又ハ受命判事又ハ法律に從ひ其の職務を行ふ試補も亦之を行ふことを得

此の場合ハ於ての異議ハ二十四時以内ハ其の判事又ハ試補ハ之を申出ることを得  
豫審判事又ハ其の命を受けたる試補の命令を爲したる場合ハ於てハ其の判事の屬する裁  
判所の刑事部若ハ刑事支部ハ於て前項の異議を裁判す受命判事又ハ其の命を受けたる試  
補の命令を爲したる場合ハ於てハ其の判事に命じたる裁判所ハ於て之を裁判す

第一百十三條 第百九條第百十條第百十一條及第百十二條を以て與へたる權を行ひたるとき  
ハ訴訟の記録ハ之を記入し及其の理由を記す

前項の場合ハ於て其の所爲の重罪若ハ輕罪に該るべきものなるか又ハ懲戒上罰すべきも  
のなるべきハ詳細ハ之を記入し裁判長の其の事件を更ハ處分するの權ある官廳ハ報告を  
爲す

第一百十四條 判事檢事及裁判所書記ハ公開したる法廷ハ於てハ一定の制服を著す

前項の開廷ハ於て審問ハ參與する辯護士も亦一定の職服を著することを要す

第二章 裁判所の用語

●裁判所構成法

二十九

●裁判所構成法

第一百五條 裁判所は於て日本語を用う

當事者證人又ハ鑑定人の中日本語を通せざる者あるときは訴訟法又ハ特別法を適用する場合に於て之を用う

第一百六條 通事の任命及使用並ニ訴訟手續上其の行ふべき職務に關する規則は司法大臣之を定む

第一百七條 通事の得難き場合に於て書記其の言語を通ずるときは裁判長の承諾を得て通事を利用することを得

第一百八條 外國人の當事者たる訴訟に關係を有する者及其の訴訟の審問に參與する官吏の或る外國語を通ずる場合に於て裁判長便利と認むるときは其の外國語を以て口頭審問を爲すことを得但し其の審問の公正記録に日本語を以て之を作る

第三章 裁判の評議及言渡

第一百九條 合議裁判所の裁判に此の法律に従ひ定数の判事之を評議し及之を言渡す

第二十條 四日以上引續くべき見込ある刑事の審問に於て裁判所長の補充判事一人を命じ之を立會にせしむることを得此の補充判事其の審問中或る判事の疾病其の他の事故に因り引續き參與することを得ざる場合に於て之を代り審問及裁判を完結するの權を有す

第二十一條 判事の評議の之を公行せず但し豫備判事及試補の傍聴を許すことを得

判事の評議に其の裁判長之を開き且之を整理す其の評議の顛末並ニ各判事の意見及多少の數を付ての嚴密を保守することを要す

第二十二條 評議の際各判事意見を述べたる順序に官等の最も低き者を始とし裁判長を終とす官等同きときは年少の者を始とし受命の事件に付ての受命判事を始とす

第二十三條 裁判の過半数の意見に依る

金額に付判事の意見三説以上に分れ其の説各過半数に至らざるときは過半数に至るまで最多額の意見より順次寡額を合算す

刑事に付其の意見三説以上に分れ各過半数に至らざるときは過半数に至るまで被告人に不利なる意見より順次利益なる意見に合算す

第二十四條 判事の裁判すべき問題に付自己の意見を表することを拒むことを得す

第四章 裁判所及検事局の事務章程

第二十五條 裁判所及検事局の標準を爲すべき規則は司法大臣之を定む

控訴院長及検事長の前項の規則により各自管轄区域内の裁判所及検事局に對して事務の一般の取扱に關り成るべく統一を旨とし殊に裁判所及検事局の開庭時間及開庭の時日

●裁判所構成法

付訓令を發す

第五章 司法年度及休暇

第二百二十六條 司法年度の一月一日より十二月三十一日まで終る

第二百二十七條 裁判所の休暇は七月十一日より始まり九月十日より終る

第二百二十八條 休暇中の左の事件の外既に著手したる民事訴訟を中止す且新なる訴訟も著手せず

第一 爲替手形若し約束手形其の他の流通證書を關する請求

第二 船舶又は運送貨物の積荷を對する請求

第三 財産差押事件

第四 住家其の他の建物又は其の或る部分の受取明渡使用占據若し修繕を關し又し賃借人の家具若し所持品を賃借人の差押へたることと關し賃借人と賃借人との間を起りたる訴訟

第五 養料の請求

第六 保證を出さしむる請求

第七 取掛りたる建築の繼續を關する事件

第八 前數項に掲げたるものを除く外區裁判所の判事は於て又し民事訴訟法の定むる所を從ひ休暇部若し休暇部長は於て直し著手すべき緊急のものと認めたる請求若し事件

第二百二十九條 休暇中に拘らず刑事訴訟非訟事件判決執行破産事件並し民事訴訟法を依り略式を以て取扱ふことを得べき訴訟の之を停止することなし

第二百三十條 合議裁判所は於ては休暇中事務取扱の爲し休暇部と稱する一若し二以上の部を設く

休暇部の組立し休暇の始まる前裁判所長之を定む第二十三條の此の部も亦之を適用す二人以上の判事を置きたる區裁判所の休暇事務取扱方法の監督判事之を定む

第六章 法律上の共助

第三百一十一條 裁判所の訴訟法又は特別法の定むる所を依り互し法律上の補助を爲す

法律上の補助の別し法律を定めたる場合の外し所要の事務を取扱ふべき地の區裁判所は於て之を爲す

第三百十二條 檢事局も亦各自の管轄區域内は於て取扱ふべき事務を付互し法律上の補助を爲す

●裁判所構成法

第三百三十三條

裁判所書記課も亦其の權内の事件又ハ其の配下の執達吏の權内の事件ハ付  
互ハ法律上の補助を爲す

三十四

第四編 司法行政の職務及監督權

第三百三十四條

合議裁判所長區裁判所の判事若ハ監督判事檢事總長檢事長檢事正ハ司法大  
臣の由て以て司法行政の職務を行ハるの官吏トす

第三百三十五條

司法行政監督權の施行ハ左の規程ニ依る

第一 司法大臣ハ各裁判所及各檢事局を監督す

第二 大審院長ハ大審院を監督す

第三 控訴院長ハ其の控訴院及其の管轄區域内の下級裁判所を監督す

第四 地方裁判所長ハ其の裁判所若ハ其の支部及其の管轄區域内の區裁判所を監督す

第五 區裁判所の一人の判事若ハ監督判事ハ其の裁判所所屬の書記及執達吏を監督す

第六 檢事總長ハ其の檢事局及下級檢事局を監督す

第七 檢事長ハ其の檢事局及其の局の附置せられたる控訴院管轄區域内の檢事局を監  
督す

第八 檢事正ハ其の檢事局及其の局の附置せられたる地方裁判所管轄區域内の檢事局

を監督す

を監督す

第三百三十六條 前條ニ掲けたる監督權ハ左の事項を包含す

第一 官吏不適當又ハ不充分ニ取扱ひたる事務ニ付其注意を促シ並ニ適當ニ其の事務  
を取扱ふことを之ニ訓令する事

第二 官吏の職務上ト否トハ拘らず其の地位ニ不相應なる行狀ニ付之ニ諭告する事  
但し此の諭告を爲す前其の官吏をして辯明を爲すことを得せしむへし

第三百三十七條 第十八條及第八十四條ニ掲けたる官吏ハ第三百三十五條ニ依り行ふべき監督  
を受くるの官吏中ニ之を包含す

第三百三十八條 裁判所若ハ檢事局の官吏ニして適當ニ其の職務を行ハる者又ハ其の行狀  
其の地位ニ不相應なる者ニ付第三百三十六條を適用すること能ハるときハ懲戒法ニ從ヒ  
之を訴追す

第三百三十九條 前數條ニ掲けたる司法行政の職務及監督權ハ判事若ハ檢事其の官吏たるの  
資格又ハ其の他の資格を以て爲したる事ニ對して起リたる請求ニ付其の請求を満足せし  
むる爲之を執行することを得す

第四百十條 司法事務取扱の方法ニ對する抗告殊ニ或る事務の取扱方ニ對シ又ハ取扱の延

●裁判所構成法

三十五

滯若の拒絶を對する抗告の此の編に掲けたる司法行政の職務及監督權を依り之を處分す  
第四百十一條 裁判所及検事局の司法大臣又の監督權ある判事若の検事の要求あるとき  
法律上の事項又の司法行政に關する事項を付意見を述べ

第四百十二條 司法官廳を對して起りたる民事の訴訟に於て其の訴訟を受けたる裁判所  
の検事局の司法官廳を代表す

第四百十三條 此の編に掲けたる前各條の規程に裁判上執務する判事の裁判權を影響を及  
ぼし又之を制限することなし

附則

第四百十四條 此の法律の施行に關する規程並に從來の法律として此の法律に牴觸すと雖も  
當分の内仍効力を有せしむるもの別は法律を以て之を定む

法律第二十二號

裁判所構成法施行條例

第一條 從來の治安裁判所の裁判所構成法を定めたる區裁判所とし從來の始審裁判所の裁  
判所構成法を定めたる地方裁判所とし又從來の控訴院大審院の裁判所構成法を定めたる

控訴院大審院とす

第二條 始審裁判所從來の検事局の裁判所構成法に定めたる地方裁判所の検事局とす控訴  
院大審院の検事局も亦同し

第三條 區裁判所の管轄區域を爲す町村の變更の之を區裁判所管轄區域と及ぼすものとす

第四條 裁判所構成法實施前他の裁判所第一審として受理したる民事訴訟及刑事訴訟とし  
て同法に依り區裁判所の管轄を屬したるもの現在の儘相當の區裁判所に移るものとす  
既を爲したる裁判の區裁判所之を爲したるものと看做す

第五條 裁判所構成法に依り地方裁判所の第二審を屬すべきも既を控訴院に於て受理した  
る事件の控訴院之を裁判すへし又控訴院の管轄を屬すべきも既を大審院に於て受理した  
る民事刑事の上告の大審院之を裁判すへし

第六條 裁判所構成法實施前重罪裁判所に於て受理したる刑事訴訟の現在の儘相當の地方  
裁判所に移るものとす既を爲したる裁判の地方裁判所之を爲したるものと看做す

第七條 裁判所構成法實施前始審裁判所に於て受理したる郡長區長戸長又の市長町長村長  
に對する民事訴訟の同法に依り區裁判所の管轄を屬すべきものと雖其の地方裁判所之を  
裁判し控訴院に於て受理したる官廳に對する民事訴訟の其の控訴院之を裁判すへし

●裁判所構成法

三十八

第八條 裁判所構成法實施前高等法院に於て受理したる刑事訴訟の現在の儘相當の裁判所に移るものとす高等法院に於て裁判すべき事件を通常裁判所に於て受理したるものも亦同じ

第九條 明治十八年第三十一號布告違警罪即決例の裁判所構成法の爲に變更を受くることなし

第十條 明治十八年第十二號布告普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉の件處分法の裁判所構成法の爲に變更を受くることなし

第十一條 明治二十一年勅令第六十四号の仍効力を有す

區裁判所出張所に於て判事差支あるときその裁判所書記をして登記事務を取扱らしむることを得

北海道及島嶼にして區裁判所遠隔の地方に於て司法大臣の郡長町長又の村長を委任して登記事務を取扱らしむることを得

第十二條 東京地方裁判所管内小笠原島及伊豆七島に於て民事刑事の訴訟にして區裁判所の裁判權に屬するもの及非訟事件の裁判所設置まで島吏之を取扱ふ但し刑事訴訟の手續の便宜之を取扱ふことを得

第十三條 沖繩縣に於て民事刑事の訴訟及非訟事件にして區裁判所及地方裁判所の裁判權に屬するもの、裁判所設置まで同縣官吏之を取扱ふ但し控訴院の裁判權に屬するもの、長崎控訴院の管轄とす

第十四條 樺戸空知釧路の集治監の囚人罪を犯し輕罪以下に該る者の裁判に關する明治十五年第十六號第四十一號及明治十八年第四十二號布告の仍効力を有す

前項の裁判の地方裁判所之を爲したるものと看做す

第十五條 明治二十一年勅令第七十一號清國並に朝鮮國駐在領事裁判規則の裁判所構成法の爲に變更を受くることなし

第十六條 裁判所構成法實施の際在職の裁判官檢察官の同法第二編第一章の要件を必要とせず

第十七條 裁判所構成法實施の際在職の書記の同法第二編第四章第八十九條の要件を必要とせず

第十八條 裁判所構成法實施後三年間の司法大臣の試補實地修習の時間を一年六箇月まで減縮することを得

明治十七年太政官達第百二號判事登用規則及明治二十年勅令第三十七號文官試験試補及

●裁判所構成法

三十九



●裁判所構成法

見習規則に依り試補と爲りたる者の第二回試験を要せずして之を判事又は検事と任ずることを得

第十九條 裁判所構成法實施後一年間の司法大臣の同法第二編第二章第六十九條及第七十條の規程に拘らず補職を爲すことを得

第二十條 三年以上裁判官又は檢察官の職を奉じたる者又は三年以上舊參事院議官又は職官補の職を奉じたる者又は三年以上法制局參事官の職を奉じたる者又は三年以上司法省高等官(會計局の高等官を除く)の職を奉じたる者の裁判所構成法實施後一年間の之を判事又は検事と任ずることを得

第二十一條 裁判所構成法第二編第二章第七十四條及第七十五條の檢事も亦之を適用す

法律第二十二號參照

第十六號布告(明治十五年三月三日)

樺戶集治監の囚人假出獄免幽閉の者とも罪を犯し輕罪以下に該る者の司獄官吏に於て裁判し治罪の手續も便宜取計ふへし

但重罪の函館重罪裁判所の管轄に屬す

第四十一號布告(明治十五年八月十二日)

空知集治監の囚人假出獄免幽閉の者とも罪を犯し輕罪以下に該る者の司獄官吏に於て裁判し治罪の手續も便宜取計ふへし

但重罪の函館重罪裁判所の管轄に屬す

第四十二號布告(明治十八年十二月十七日)

釧路集治監の囚人假出獄免幽閉の者とも罪を犯し輕罪以下に該る者の司獄官吏に於て裁判し治罪の手續も便宜取計ふへし

但重罪の根室重罪裁判所の管轄に屬す

勅令第六十四號(明治二十一年九月十七日官報)

治安裁判所出張所を置き登記事務並期日を定め裁判事務を取扱はしむ其位置及び管轄區域の司法大臣之を定む

◎裁判所構成法 終

●裁判所構成法

朕民事訴訟法ヲ裁可シ之ヲ公布セシム此法律  
ハ明治二十四年一月一日ヨリ施行スヘキコト  
ヲ命ス

御名御璽

明治二十三年三月二十七日

陸軍大臣	伯爵大山巖
大藏大臣	伯爵松方正義
司法大臣	伯爵山田顯義
海軍大臣	伯爵西郷從道
內閣總理大臣兼內務大臣	伯爵山縣有朋

文部大臣 子爵榎本武揚  
 逓信大臣 伯爵後藤象二郎  
 外務大臣 子爵青木周藏  
 農商務大臣 岩村通俊

法律第二十九號  
 民事訴訟法目録

第一編 総則

第一章 裁判所

- 第一節 裁判所の事物の管轄
  - 第二節 裁判所の土地の管轄
  - 第三節 管轄裁判所の指定
  - 第四節 裁判所の管轄又付ての合意
  - 第五節 裁判所職員の除斥及び忌避
  - 第六節 検事の立會
- 第二章 當事者
- 第一節 訴訟能力
  - 第二節 共同訴訟人
  - 第三節 第三者の訴訟參加
  - 第四節 訴訟代理人及び輔佐人

●民事訴訟法

- 第五節 訴訟費用
- 第六節 保證
- 第七節 訴訟上の救助

第三章 訴訟手續

- 第一節 口頭辯論及び準備書面
  - 第二節 送達
  - 第三節 期日及び期間
  - 第四節 懈怠の結果及び原狀回復
  - 第五節 訴訟手續の中断及び中止
- 第二編 第一審の訴訟手續
- 第一章 地方裁判所の訴訟手續
  - 第一節 判決前の訴訟手續
  - 第二節 判決
  - 第三節 關席判決
  - 第四節 計算事件、財産分別及び此に類する訴訟の準備手續

●民事訴訟法

第五節 證據調の總則

第六節 人證

第七節 鑑定

第八節 書證

第九節 檢證

第十節 當事者本人の訊問

第十一節 證據保全

第二章 區裁判所の訴訟手續

第一節 通常の訴訟手續

第二節 督促手續

第三章 控訴

第四章 上訴

第五章 抗告

再審 證書訴訟及び爲替訴訟

第六編 強制執行

第一章 總則

第二章 金錢の債權に付ての強制執行

第一節 動産に對する強制執行

第一款 通則

第二款 有體動産に對する強制執行

第三款 債權及び其他の財産權に對する強制執行

第四款 配當手續

第二節 不動産に對する強制執行

第一款 通則

第二款 強制競賣

第三款 強制管理

第三章 船舶に對する強制執行

第四章 金銭の支拂を目的とせざる債權

假差押及び假處分

第七編 公示催告手續

第八編 仲裁手續

◎民事訴訟法

第一編 總則

第一章 裁判所

第一節 裁判所の事物の管轄

第一條 裁判所の事物の管轄は裁判所構成法の規定に從ふ

第二條 訴訟物の價額に依り管轄の定まるときは以下數條の規定に從ふ

第三條 訴訟物の價額の起訴の日時及び於ける價額に依り之を算定す果實、損害賠償及び訴訟費用の法律上相牽連する主たる請求に附帶し一の訴を以て請求するときは之を算入せ

第四條 一の訴を以て數箇の請求を爲すときは前條第二項に掲ぐるものを除く外其額を合算す

第五條 本訴と反訴との訴訟物の價額に之を合算せず

第六條 訴訟物の價額に左の方法に依り之を定む

第一 債權の擔保又は債權の擔保を爲す從たる物權が訴訟物なるときは其債權の額に

第二 債權の擔保又は債權の擔保を爲す從たる物權が訴訟物なるときは其債權の額に

第三 債權の擔保又は債權の擔保を爲す從たる物權が訴訟物なるときは其債權の額に

●民事訴訟法

依る但物權の目的物の價額寡きとき其額又依る

第二 地役か訴訟物なるとき其要役地の地役又依り得る所の價額又依る但地役の爲め承役地の價額の減したる額か要役地の地役又依り得る所の價額より多きとき其減額又依る

第三 賃貸借又ハ永貸借の契約の有無又ハ其時期か訴訟物なるとき其争ある時期又當る借賃の額又依る但一个年借賃の二十倍の額又右の額より寡きとき其二十倍の額又依る

第四 定時の供給又ハ収益又付ての權利か訴訟物なるとき其一个年收入の二十倍の額又依る但収入權の期限定まりたるもの又付て其將來の收入の総額か二十倍の額より寡きとき其額又依る

第六條 訴訟物の價額の必要なる場合又於て第三條乃至第五條の規定又從ハ裁判所の意見を以て之を定む

裁判所の申立又因リ證據調を命し又ハ職權を以て檢證若クハ鑑定を命することを得

第七條 地方裁判所の判決又對して其事件か區裁判所の事物の管轄又屬す可き理由を以て不服を申立つることを得す

第八條 事物の管轄又付き區裁判所又ハ地方裁判所か管轄違なりと宣言し其裁判確定したるときハ此裁判の後又其事件の繫屬す可き裁判所を羈束す

第九條 地方裁判所か事物の管轄違なりとして訴を却下するるとき其原告の申立又因リ同時又判決を以て原告の指定したる自己の管轄内の區裁判所又其訴訟を移送す可し

區裁判所か事物の管轄違なりとして訴を却下するるとき其同時又判決を以て其訴訟を所屬の地方裁判所又移送す可し

移送の申立又判決又接著する口頭辯論の終結前又之を爲す可し  
移送言渡の判決確定したるとき其訴訟ハ移送を受けたる裁判所又繫屬するものと看做す

第二節 裁判所の土地の管轄(裁判籍)

第十條 人の普通裁判籍ハ其住所又依りて定まる

普通裁判籍ある地の裁判所ハ其人又對する總ての訴又可き管轄を有す但訴又付き專屬裁判籍を定めざる場合又限る

第十一條 軍人、軍屬ハ裁判籍又付てハ兵營地若クハ軍艦定繫所を以て住所とす但此規定ハ豫備、後備の軍籍又在る者及ハ兵役義務履行の爲めのみ又服役する軍人、軍屬又之を

適用す

第十二條 外國に在る本邦の公使及び公使館の官吏並に其家族、從者の裁判籍上の住所の本邦に於て本人の最後有せし住所なりとす此住所なきものも付ての司法大臣の命令を以て豫め定むる東京内の區を以て其住所なりとす

第十三條 内國に住所を有せざる者の普通裁判籍の本人の現在地に依りて定まる若し其現在地の知れざるか又外國に在るとき其最後有せし内國の住所に依りて定まる然れども外國に住所を有する者に對して内國に於て生じたる權利關係に限り前項の裁判籍に於て訴を起すことを得

第十四條 國の普通裁判籍の訴訟に付き國を代表する官廳の所在地に依りて定まる但訴訟に付き國を代表するに付ての規定の勅令を以て之を定む  
公又の私の法人及び其資格に於て訴へらるることを得る會社其他の社團又の財團等の普通裁判籍の其所在地に依りて定まる此所在地の別段の定なきときは事務所所在地とす若し事務所なきときは又の數所に於て事務を取扱ふときは其首長又の事務擔當者の住所を以て事務所と看做す

第十五條 生徒、雇人、營業使用人、職工、習業者、其他性質上一定の地に永く寓在す可き者

は對する財産權上の請求に付ての訴に其現在地の裁判所を起すことを得  
兵役義務履行の爲めのみは服役する軍人、軍屬に對しては其兵營地若くは軍艦定繫所の裁判所に前項の訴を起すことを得

第十六條 製造商業其他の營業に付き直接に取引を爲す店舗を有する者に對しては其店舗所在地の裁判所に營業上を關する訴を起すことを得

前項の裁判籍の住家及び農業用建物ある地所を利用する所有者、川益者又の賃借人に對する訴に付ても亦之を適用す但此訴か地所の利用に付ての權利關係を有するときはに限る  
第十七條 内國に住所を有せざる債務者に對する財産權上の請求に付ての訴に其財産又の訴を爲して請求する物の所在地の裁判所に之を起すことを得

債權に付ての債務者(第三債務者)の住所を以て其財産の所在地とす又債權に付き物か擔保の責を負ふとき其物の所在地を以て財産の所在地とす

第十八條 契約の成立若くは不成立の確定又其履行若くは銷除、廢罷、解除又其不履行若くは不十分の履行に關する賠償の訴に其訴訟に係る義務を履行す可き地の裁判所に之を起すことを得

第十九條 會社其他の社團より社員に對し又の社員より社員に對し其社員たる資格を以て

●民事訴訟法

請求の訴の其會社其他の社團の普通裁判籍ある地の裁判所を起すことを得

第二十條 不正の損害の訴の責任者對し其行為の有りたる地の裁判所を起すことを得

第二十一條 辨護士又の執達吏の手数料及び立替金を付き其委任者對する訴の訴訟物の價額の多寡を拘へらず本訴訟の第一審裁判所を起すことを得

第二十二條 不動産を付ての所在地の裁判所を起すことを得  
及以分割並に經界の訴を専らに管轄す

地役を付ての訴の承役地所在地の裁判所を起すことを得

第二十三條 不動産上の裁判籍を於ての債權の擔保を爲す從たる物權を基く不動産上の訴を附帶して同一被告を對する債權の訴を起すことを得

不動産上の裁判籍を於ての不動産の所有者若くは占有者對する人權の訴又は不動産を加へたる損害の訴を起すことを得

第二十四條 相續權、遺贈其他死亡を因りて効果を生ずる處分を基く請求の訴の遺産者死亡の時、普通裁判籍を有せし裁判所を起すことを得

相續裁判籍を於ての遺産債權者より遺産者又の相續人を對する請求の訴を起すことを得

但遺産の全部又は一分が其裁判所の管轄区内に存在するときはに限る

第二十五條 第二十二條の規定を除く外原告の數箇の管轄裁判所の中より就き選擇を爲すことを得

第三節 管轄裁判所の指定

第二十六條 管轄裁判所の指定に裁判所構成法に定めたる場合の外尙は不動産上の裁判籍を起す可き場合を於て不動産が數箇の裁判所の管轄区内に散在するときは亦之を爲す

す

第二十七條 管轄裁判所の指定を付き申請を爲す場合及び其決定を爲す裁判所の裁判所構成法第十條の規定に従ふ

第二十八條 管轄裁判所の指定を付ての申請の書面又は口頭を以て其申請を付き管轄權を有する裁判所を爲すことを得

右裁判所の口頭辯論を経して其申請を決定す

管轄裁判所を定めたる決定を對しての不服を申立つることを得す

第四節 裁判所の管轄を付ての合意

第二十九條 第一審裁判所の當然管轄權を有せざるも當事者の合意を因り管轄權を有す但

●民事訴訟法

書面を以て合意を爲し且其合意か一定の権利關係及び其権利關係より生ずる訴訟に係るときは限り

第三十條 被告が管轄違の申立を爲さずして本案の口頭辯論を爲すときは亦前條と同一の効力を生ず

第三十一條 左の場合に於ては第二十九條及び第三十條の規定を適用せず

第一 財産權上の請求を非ざる訴訟に係るとき

第二 專屬管訴に屬する訴なるとき

第五節 裁判所職員の除斥及び忌避

第三十二條 判事の左の場合に於ては法律に依り其職務の執行より除斥せらる可し

第一 判事又其婦か原告若くは被告たるべき又訴訟に係る請求を付し當事者の一方若くは雙方と共同權利者、共同義務者若くは償還義務者たる關係を有するるとき

第二 判事又其婦か當事者の一方若くは雙方又其配偶者と親族なるとき但姻族に付ては婚姻の解除したるときと雖も亦同じ

第三 判事か同一の事件に付き證人若くは鑑定人と爲りて訊問を受くるとき又訴訟

代理人たる任を受くるとき若くは受けたるとき又法律上代理人と爲る權利を有するときは若くは之を有したるとき

第四 判事か不服の申立ある裁判を前審又仲裁に於て爲すに當り判事又仲裁人として干與したるとき但此場合に於て判事の受命判事又受託判事としての職務の執行より除斥せらるること無し

第三十三條 判事か法律に依り職務の執行より除斥せらるるとき及び偏頗の恐あるとき總ての場合に於て各當事者より之を忌避することを得  
偏頗の忌避の判事の不公平なる裁判を爲すことを疑ふに足る可き事情あるときは之を爲すことを得

第三十四條 判事か法律に依り職務の執行より除斥せらるる場合に於ける判事の忌避に其訴訟の如何なる程度に在るを問はず之を爲すことを得  
偏頗の恐ある場合に於ては原告若くは被告其覺知したる忌避の原因を主張せずして判事の面前に於て申立を爲し又相手方の申立に對し陳述を爲したる後に其判事を忌避することを得

第三十五條 忌避の申請に判事所屬の裁判所を書面又口頭を以て之を爲すことを得



忌避の原因の之を疏明することを要す忌避せられたる判事の職務上の陳述の其疏明の用  
よ充つることを得  
原告若くは被告か判事の面前に於て申立を爲し又ハ相手方の申立に對し陳述を爲したる  
後其判事は對し偏頗の忌避を爲すときハ忌避の原因其後ハ生じ又ハ之を其後ハ覺知した  
ることを疏明す可し

第三十六條 忌避せられたる判事合議裁判所又屬するときハ其裁判所忌避の申請を裁判す  
但忌避せられたる判事の其裁判に參與することを得ず

若し其裁判所右判事の退去に因り決定を爲すこと能はるときハ直近上級の裁判所其  
申請を裁判す

區裁判所判事忌避せられたるときハ上級の地方裁判所其申請を裁判す若し區裁判所判事  
ハ忌避の申請を正當なりと爲すときハ裁判所を要せず

第三十七條 忌避の申請に付ての裁判の口頭辯論を経して之を爲すことを得忌避せられ  
たる判事の先づ申請の理由に付き職務上意見を述べ可し

第三十八條 忌避の申請を正當なりと宣言する決定に對してハ上訴を爲すことを得其申  
請を不當なりと宣言する決定に對してハ即時抗告を爲すことを得

第三十九條 忌避せられたる判事の忌避申請の完結するまで總ての行爲を避く可し然れど  
も偏頗の爲メ忌避せられたる判事の猶豫す可からざる行爲を爲す可し

第四十條 忌避申請の管轄裁判所の其申請をらざるも忌避の原因たる事情に付き判事より  
申出あるとき又ハ他の事由よりして判事ハ法律に依り除斥せらる疑あるときも亦裁判を  
爲す  
此裁判の豫め當事者を審訊せしめて之を爲す又其裁判の之を當事者に送達することを要  
せず

第四十一條 本節の規定の裁判所書記も之を準用す但其裁判の書記所屬の裁判所之を爲  
す

第六節 檢事の立會

第四十二條 檢事の左の訴訟に付き意見を述べたる爲め其口頭辯論に立會ふ可し

第一 公の法人に關する訴訟

第二 婚姻に關する訴訟

第三 夫婦間の財産に關する訴訟

第四 親子若くは養親子の分限其他總て人の分限に關する訴訟

●民事訴訟法

●民事訴訟法

- 第五 無能力者に關する訴訟
  - 第六 養料に關する訴訟
  - 第七 失踪者及び相續人虧缺の遺産に關する訴訟
  - 第八 證書の偽造若くは變造の訴訟
  - 第九 再審
- 檢事の陳述に當事者の辯論終りたるるとき之を爲す  
當事者の檢事の意見に對し事實の更正のみに付き陳述を爲すことを得

第二章 當事者

第一節 訴訟能力

- 第四十三條 原告若くは被告か自から訴訟を爲し又ハ訴訟代理人をして之を爲さしむる能力と法律上代理人に依れる訴訟無能力者の代表と法律上代理人か訴訟を爲し又ハ一の訴訟行為を爲すに付ての特別授權の必要との民法の規定に從ふ
- 第四十四條 外國人の自國の法律に從ひ訴訟能力を有せざるも本邦の法律に從ひ訴訟能力を有するものなるるとき之を有するものと看做す
- 第四十五條 裁判所の訴訟の如何なる程度に在るを問はず職權を以て訴訟能力、法律上代理人たる資格及び訴訟を爲すに必要なる授權に欠缺なきや否やを調査す可し

裁判所の遲滞の爲め原告若くは被告に危害あり且其欠缺の補正を認むるときは原告若くは被告又ハ其法律上代理人に其欠缺の補正を爲す條件を以て一時訴訟を爲すを許すことを得此場合よ於て裁判所の欠缺補正の爲め相當の時間を定め其期間の満了前よ判決を爲すことを得す但其欠缺の補正の判決に接着する口頭辯論の始結まで之を遅延することを得

- 第四十六條 訴訟無能力者又は相續人の未定の遺産又ハ不分明なる相續人に對し訴を起す可き場合よ於て法律上代理人あらざるるときは其事件の繫屬す可き裁判所の裁判長の申立に因り遲滞の爲め危害の恐ある場合よ限り特別代理人を任す可し
- 右申請の書面又ハ口頭を以て之を爲すことを得此裁判の口頭辯論を経すして之を爲し其裁判の申請人よ之を送達し又申請を認許したるときは其任せられたる特別代理人よ亦之を送達す可し
- 申請を却下する裁判に對しては抗告を爲すことを得
- 裁判長より任せられたる特別代理人ハ法律上代理人又ハ相續人の出頭するまで訴訟行為よ付き法律上代理人の權利及び義務を有す

●民事訴訟法

第四十七條 第十五條に掲げたる場合又は於て訴訟無能力者か其現在地又は兵營地若くは軍艦定繫所の裁判所を訴を受く可き場合又は於て其法律上代理人他の地に住するときは遅滞の爲め危害なしと雖も前條の規定に従ひ特別代理人を任することを得  
此他裁判を對し抗告を許す規定を除く外總て前條の規定を適用す

第二節 共同訴訟人

第四十八條 左の場合又は於ては共同訴訟人として數人か共訴を爲し又ハ訴を受くることを得

- 第一 數人か訴訟物又付き權利共通若くは義務共通の地位を立つとき
- 第二 同一なる事實上及び法律上の原因を基く請求又ハ義務か訴訟の目的物たるとき
- 第三 性質を於て同種類なる事實上及び法律上の原因を基く同種類なる請求又ハ義務か訴訟の目的物たるとき

第四十九條 共同訴訟人の其資格を於ては各別ハ相手方又對立し其一人の訴訟行為及び懈怠又ハ相手方より其一人又對する訴訟行為及び懈怠ハ他の共同訴訟人ハ利害を及ぼさず  
第五十條 然れ共總ての共同訴訟人又對し訴訟を係る權利關係が合一のみ確定す可きときは限り左の規定を適用す

共同訴訟人中の或る人の攻撃及び防禦の方法(證據方法を包含す)ハ他の共同訴訟人の利益を於て効を生ず  
共同訴訟人中の或る人か争ひ又ハ認諾せざるべきと雖も總ての共同訴訟人か悉く争ひ又ハ認諾せざるものと看做す  
共同訴訟人中の或る人のみか期日又ハ期間を懈怠したるときハ其懈怠したる者の懈怠せざる者又代理を任したるものと看做す  
然れども懈怠したる共同訴訟人ハ其懈怠せざりし場合又は於て爲す可き總ての送達及び呼出を爲すことを要す其懈怠したる共同訴訟人の何時たりとも其後の訴訟手續を再ハ加へることを得

第三節 第三者の訴訟参加

第五十一條 他人の間又は權利拘束と爲りたる訴訟の目的物の全部又ハ一分を自己の爲し請求する第三者ハ本訴訟の權利拘束の終至るまで其訴訟が第一審又は於て繫屬したる裁判所ハ當事者雙方又對する訴(主參加)を爲して其請求を主張することを得  
第三者か原告及び被告の共謀を因り自己の債權を損害を生ずることを主張するときは亦同し

第五十二條 本訴訟の第一審は繫屬すると上級審に繫屬するとを問はず原告、被告若くは主参加人の申立は因り又は職権を以て主参加人付ての権利拘束の終に至るまで之を中止することを得

中止の申請の書面又は口頭を以て本訴訟の繫屬する裁判所より之を爲すことを得  
決定の口頭辯論を経ずして之を爲すことを得  
中止を命ずる決定に對して即時抗告を爲すことを得

第五十三條 他人の間は権利拘束と爲りたる訴訟に於て其一方の勝訴は依り權利上利害の關係を有する者の訴訟の如何なる程度に在るを問はず権利拘束の繼續する間其一方を補助(從参加)する爲め之は附随することを得

第五十四條 從参加人の其附随する時より於ける訴訟の程度を妨げざる限り其主たる原告若くは被告の爲は攻撃及び防禦の方法を施用し且總ての訴訟行為を有効に行ひ殊に主たる原告若くは被告の爲は存する期間内は故障支拂命令に對する異議又は上訴を爲す權利を有す

從参加人の陳述及び行為と主たる原告若くは被告の陳述及び行為と相抵觸する場合に於て主たる原告若くは被告の陳述及び行為を以て標準と爲す但民法に於て此は異なる規定

あるとき此限は在らず

第五十五條 從参加人の訴訟より撤退したるときは雖も其補助したる原告若くは被告との關係に於て其訴訟の確定裁判を不當なりと主張することを得す

從参加人の其附随の時の訴訟の程度に因り又は主たる原告若くは被告の所爲に因り攻撃及び防禦の方法を施用することを妨げらるるときは又は主たる原告若くは被告が從参加人の當時知らざりし攻撃及び防禦の方法を故意又は重過失に因り施行せざりしときは限り其補助したる原告若くは被告が訴訟を不十分と爲したりと主張することを得

第五十六條 從参加人の本訴訟の繫屬する裁判所に申請を以て之を爲す可し  
申請人の當事者及び訴訟を表示し又一定の利害關係及び附随せんとする陳述を開示す可し

申請の當事者より之を送達す可し  
從参加人の故障、異議又は上訴と併合して之を爲すことを得

第五十七條 原告若くは被告が從参加人付き異議を述べるときは當事者及び從参加人を審訊したる後決定を以て参加の許否を裁判す其裁判の口頭辯論を経ずして之を爲すことを得

利害關係の存否に付き争あるとき、從參加人其關係を疏明するのみを以て參加を許すに足る

右の決定に對して、即時抗告を爲すことを得

參加を許さざる裁判確定せざる間の從參加人を本訴訟に立會はしめ、殊に終ての期日、之を呼出し、又本訴訟に關係ある裁判を爲したるとき、從參加人、其裁判を送達す可し。

第五十八條 從參加人の當事者雙方の承諾を得て其附隨したる原告若くは被告、又代り訴訟を擔任することを得、此場合、於て其原告若くは被告の申立、因り判決を以て訴訟より其原告若くは被告を脱退せしむ可し

第五十九條 原告若くは被告若し敗訴するときは、第三者に對し擔保、又賠償の請求を爲し得へしと信し、又の第三者より請求を受く可きことを恐るゝ場合、於て訴訟の權利拘束間、第三者に訴訟を告知することを得

訴訟の告知を受けたる者、更に訴訟を告知することを得

第六十條 訴訟告知の訴訟の繫屬する裁判所、其訴訟告知の理由、及び訴訟の程度を記載したる書面を提出して之を爲す可し

此書面の第三者に送達することを要す、又訴訟を告知する原告若くは被告の相手方、其

謄本を送付す可し

第六十一條 訴訟の訴訟告知に拘はらず之を續行す

第三者參加す可きことを陳述するときは、從參加の規定を適用す

第六十二條 第三者の名を以て物を占有することを主張する者、其物の占有者として被告と爲りたるときは、本案の辯論前、第三者を指名し、之を陳述を爲さしむる爲め、其呼出を求むる

ときは、第三者の陳述を爲し、又之を爲す可き期日、まで本案の辯論を拒むことを得

第三者が被告の主張を争ふときは、又の陳述を爲さるとき、被告の原告の申立、應ずることを得

第三者が被告の主張を正當と認むるとき、被告の承諾を得て之に代り訴訟を引受くることを得

第三者が訴訟を引受けたるときは、裁判所の被告の申立、因り其被告を訴訟より脱退せしむ可し、其物を付ての裁判に被告に對しても、効力を有し、且之を執行することを得

第四節 訴訟代理人及び輔佐人

第六十三條 原告若くは被告自ら訴訟を爲さるとき、辯護士を以て訴訟代理人とし、之を爲す

辯護士の在らざる場合又は於て訴訟能力者たる親族若くは雇人を以て訴訟代理人と爲し若し此等の者の在らざるべき他の訴訟能力者を以て訴訟代理人と爲すことを得  
區裁判所又は於て辯護士の在るときと雖も訴訟能力者たる親族若くは雇人を以て訴訟代理人と爲すことを得

第六十四條 訴訟委任の裁判所の記録を備ふ可き書面委任を以て之を證す可し

私署證書の相手方の求む因り之を認證す可し其認證の公證人之を爲し又相當官吏之を爲すことを得

口頭辯論の期日又は受命判事若くは受託判事の面前又は於て口頭委任を爲し其陳述を圖書又は記載せしむるときは書面委任と同一なりとす

第六十五條 訴訟委任の反訴、主參加、故障、假差押若くは假處分又は強制執行を因り生ずる訴訟行爲を併せ訴訟を關する総ての訴訟行爲を爲し及び相手方より辨濟する費用の領收を爲す權を授與す

訴訟代理人の特別の委任を受くるは非されは控訴若くは上告を爲し、再審を求め、代人を任し和解を爲し、訴訟物を拋棄し又は相手方より主張したる請求を認諾する權を有せず

第六十六條 訴訟委任の法律上の範圍（第六十五條第一項を制限するも其制限の相手方又は對し効力なし）  
然れども辯護士に依れる代理を除く外は各箇の訴訟行爲を付き委任を爲すことを得

第六十七條 訴訟代理人數人あるときは共同若くは各別して代理することを得但委任は此と異なる定あるも相手方と對し其効力なし

第六十八條 訴訟代理人が委任の範圍内又は於て爲したる訴訟上の行爲及び不行爲の原告若くは被告と對しては其本人の行爲又は不行爲と同一なりとす

然れども代理人の事實上の陳述の其代理人と共に裁判所に出頭したる原告若くは被告より即時之を取消し又は更正したるときは限り其効力を失ふ

第六十九條 委任者の死亡、訴訟能力若くは法律上代理の變更、委任の廢罷及び代理の謝絶に因る委任の消滅は其消滅を通知するまで相手方と對し其効力なし

此通知書の原告若くは被告より受訴裁判所又は之を差出し裁判所の相手方又は之を送達す可し

代理人の謝絶を爲すも委任者他の方法を以て自己の權利の防衛を爲さざる間の其委任者の爲し行爲を爲すことを得

第七十條 委任の欠缺の原告若くは被告の爲め其代理人なきものと看做す

民事訴訟法

裁判所の職権を以て委任の欠缺を調査し委任なく又の適式の委任なく代理人として出頭する者は事情に従ひ費用及び損害の保證を立てしめ又の之を立てしめずして假し訴訟を爲すを許すことを得判決の欠缺を補正し又の之を補正する爲め裁判所の適宜は定むる期間の満了後又限り之を爲すことを得但欠缺の補正の判決は接著する口頭辯論の終結まで之を迫完することを得

第七十一條 原告若くは被告の辯護士を補佐人と爲し又の何時までも裁判所の取消し得へき許可を得て他の訴訟能力者を補佐人と爲して共に出頭することを得其輔佐人の口頭辯論に於て權利を伸張し又の防禦する爲め原告若くは被告を補助するものとす  
補佐人の演述の原告若くは被告即時之を取消し又の更正せざるるときは限り原告若くは被告自ら演述したるものと看做す

第五節 訴訟費用

第七十二條 敗訴の原告若くは被告の訴訟の費用を負担し殊に訴訟は因り生じたる費用を相手方又は辨濟す可し但其費用の裁判所の意見は於て相當なる權利伸張又の權利防禦は必要なりと認むるものと限る  
訴訟中又訴を取下げ、請求を抛棄し又の相手方の請求を認諾する原告若くは被告の訴訟

の原告若くは被告も同じ

第七十三條 當事者の各方一分の勝訴と爲り一分の敗訴と爲るときは其費用を相消し又の割合を以て之を分擔す可し第一の場合に於ては各當事者の其支出したる費用を自ら負擔し他の一方は對し辨濟を請求することを得す

然れども裁判所の相手方の要求格外に過分なるは非す且別段の費用を生ぜざりしとき又の判事の意見、鑑定人の鑑定若くは相互の計算は因り要求額を定むるは非されの容易は過分の要求を避くることを得ざりしときは當事者の一方は訴訟費用の全部を負擔せしむることを得

第七十四條 被告直ちに請求を認諾し且其作爲は因り訴を起すに至らしめたるは非ざると  
きは訴訟費用の原告の勝訴と爲りたるは拘りらす其負擔は歸す

第七十五條 期日若くは期間を懈怠し又の自己の過失は因り期日の變更、辯論の延期、辯論續行の爲とする期日の指定、期間の延長其他訴訟の遲滯を生せしめたる原告若くは被告の本案の勝訴者と爲りたるは拘りらす此が爲に生じたる費用を負擔す可し

第七十六條 裁判所の無益なる攻撃又の防禦の方法（證據方法を包含す）を主張したる原告若くは被告をして本案の勝訴者と爲りたるは拘りらす其方法の費用を負擔せしむるこ

とを得

第七十七條 無益なる上訴又ハ取下けたる上訴の費用ハ之を提出したる原告若クハ被告の負擔ニ歸ス

第七十八條 上訴又因リ裁判の全部又ハ一分を廢棄若クハ破毀するときは訴訟の總費用(上訴の費用を包含ス)の裁判ハ本案の終局裁判ト併合して更ニ之を爲す可シ  
原告若クハ被告カ前審ニ於テ主張することを得ヘカリシ事實又ハ攻撃若クハ防禦の方法を新ニ提出するニ因リ勝訴者ト爲るときハ其原告若クハ被告又上訴費用の全部又ハ一分を負擔せしむることを得

第七十九條 當事者カ訴訟物ニ付キ和解を爲すときは其訴訟の費用及ヒ和解の費用ハ其ニ相消したるものと看做ス但當事者別段の合意を爲したるときハ此限ニ在ラス

第八十條 法律の規定ニ從ヒ費用ニ付キ共同訴訟人の連帶義務の生ぜざるときハ限り其共同訴訟人の相手方又對シ平等又費用を負擔ス然れども共同訴訟人の訴訟ニ於ける利害の關係著しく相異なるるときハ裁判所ハ其利害關係の割合ニ從ヒ費用を負擔せしむることを得

共同訴訟人中の或る人カ特別の攻撃又ハ防禦の方法を主張したるときハ他の共同訴訟人

ハ此カ爲メ生じたる費用を負擔セズ

第八十一條 從參加又對シ原告若クハ被告カ異議を述べるときハ其異議の決定ニ於テ從參加人ト其原告若クハ被告との中間訴訟の費用ニ付キ第七十二條乃至第七十八條の規定ニ從ヒて裁判を爲す可シ

從參加を許したるとき又ハ異議を述べるときハ本訴訟の判決ニ於テ從參加人と相手方なる原告若クハ被告との間ニ從參加又因リ生じたる費用ニ付ても亦前數條の規定ニ從ヒて裁判を爲す可シ

第八十二條 費用の點ニ限りたる裁判又對してハ不服を申立つることを得ず然れども本案の裁判又對シ許す可キ上訴を提出し且追行するときは限り費用の點ニ付キ不服を申立つることを得

費用の點ニ限りたるるときと雖も相手方より提出したる上訴又附帶する場合ニ於てハ不服を申立つることを得

第八十三條 裁判所書記、法律上代理人、辯護士其他の代理人、及び執達吏の過失又ハ懈怠又因リ費用の生じたるるときハ受訴裁判所の申立又因リ又ハ職權を以て其費用の辨濟を負擔せしむる決定を爲すことを得但其決定前關係人又口頭又ハ書面にて陳辯を爲す機會を與



ふ可し

此裁判の口頭辯論を経ずして之を爲すことを得其決定に對して即時抗告を爲すことを得

第八十四條 辨濟す可き費用額の確定の申請に因り訴訟の第一審に繫屬したる裁判所の決定を以て之を爲す

申請の第七十二條第二項又の上訴取下の場合を除く外執行し得べき裁判に依るときは限り之を爲すことを得

申請の口頭を以て之を爲すことを得

申請の費用計算書、相手方と付與す可き計算書の謄本及び各箇費用額の疏明は必要なる證書を添附す可し

第八十五條 費用額確定の裁判の口頭辯論を経ずして之を爲すことを得

裁判所の裁判所書記は費用計算書の計算上の検査を命ずることを得裁判所の費用額確定の決定を爲す前相手方は計算書を付與して裁判所の定むる期間内に陳述を爲す可き旨を之に催告することを得此決定に對して即時抗告を爲すことを得

第八十六條 當事者の訴訟費用の全部又の一分を割合に從ひ分擔す可きとき裁判所の費用

額確定の決定を爲す前相手方は裁判所の定むる期間内に其費用の計算書を差出す可き旨を催告す可し此期間を徒過したる後の費用額確定の決定に相手方の費用を顧みず之を爲す可し但相手方の後自己の費用を以て其費用額確定の申請を爲す妨と爲ること無し

第六節 保證

第八十七條 訴訟上の保證の當事者か別段の合意を爲す場合又此律に於て保證を定むることを裁判所の自由なる意見に任ずる場合を除く外裁判所の意見に於て擔保十分なりとする現金又は有價證券を供託して之を爲す

第八十八條 原告又は原告の從參加人たる外國人の被告に對し其求に因り訴訟費用を付し保證を立つ可し

左の場合に於て保證を立つる義務を生ぜず

第一 國際條約又は原告の屬する國の法律に依り本邦人か同一の場合に於て保證を立つる義務なきこと

第二 反訴の場合

第三 證書訴訟及び爲替訴訟の場合

第四 公示催告を基き起したる訴の場合

第八十九條 裁判所の前條第一項の場合に於ては保證を立つ可き數額を確定す可し  
此數額を確定するに被告の訴を受けたるか爲め各審級に於て支出す可き訴訟費用の額  
を標準と爲す可し

訴訟中の保證の不足を生じ且追加保證を立つ可きことを被告が求むるときは前項と同一  
の手續に依る可し但爭なき請求の部分に擔保は十分なるときは此限に在らず

第九十條 裁判所の保證を立つ可き期間を定む可し

此期間の經過後裁判あるまでは保證を立てざる場合は於ては被告の申立に因り判決を以  
て訴を取下げたるを宣言し又原告が上訴を爲したるときは其上訴を取下げたりと宣言す  
可し

第七節 訴訟上の救助

第九十一條 何人を問はず自己及び其家族の必要なる生活を害するに非されは訴訟費用を  
出たすこと能はざる者の訴訟上の救助を求むることを得但其目的とする權利の伸張又ハ  
防禦の輕忽ならず又ハ見込なきに非すと見ゆるときは限る

第九十二條 外國人の國際條約又ハ其屬する國の法律に依り本邦人か同一の場合に於て訴  
訟上の救助を求むることを得るときは限り之を求むることを得

第九十三條 訴訟上救助の申請は訴訟の關係を表明し且證據方法を開示して其救助を求む  
る審級の裁判所に之を提出す可し其申請の口頭を以て以を爲すことを得

原告若くは被告の申請の提出と共に管轄市町村長より發したる證書を出たすことを要  
す其證書は原告若くは被告の身分、職業、財産並に家族の實況及び其納む可き田税の額  
を開示して訴訟費用支拂の無資力を證す可し

第九十四條 訴訟上の救助は各審に於て各別之を付與す第一審に於ては強制執行に付て  
も之を付與するものとす

前審に於て訴訟上の救助を受けたるときは上級審に於ては無資力を證することを要せず  
相手方上訴を提出したるときは上級審に於ては訴訟上の救助を求むる原告若くは被告の  
權利の伸張又ハ防禦の輕忽ならず又ハ見込なきに非すと見ゆるやを調査することを要せ  
す

第九十五條 訴訟上の救助に之を受けたる條件の存せざるときは又ハ消滅したるときは何  
時たりとも之を取消すことを得

第九十六條 訴訟上の救助に之を受けたる原告若くは被告の死亡と共に消滅す

第九十七條 訴訟上の救助に之を受けたる原告若くは被告の爲に左の效力を生ず

●民事訴訟法

第一 裁判費用（國庫の立替金を包含す）を濟清することの假免除

第二 訴訟費用の保證を立つることの免除

第三 送達及び執行行為を爲さしむる爲め一時無報酬にて執達吏の附添を求むる權利  
受訴裁判所の必要なる場合於ての訴訟上の救助を受けたる原告若くは被告の申立又因り又の職職を以て一時無報酬にて辯護士の附添を命ずることを得

第九十八條 訴訟上の救助の相手方より生じたる費用を辨濟する義務は影響を及ぼさず

第九十九條 救助を受けたる原告若くは被告の爲め假し濟清を免除したる裁判費用の訴訟費用は付き確定裁判を受けたる相手方又は訴若くは上訴の取下、抛棄、認諾若くは和解より因り訴訟費用を負擔す可き相手方より之を取立つることを得

救助を受けたる原告若くは被告は附添ひたる執達吏又は辯護士の同一の條件あるとき亦自己の權利に依り費用確定の方法を以て其手数料及び立替金を取立つることを得

第一百條 救助を受けたる原告若くは被告の自己及び其家族の必要なる生活を害せずして費用の濟清を爲し得るに至るときは假免除を得たる數額（第九十七條第一號）を直ち追拂ひする義務あり

第一百一條 裁判所の檢事の意見を聽きたる後訴訟上救助の付與並に辯護士附添の命令は付

ての申請、訴訟上救助の取消及び數額追拂の義務は付き決定を爲す  
此裁判の口頭辯論を経して之を爲すことを得

第一百二條 訴訟上の救助を付與し又は其取消を拒み若くは費用追拂を命ずることを拒む決定に對しては檢事に限り抗告を爲すことを得

辯護士の附添を命ずる決定に對しては上訴を爲すことを得す

訴訟上の救助を拒み若くは取消し又は辯護士の附添を拒み又は費用の追拂を命ずる決定に對しては原告若くは被告の抗告を爲すことを得

第三章 訴訟手續

第一節 口頭辯論及び準備書面

第一百三條 判決裁判所に於ける訴訟に付ての當事者の辯論は口頭なりとす但此法律に於て口頭辯論を経ずして裁判を爲すことを定めたるときは此限を在らす

第一百四條 口頭辯論の書面を以て之を準備す

第一百五條 準備書面は左の諸件を掲ぐ可し

第一 當事者及び其法律上代理人の姓名、身分、職業、住所、裁判所訴訟物及び附屬書類の表示

●民事訴訟法

第二 原告若くは被告が法廷に於て爲さんと欲する申立

第三 申立の原因たる事實上の關係

第四 相手方の事實上の主張に對する陳述

第五 原告若くは被告が事實上主張の證明又ハ攻撃の爲め用ゐんとする證據方法及ハ

相手方の申出てたる證據方法に對する陳述

第六 原告若くは被告又ハ其訴訟代理人の署名及ハ捺印

第七 年月日

第六六條 準備書面に於て提出す可き事實の簡明之を記載す可し此他事實上の關係の説

明並ハ法律上の討論の書面之を掲ぐることを得す

第六七條 準備書面ハ訴訟を爲す可き資格に付ての證書の原本、正本又ハ謄本其他總て

原告若くは被告の手中に存する證書にして書面中ハ申立の原因として引用したるもの

謄本を添附す可し

證書の一部分のみを要用とするときハ其冒頭、事件に屬する部分、終尾、日附、署名及ハ

印章へ謄寫したる抄本を添附するを以て足る證書か既ハ相手方ハ知れたるとき又ハ大部

なるときハ其證書を表示し且相手方之を閱覽せしめんと欲する旨を附記するを以て足

第六八條 當事者の準備書面及ハ其附屬書類並ハ相手方ハ付與する爲め必要なる謄本を裁

判所書記課に差出す可し

第六九條 裁判長の口頭辯論を開き且之を指揮す

裁判長の發言を許し又其命に從はざる者ハ發言を禁することを得

裁判長の事件に付き十分なる説明を爲さしめ且間斷なく辯論の終了することハ注意す又

必要なる場合ハ於てハ直ち辯論續行の期日を定む

裁判所に於て事件に付き十分なる説明を爲せりと認むるときハ裁判長の口頭辯論を閉ち

及ハ裁判所の判決並ハ決定を言渡す

第六十條 口頭辯論ハ當事者の申立を爲すに因りて始まる

當事者の演述の事實上及ハ法律上の點に於ける訴訟關係を包括す可し

口頭演述に換へて書類を援用することを許さず文字上の旨趣を要用とするときハ其要用

なる部分に限り之を朗讀することを得

第六十一條 各當事者の相手方の主張したる事實に對し陳述を爲す可し

明か争はざる事實の原告若くは被告の他の陳述より之を争はんとする意思が顯れざる

どきの明白したるものと看做す

不知の陳述の原告若くの被告の自己の行為は非す又自己の實驗したるものも非ざる事實に限り之を許す此場合も於て不知を以て答へたる事實の争ひたるものと看做す

第百十二條 裁判長の職權上調査す可き點に關し相手方より起さざる疑の存するときは其疑に付き注意を爲すことを得

裁判長の問を發して不明瞭なる申立を釋明し主張したる事實の不十分なる證明を補充し證據方法を申出て其他事件の關係を定むる必要なる陳述を爲さしむ可し

陪席判事の裁判長に告げて問を發することを得  
當事者の相手方と對し自ら問を發することを得す然れども其問を發す可き旨を裁判長に求むることを得

若し其問に對して答へず又の判然答へざるときは相手方の利益と爲る可き答を爲したるものと看做すことを得

第百十三條 事件の指揮に關する裁判長の命又の裁判長若くの陪席判事の發したる問に對し辯論に與かる者より不適當なりとして異議を述べたるときは裁判所の其異議に付き直ちに裁判を爲す

第百十四條 裁判所の事件の關係を明瞭ならしむる爲め原告若くの被告の自身出頭を命ずることを得

第百十五條 裁判所は原告若くの被告の援用したる證書として其手中に存するものを提出す可きを命ずることを得

裁判所の外國語を以て作りたる證書に付て其譯書を添附す可きを命ずることを得

第百十六條 裁判所の當事者の所持する訴訟記録として事件の辯論及び裁判に關するものを提出す可きを命ずることを得

第百十七條 裁判所の檢證及び鑑定を命ずることを得

此手續の申立に因り命ずる檢證及び鑑定に付ての規定に従ふ

第百十八條 裁判所の一箇の訴に於て爲したる數箇の請求又の本訴及び反訴に付ての辯論を分離して爲す可きを命ずることを得

第百十九條 同一の請求に關し數箇の獨立なる攻撃及び防禦の方法を提出したるときに裁判所の先づ辯論を其一二に制限す可きを命ずることを得

第百二十條 裁判所の同一の人又の別異の人の數箇の訴訟として其裁判所に繫屬するもの辯論及び裁判を併合す可きを命ずることを得但其訴訟の目的物たる請求を元來一箇の

●民事訴訟法

訴に於て主張し得べきときを限る

第二百一十一條 裁判所が訴訟の全部又は一部の裁判か他の醫屬する訴訟に於て定まるべき権利關係の成立又は不成立を繋るときは他の訴訟の完結に至るまで辯論を中止す可し

第二百二十二條 裁判所の民事訴訟中罰すべき行為の嫌疑生るときは刑事訴訟手續の完結に至るまで辯論を中止す可し但其罰すべき行為が訴訟の裁判に影響を及ぼすときは限る

第二百二十三條 裁判所の分離若くは併合を關し發したる命を取消すことを得

第二百二十四條 裁判の閉ちたる辯論の再開を命することを得

第二百二十五條 裁判所の辯論に與かる者日本語を通せるときは通事を立會ひしむ但裁判所構成法第一百八條の場合に此限を在らず

第二百二十六條 裁判所の辯論に與かる者聲又は啞なるときは之を文字を以て理會せしむることを得ざる場合は限り通事を立會ひしむることを得

第二百二十七條 裁判所の相當の演述を爲す能力の缺けたる原告若くは被告又は訴訟代理人若くは輔佐人其後の演述を禁じ且新期日を定め辯護士をして演述せしむ可きことを命す可し

裁判所の裁判所に於て辯論を業とする訴訟代理人若くは輔佐人を退斥せしむることを得

此場合又は於ての新期日を定め且退斥の決定を原告若くは被告に送達す可し

本條の規定に從ひ爲したる命に對しては不服を申立つることを得ず

辯護士の本條の規定を適用せず

第二百二十八條 辯論に與かる者秩序維持の爲め辯論の場所より退斥せられたるときは申立

又因り本人の任意に退去したると同一の方法を以て之を取扱ふことを得但裁判所構成法

第一百十條に依り中止したる場合に此限を在らず

前條の場合に於て禁止又は退斥の命を受けたる者再び出頭するとき前項の方法を以て之を取扱ふことを得

第二百二十九條 口頭辯論に付ては調書を作る可し

- 第一 辯論の場所、年月日
- 第二 判事、裁判所書記及び立會ひたる檢事若くは通事の氏名
- 第三 訴訟物及び當事者の氏名
- 第四 出頭したる當事者、法律上代理人、訴訟代理人及び補佐人の氏名若し原告若くは被告關席したるときは其關席したること

●民事訴訟法

●民事訴訟法

第五 公の辯論を爲し又の公開を禁したること

第三百十條 辯論の進行に付て其要領のみを調書に記載す可し

調書に記載して明確な可き諸件の左の如し

第一 自白認諾拋棄及和解

第二 明確な可き規定ある申立及陳述

第三 證人及び鑑定人の供述但其供述の以前聽かざるものなるとき又の以前の供述の異なるときに限る

第四 檢證の結果

第五 書面より作り調書に添附せざる裁判(判決、決定及び命令)

第六 裁判の言渡

附録として調書に添附し且調書に附録として表示したる書類に於ける記載の調書に於ける記載と同し

第三百十一條 前條第一號乃至第四號に掲けたる調書の部分の法廷に於て之を關係人は讀

聞かせ又の閱覽の爲め之を關係人は示す

調書の前項の手續を履みたること及び承諾を爲したること又の承諾を拒みたる理由を

附記す可し

第三百十二條 調書に裁判長及び裁判所書記署名捺印す可し

裁判長差手あるとき官等最も高き陪席判事之に代り署名捺印す區裁判所判事差支ある

とき其裁判所書記の署名捺印を以て足る

第三百十三條 受命判事若くは受託判事又の區裁判所判事か法廷外に於て爲す審問も亦

裁判所書記を立會らしむ

前四條の規定の右の審問調書に之を準用す

第三百十四條 口頭辯論の爲め規定したる方式の遵守の調書を以てのみ之を證することを

得

第三百十五條 此法律に從ひ口頭を以て訴抗告、申立、申請及び陳述を爲し又の證言を拒む

場合に於ては裁判所書記の其調書を作る可し

第二節 送達

第三百十六條 送達に裁判所書記職權を以て之を爲さしむ

裁判所書記の執達吏に送達の施行を委任し又の送達を施行す可き地を管轄する區裁判所

の書記に送達の施行を執達吏に委任す可きことを囑託す

●民事訴訟法

裁判所書記の郵便に依りても亦送達を爲さしむることを得

第二項の場合に於ては執達吏又第三項の場合に於ては郵便配達人を以下に規定する送達吏と爲す

第三百二十七條 送達に其送達す可き書類の正本又は認證したる謄本を交付す可き規定あるときは其正本又は其謄本の交付を以て之を爲し其他の場合に於ては謄本の交付を以て之を爲す

原告若くは被告數人の代理人を爲し又同一なる原告若くは被告の代理人數人中の一人を爲す可き送達に謄本又は正本の一通を交付するを以て足る

第三百二十八條 訴訟能力を有せざる原告若くは被告に對する送達に其法律上代理人を爲す

公又は私の法人及び其資格に於て訴へ又訴へらるしことを得る會社又は社團に對する送達に其首長又は事務擔當者又は之を爲すを以て足る

數人の首長若くは事務擔當者ある場合に於ては送達に其一人又は之を爲すを以て足る

第三百二十九條 豫備、後備の軍籍に在らざる下士以下の軍人、軍屬に對する送達に其所屬の長官又は隊長又は之を爲す

第四百十條 囚人に對する送達に監獄署の首長又は之を爲す

第四百十一條 送達に財産權上の訴訟に付ては総代理人又は之を爲し又商業上より生じたる訴訟に付ては代務人又は之を爲すを以て原告若くは被告の本人又は爲したると同一の効力を有す

第四百十二條 訴訟代理人あるときは送達に其代理人委任の旨趣に依り原告若くは被告の代理を爲す權を有するときは限り其代理人又は之を爲す

然れども原告若くは被告の本人又は爲したる送達に其訴訟代理人あるときは雖も効力を有す

第四百十三條 受訴裁判所の所在地に居住をも事務所をも有せざる原告若くは被告其所在地に假住所を選定して之を届出つ可し

假住所選定の届出に遅くとも最近の口頭辯論に於て之を爲し又其前より書面を差出すときは其書面を以て之を爲す可し

前項の届出を爲さざるときは裁判所書記又は其委任を受けたる吏員交付す可き書類を原告若くは被告の名宛にて郵便に付して送達を爲すことを得此送達に其書類の原告若くは被告に到達すると否かを問はず又何時に到達するとを問はず郵便に付したる時を以て之



を爲したるものと看做す

第四百四十四條 送達は何れの地を問はず送達を受く可き人又は出會ひたる地又は於て之を爲すことを得然れども其人が其地又は住居又は事務所を有するとき其住居又は事務所の外又は於て爲したる送達ハ其受取を拒まざりしときは限り効力を有す

第三百三十八條第二項の場合又は於て特別の事務所あるときは其事務所の外又は於いて法律上代理人又は首長若くは事務擔當者又は爲したる送達ハ其受取を拒まざりしときは限り効力を有す

第四百四十五條 送達を受く可き人又は住居又は於て出會ひるとき其住居又は於てする送達ハ成長したる同居の親族又は雇人又は之を爲すことを得

此規定ハ從ひ送達を施行することを得るとき其送達ハ交付す可き書類を其地の市町村長又は預置き送達の告知書を作り之を住居の戸又は貼附し且近隣ハ住居する者二人ハ其旨を口頭を以て通知して之を爲すことを得

第四百四十六條 住居の外ハ事務所を有する人又は對する送達ハ事務所又は於て之ハ出會ひるとき其事務所ハ在る營業使用人又は之を爲すことを得此規定ハ辯護士亦之を適用す但此場合ハ於ける送達ハ筆生亦之を爲すことを得

第四百四十七條 第三百三十八條第二項の場合又は於て法律上代理人又は首長若くは事務擔當者又は事務所又は於て出會ひす又は此等の者受取付き差支あるときは送達ハ事務所ハ在る他の役員又は雇人又は之を爲すことを得

第四百四十八條 前二條の規定ハ從ひ送達を施行することを得るとき第四百四十五條第二項ハ準し送達を爲す可し但住居又は於ける送達を施行するを得るときこの明白なるときと限る

前項の場合又は於て送達告知書の貼附ハ事務所又は住居の戸又は之を爲す

第四百四十九條 法律上の理由なくして送達の受取を拒むときは交付す可き書類を送達の場合又は差置可し

第五百十條 日曜日及び一般の祝祭日又は執達吏の爲す可き送達ハ裁判官の許可を得るとき限り之を施行することを得

前項の規定ハ郵便又は付して爲す送達を除く外ハ夜間又は爲す可き送達ハ之を適用す夜間とハ日没より日出までの時間を謂ふ

右の許可ハ受訴裁判所の裁判長又は送達を爲す可き地を管轄する區裁判所の判事之を與へ又ハ受命判事若くハ受託判事の完結す可き事件ハ在てハ其判事之を與ふ

●民事訴訟法

許可の命令の認證したる謄本を以て送達の際之を交付す可し

本條の規定を遵守せざる送達之を受取りたるるときは限り効力を有す

第五百一十一條 送達を付て之を施行する吏員の送達の場合、年月日、時、方法及び受取人の受取證並に送達吏の署名捺印を具備する證書を作ることと要す

受取人受取を拒み若くは受取證を出たすことを拒みたるるときは又ハ受取證を作ること能ハざる旨を述ふるべきハ之を送達證書に記載す可し

第四百十三條第三項の場合ハ於てハ郵便を付したる吏員の報告書を以て送達の證と爲す

第五百十二條 外國に在る本邦の公使及び公使館の官吏並に其家族、從者に對する送達ハ外務大臣に囑託して之を爲す

第五百十三條 前條の場合を除く外外國に於て施行す可き送達ハ外國の管轄官廳又ハ外國に駐在する帝國の公使又ハ領事官に囑託して之を爲す

第五百十四條 出陣の軍隊又ハ役務に服したる軍艦の乗組員に屬する人ハ對する送達ハ上級司令官廳に囑託して之を爲すこととを得

第五百十五條 前三條の場合ハ於て必要なる囑託書の受訴裁判所の裁判長之を發す

送達ハ囑託を受けたる官廳又ハ官吏の送達施行済の證書を以て之を證す

第五百十六條 原告若くハ被告の現在地知れざるべき又ハ外國に於て爲す可き送達を付てハ其規定に從ふこと能はず若くハ之に從ふも其効なきことを豫知するべきハ其送達ハ公の告示を以て之を爲すこととを得

第五百十七條 公示送達ハ原告若くハ被告の申立又ハ因り裁判所の命を以て裁判所書記之を取扱ふ

此送達ハ交付す可き書類を裁判所の揭示板に貼附して之を爲す判決及び決定に在てハ其裁判の部分のみを貼附す可し

右の外裁判所の送達す可き書類の抄本を一箇又ハ數箇の新聞紙に一回又ハ數回掲載す可きを命ずることとを得其抄本ハ裁判所、當事者並に訴訟物及び送達す可き書類の要旨を掲ぐることを要す

第五百十八條 公示送達ハ書類の貼附より十四日を経過したる日を以て之を爲したるものと看做す然れども裁判所の公示送達を命ずるハ際ハ此より長き期間を必要とするべきハ相當なる期間を定むることとを得

同一の事件に付き同一の原告若くハ被告に對して爲す其後の公示送達ハ貼附を以て之を

●民事訴訟法

爲したるものと看做す

第三節 期日及び期間

第一百五十九條 期日の裁判長日及び時を以て之を定む

第一百六十條 期日の已むを得ざる場合限り日曜日及び一般の祝祭日之を定むることを得

第一百六十一條 期日及び付ての呼出の裁判長の命及び裁判所書記正本の送達を以て之を爲す但在延したる者其期日を定め出頭を命じたるとき之を送達することを要せず

第一百六十二條 期日の裁判所内及び於て之を開く但臨検又は裁判所出頭する又は差支ある人の審問其他裁判所内及び於て爲すことを得ざる行為を要するときは此限を在らす

第一百六十三條 期日の事件の呼上を以て始まる原告若くは被告が期日の終に至るまで辯論を爲さるときは期日の怠りたるものと看做す

第一百六十四條 裁判所又は裁判長の定むる期間の進行の期間を定めたる書類の送達を以て始まり又其送達を要せざる場合及び於ては期間の言渡を以て始まる但期間指定の際此より遅き起期を定めたるときは此限を在らす

第一百六十五條 期間を計算する時を以てするもの即時より起算し又日を以てするもの前日を算入せず

第一百六十六條 一日の期間は二十四時とし一ヶ月の期間は三十日とし一年の期間の暦日從ふ

期間の終か日曜日又は一般の祝祭日當るときは其日を期間に算入せず

第一百六十七條 法律上の期間の裁判所の所在地又は住居せざる原告若くは被告の爲め其住居地と裁判所所在地との距離の割合に應じ海陸路八里毎一日を伸長す八里以外の端數三里を超ゆるるときも亦同じ

裁判所の外國又は島嶼に於て住所を有する原告若くは被告の爲め特は附加期間を定むることを得

第一百六十八條 期間の進行の裁判所の休暇に依りて停止す其期間の殘餘の部分の休暇の終を以て進行を始む期間の初か休暇に當るときは其期間の進行の休暇の終を以て始まる前項の規定の不變期間及び休暇事件の期間に之を適用せず

不變期間に此法律に於て不變期間として掲けたる期間に限る  
休暇事件との裁判所構成法第二百二十八條、第二百二十九條に掲けたる事件を謂ふ

第六十九條 期日の變更、辯論の延期、辯論續行の期日の指定の申立又因り又の職權を以て之を爲すことを得但申立又因れる期日の變更の合意の場合を除く外顯著なる理由あるときは限り之を許す

第七十條 期間の不變期間を除く外當事者の合意の申立又因り之を短縮し又の伸長することを得

裁判所又の裁判長の定むる期間及び法律上の期間の合意なきも申立又因り顯著なる理由あるときは之を短縮し又の伸長することを得然れども法律上の期間の短縮又の伸長は此法律又特定したる場合又限り之を許す

伸長に係る新期間の前期間の満了より之を起算す

第七十一條 期日の變更又の期間の短縮若くは伸長又付ての申請の理由の之を説明す可し其申請の口頭を以て之を爲すことを得

申請の裁判の口頭辯論を経して之を爲すことを得

同一期日の再度の變更又の同一期間の再度の伸長の相手方の承諾書を提出せざるべきの相手方を審訊したる後又限り之を許すことを得又相手方が異議を述べるときは顯著なる差支の理由及び其差支を除去することの特別なる困難を生じたることを證するとき又限り

之を許すことを得訴訟代理人の差支又原因する期日の再度の變更又の期間の再度の伸長の相手方の承諾あるも非されり之を許さす

期日の變更又の期間の伸長又付ての申請を却下する裁判又對しての不服を申立つることを得す

第七十二條 本節又於て裁判所及び裁判長又與へたる權の受命判事又の受託判事も亦其定む可き期日及び期間又付き之を行ふことを得

第四節 懈怠の結果及び厚狀回復

第七十三條 訴訟行為を怠りたる原告若くは被告の其訴訟行為を爲す權利を失ふ但此法律又於て追完を許すときは此限又在らず

法律上懈怠の結果の當然生ずるものとす但此法律又於て失權を爲さしむること又付き相手方の申立を要するとき此限又在らず

第七十四條 天災其他避く可からざる事變の爲も不變期間を遵守することを得ざる原告若くは被告又の申立又因り原狀回復を許す原告若くは被告が故障期間を懈怠したるときは其過失又非ずして闕席判決の送達を知らざりし場合又於ても亦之も原狀回復を許す

第七十五條 原狀回復の十四日の期間内之を申立つることを要す

右期間の障礙の止むたる日を以て始まる此期間の當事者の合意に因り之を伸長することを得ず

懈怠したる不變期間の終より起算して一年満了後の原狀回復を申立つることを得ず

第七十六條 原狀回復の追完する訴訟行為に付き裁判を爲す権ある裁判所は書面を差出して之を申立つ可し

此書面より左の諸件を具備することを要す

第一 原狀回復の原因たる事實

第二 原狀回復の疏明方法

第三 懈怠したる訴訟行為の追完

即時抗告の提出を懈怠したるときは原狀回復の申立に不服を申立てられたる裁判を爲したる裁判所又ハ抗告裁判所より之を爲すことを得

第七十七條 原狀回復の申立に付ての訴訟手續の追完する訴訟行為に付ての訴訟手續と之を併合す然れども裁判所の先づ申立に付ての辯論及び裁判のみ其訴訟手續を制限することを得

申立の許否に關する裁判及び其裁判に對する不服の申立に付ての追完する訴訟行為に於

て行はる可き規定を適用す然れども申立を爲したる原告若くハ被告の故障を爲すことを得ず

原狀回復の費用の申立人之を負擔す但相手方の不當なる異議に因り生じたるものハ此限を在らず

第五節 訴訟手續の中断及び中止

第七十八條 原告若くハ被告の死亡したる場合に於てハ承繼人が訴訟手續を受繼くまで之を中断す

受繼を遅滞したるときは裁判所の申立に因り受繼及び本案辯論の爲め其承繼人を呼出す承繼人期日に出頭せざるときは申立に因り相手方の主張したる承繼を自白したるものと看做し且裁判所の闕席判決を以て承繼人訴訟手續を受繼きたりと言渡す又本案の辯論の故障期間の満了後始めて之を爲し又其期間内に故障を申立てたるときは其完結後始めて之を爲す

第七十九條 原告若くハ被告の財産に付き破産の開始したる場合に於て訴訟手續と破産財團に關するときは破産に付ての規定に従ひ手續を受繼き又ハ破産手續を解止するまで之を中断す

第百八十條 原告若くは被告が訴訟能力を失ひ又は其法律上代理人が死亡し又は其代理權が原告若くは被告の訴訟能力を得る前より消滅したるときは訴訟手續は法律上代理人又は新法律上代理人が其任設を相手方へ通知し又は相手方が訴訟手續を續行せんとすることを其代理人へ通知するまで之を中斷す

第百八十一條 原告若くは被告の死亡し又は因り訴訟手續を中斷する場合に於ける訴訟手續の受継ぎに關し遺產を付き管理人を任設するときの前の規定又遺產を付き破産を開始するときの第百七十九條の規定を適用す

第百八十二條 戦争其他の事故に因り裁判所の行務を止めたるるときは此事情の繼續間訴訟手續を中斷す

第百八十三條 訴訟代理人を以て訴訟を爲す場合に於て原告若くは被告が死亡し又は訴訟能力を失ひ又は法律上代理人が死亡し又は其代理權が消滅するときの委任消滅の通知に因り訴訟手續を中斷す

訴訟手續を受継ぎし付ての第百七十八條、第百八十條、第百八十一條の規定は従ふ

第百八十四條 原告若くは被告が戦時兵役に服するとき又は官廳の布令、戦争其他の事變に因り受訴裁判所と交通の絶えたる地に在るときは受訴裁判所の申立に因り又は職權を

以て障礙の消除するまで訴訟手續の中止を命ずることを得

第百八十五條 訴訟手續中止の申請の受訴裁判所より之を提出す其申請の口頭を以て之を爲すことを得

此裁判の口頭辯論を経ずして之を爲すことを得

第百八十六條 訴訟手續の中斷及び中止の各期間の進行を止め及び中斷又は中止の終りたる後更に全期間の進行を始むる効力を有す中斷及び中止の間本案を付き爲したる原告若くは被告の訴訟行為の他の一方に對し其効力なし

口頭辯論の終結後生じたる中斷の其辯論を基きて爲す可き裁判の言渡を妨ぐることを無し

第百八十七條 中斷し又は中止したる訴訟手續の受継ぎ及び本節に定めたる通知の原告若くは被告より其書面を受訴裁判所へ差出し裁判所の相手方より之を送達す可し

第百八十八條 當事者の訴訟手續を休止す可き合意を爲すことを得其合意の不變期間の進行に影響を及ぼさず

口頭辯論の期日及び於て當事者雙方出頭せざるべき訴訟手續の一方より更に口頭辯論の期日を定む可きことを申立つるまで之を休止す

一 个年内より前項の申立を爲さざるときは本訴及び反訴を取下げたるものと看做す

第八十九條 本節の規定其他法律の規定に基き訟訴手續の中止を命ずる裁判に對しては抗告を爲すことを得又其中止を拒む裁判に對しては即時抗告を爲すことを得

第二編 第一審の訴訟手續

第一章 地方裁判所の訴訟手續

第一節 判決前の訴訟手續

第九十條 訴の提起の訴狀を裁判所より差出して之を爲す

此訴狀より左の諸件を具備することを要す

第一 當事者及び裁判所の表示

第二 起したる請求の一定の目的物及び其請求の一定の原因

第三 一定の申立

此他訴狀の準備書面も關する一般の規定に從ひ之を作り且裁判所の管轄が訴訟物の價額

に依り定まる場合に於て訴訟物か一定の金額に非ざるときは其價額を掲ぐ可し

第九十一條 同一の被告に對する原告の請求數箇ある場合に於て其各請求に付き受訴裁

判所か管轄權を有し且法律も同一種類の訟訴手續を許すときは原告の其請求を一箇の訴

に併合することを得但民法の規定に反するときは此限を在らず

第九十二條 訴狀か第九十條第一號乃至第三號の規定に適合するときは相當の期間を

定め裁判長の命令を以て其期間内に欠缺を補正す可きことを命ず若し原告此命に從はざ

るときは其期間の満了後訴狀を差戻す可し

此差戻の命令に對しては即時抗告を爲すことを得

第九十三條 訴狀か第九十條第一號乃至第三號の規定に適合するときは口頭辯論の期日

を定めて之を被告に送達す可し

第九十四條 訴狀の送達と口頭辯論の期日との間より少なくとも二十日の時間を存する

ことを要す

外國に於て送達を施行す可きときは裁判長相當の時間を定む

第九十五條 訴訟物の權利拘束の訴狀の送達に因りて生ず

權利拘束の左の効力を有す

第一 權利拘束の繼續中原告若くは被告より同一の訴訟物に付き他の裁判所より於て本

訴又は反訴を以て請求を爲したるときは相手方の權利拘束の抗辯を爲すことを

得

第二 受訴裁判所の管轄の訴訟物の價額の増減、住所の變更其他管轄を定むる事情の變更又因りて變換すること無し

第三 原告が訴の原因を變更する權利なし但變更したる訴に對し本案の口頭辯論前被告が異議を述べざるべきに此限を在らす

第九十六條 原告が訴の原因を變更せしめて左の諸件を爲すときは被告の異議を述べざることを得ず

第一 事實上又の法律上の申述を補充し又の更正すること

第二 本案又の附帶請求を付し訴の申立を擴張し又の減縮すること

第三 最初求めたる物の滅盡又の變更又因り賠償を求むること

第九十七條 訴の原因を變更せしめたる裁判に對しての不服を申立つることを得ず

第九十八條 訴の全部又の一分の本案を付し被告の第一口頭辯論の始まるまで被告の承諾なくして之を取下げ又其後口頭辯論の終結に至るまで被告の承諾を得て之を取下くることを得

訴の取下の口頭辯論に於て之を爲さざるべきの書面を以て之を爲す可し  
訴狀を既に送達したる場合に於ては訴取下の書面の之を被告に送達す可し適法なる取下

の權利拘束の總ての効力を消滅せしむる結果を生ず

取下けたる訴を再び起したるときは被告の前訴訟費用の辨済を受くるまで應訴を拒むことを得

第九十九條 訴狀送達の際十四日の期間内は答辯書を差出す可きことと被告は催告す可し

答辯書は準備書面を關する一般の規定を適用す

第二百條 訴が管轄裁判所に於て權利拘束と爲りたるべき被告の原告に對し其裁判所に反訴を起すことを得

然れども財産權上の請求を非ざる請求を係る反訴又の目的物に付き專屬管轄の規定ある反訴に若し其反訴が本訴なるべき其裁判所に於て管轄權を有す可き場合は限り之を爲すことを許す

反訴に對しては更なる反訴を爲すことを得ず

第二百一條 反訴の答辯書若くは特別の書面を以て又の口頭辯論中相手方の面前に於て口頭を以て之を爲すことを得

然れども答辯書差出の期間内は差出したる書面を以て起さざる反訴の被告の請求の全部



又の一分と相殺を爲す可き場合も於て同時は被告か自己の過失も因らして其以前反訴を起すを得ざりしことを疎明するときは限り之を爲すことを許す

第二百二條 訴え關する此法律の規定の反訴を適用す但其規定も因り差異の生ず可きとき此限も在らず

第二百三條 裁判長の申立も因り其命令を以て第九十九條も定めたる期間を相當も短縮若くは伸長し又第九十四條も定めたる時間を切迫なる危険の場合も限り二十四時までは短縮することを得前項時間の短縮も此か爲め答辯書を差出すことを得るときも雖も亦之を爲すことを得

本條の規定も第九十七條も掲けたる規定を妨げず

第二百四條 各當事者の訴狀又の答辯書も掲げざりし事實上の主張若くは證據方法又の申立も付き相手方か豫め穿鑿を爲すも非され陳述を爲す能はずと豫知する事項あるときは口頭辯論の前も書面もて差出す可し但其書面を相手方も送達する時間及び相手方をし必要なる穿鑿を爲す時間を得せしむ可し  
口頭辯論の延期を爲すときは裁判所の爾後必要なる準備書面を差出す可き期間を定むることを得

第二百五條 口頭辯論の一般の規定も從ひて之を爲す

第二百六條 妨訴の抗辯も本案も付ての被告の辯論前同時も之を提出す可し左も掲ぐるものを妨訴の抗辯とす

第一 無訴權の抗辯

第二 裁判所管轄違の抗辯

第三 權利拘束の抗辯

第四 訴訟能力の欠缺又は法律上代理の欠缺の抗辯

第五 訴訟費用保證の欠缺の抗辯

第六 再訴も付も前訴訟費用未済の抗辯

第七 延期の抗辯

本案も付き被告の口頭辯論の始まりたる後の妨訴の抗辯も被告の有効も拋棄することを得ざるものなるとき又は被告の過失も非ずして本案の辯論前に其抗辯を主張する能はずりしことを疎明するときは限り之を主張することを得

第二百七條 被告が妨訴の抗辯も基も本案の辯論を拒むるとき又は裁判所か申立も因り若くは職權を以て別も辯論を命ずるときも其抗辯も付き別も辯論を爲し及び判決を以て裁判

を爲す可し

妨訴の抗辯を棄却する判決の上訴を關しての終局判決と看做す但裁判所の申立を因り本案に付き辯論を爲す可きを命ずることを得

第二百八條 裁判所の計算事件、財産分別及び此に類する訴訟に於ての口頭辯論を延期し準備手續を命ずることを得但妨訴の抗辯ありたるとき其完結後之を爲す

第二百九條 攻撃及び防禦の方法(反訴、抗辯、再抗辯等)の第二百一條の規定する制限を以て判決に接著する口頭辯論の終結に至るまで之を提出することを得

第二百十條 被告より時機を後れて提出したる防禦の方法に裁判所が若し之を許すに於ての訴訟を遅延す可く且被告の訴訟を遅延せしめんとする故意を以て又の甚しき怠慢を因り早く之を提出せざりしことの心證を得たるとき申立を因り之を却下することを得

第二百十一條 訴訟の進行中争と爲りたる權利關係の成立又の不成立が訴訟の裁判の全部又は一分に影響を及ぼすとき判決に接著する口頭辯論の終結に至るまで原告の訴の申立の擴張に依り又被告の反訴の提起に依り判決を以て其權利關係を確定せんことを申立つることを得

第二百十二條 訴狀其他の準備書面を於て主張せざる請求の權利拘束の口頭辯論に於て其請求を主張したる時を以て始まる

第二百十三條 各當事者の事實上の主張を證明し又之を辯駁せん爲し用ゐんとする證據方法を開示し且相手方より開示したる證據方法を付き陳述す可し

各箇の證據方法を付ての證據申出及び之に關する陳述の第六節乃至第十節の規定に從ふ

第二百十四條 證據方法及び證據抗辯の判決に接著する口頭辯論の終結に至るまで之を主張することを得

證據方法及び證據抗辯の時機を後れたる提出に付ての第二百十條の規定を準用す

第二百十五條 證據調立に證據決定を以てする特別の證據調手續の命令の第五節乃至第十節の規定に從ふ

第二百十六條 當事者の訴訟の關係を表明し證據調の結果に付き辯論を爲す可し  
受命判事又の受託判事の面前に於て證據調を爲したるとき當事者の證據調に關する審問調書に基き其結果を演述す可し

第二百十七條 裁判所の民法又の此法律の規定に反せざる限りの辯論の全旨趣及び或る證據調の結果を斟酌し事實上の主張を眞實なりと認む可きや否やを自由なる心證を以て判斷す可し

第二百十八條 裁判所は於て顯著なる事實の之を證することを要せず

第二百十九條 地方慣習法、商慣習及び規約又ハ外國の現行法の之を證す可シ裁判所の

當事者カ其證明を爲すと否とハ拘へらず職權を以て必要な取調を爲すことを得

第二百二十條 此法律の規定ハ依り事實上の主張を疏明す可きときハ裁判官をして其主張を眞實なりと認めしむ可き證據方法を申出づるを以て足る但即時ハ爲すことを得ざる證據の疏明の方法としてハ之を許さず

第二百二十一條 裁判所の事件の如何なる程度ハ在るを問はず自ら又ハ受命判事若クハ受託判事ハ依り訴訟又ハ或る争點の和解を試むる權あり和解を試むる爲ハ當事者の自身出頭を命ずることを得

第二百二十二條 判決を受く可き事項の申立ハ書面ハ基キ之を爲すことを要す

書面ハ掲げざる申立あるときハ證書ハ附録として添附す可き書面を差出して之を爲すことを要す

重要な點ハ於て以前申立てたるものと異なる申立ハ付ても亦同シ本條の規定を遵守せざるるときハ申立なきものと看做す

第二百二十三條 前條の申立を除く外書面ハ掲けたる重要な陳述又ハ其書面の旨趣と重

要の點ハ於て差異の存する事項ハ其異差が附加、削除其他の變更ハ係るを問はず申立ハ因り又ハ職權を以て調書若クハ其附録として添附す可き爲め差出したる書面ハ依りて之を明確す可シ

第二百二十四條 當事者の訴訟記録を閱覽し且裁判所書記をして其正本、抄本及び謄本を付與せしむることを得

裁判長の第三者カ權利上の利害を疏明するときハ限り當事者の承諾なくして訴訟記録の閱覽及其抄本並ハ謄本の付與を許すことを得

判決、決定、命令の草案及其準備ハ供したる書類並ハ評議又ハ處罰ハ關する書類ハ其原本なる謄本なるを問はず之を閱覽することを許さず

第二節 判決

第二百二十五條 訴訟カ裁判を爲すハ熟するときハ裁判所の終局判決を以て裁判を爲す

同時ハ辯論及ハ裁判を爲す爲め併合したる數箇の訴訟中の一のみ裁判を爲すハ熟するときも亦同シ

第二百二十六條 一の訴を以て起したる數箇の請求中の一箇又ハ一箇の請求中の一又ハ反訴を起したる場合ハ於てハ本訴若クハ反訴のみ裁判を爲すハ熟するときハ裁判所の終

局判決(一分判決)を以て裁判を爲す

然れども裁判所の事件の事情に従ひて一分判決を相当とせざるるときは之を爲さざることを得

第二百二十七條 各箇の獨立なる攻撃若くは防禦の方法又は中間の争か裁判を爲すに熟するときは中間判決を以て裁判を爲すことを得

第二百二十八條 請求の原因及び數額を付し争あるときは裁判所の先づ其原因を付し裁判を爲すことを得

請求の原因を正當なりとする判決の上訴を關しては終局判決と看做し其裁判確定に至るまで爾後の手續を中止す然れども裁判所の申立を因り其數額を付し辯論を爲す可きを命ずることを得

第二百二十九條 口頭辯論の際原告其訴へたる請求を抛棄し又は被告之を認諾するときは裁判所の申立を因り其抛棄又は認諾を基き判決を以て却下又は敗訴の言渡を爲す可し

第二百三十條 判決の辯論を経たる總ての攻撃及び防禦の方法を包括す然れども數箇の獨立なる攻撃又は防禦の方法中其一箇を適切なりとするときは裁判所の他の方法を付判斷する義務なし

第二百三十一條 裁判所の申立てざる事物を原告若くは被告に歸せしむる權なし

裁判所の終局判決を爲す場合は於ては訴訟費用の負擔を限り申立あらざるも判決を爲す可し然れども一分判決を爲す場合は於ては費用の裁判を後の判決に讓ることを得

第二百三十二條 判決の其基本たる口頭辯論を臨席したる判事は限り之を爲す

第二百三十三條 判決の口頭辯論の終結する期日又は直ち指定する期日は於て之を言渡す但其期日の七日を過ぐることを得す

第二百三十四條 判決の言渡の判決主文の朗讀を因り之を爲す關席判決の言渡の其主文を作らざる前と雖も之を爲すことを得

裁判の理由を言渡すことを至當と認むるときは判決の言渡と同時に其理由を朗讀し又は口頭にて其要領を告ぐ可し

第二百三十五條 判決の言渡の當事者又は其一方の在廷すると否とを拘りらす其効力を有す

言渡ありたる判決を基き訴訟手續を續行し又は他は其判決を使用する原告若くは被告の權は此法律に特定したる場合を除く外相手方は其判決を送達すると否とを拘りらするものす

第二百二十六條 判決より左の諸件を掲ぐ可し

第一 當事者及び其法律上代理人の氏名、身分、職業及び住所

第二 事實及び争點の摘示但其摘示の當事者の口頭演述を基き殊に其提出したる申立を表示して之を爲す

第三 裁判の理由

第四 判決主文

第五 裁判所の名稱裁判を爲したる判事の官氏名

第二百三十七條 判決の原本より裁判を爲したる判事署名捺印す若し陪席判事署名捺印するも差支あるとき其理由を開示して裁判長其旨を附記し裁判長差支あるとき其官等最も高き陪席判事之を附記す

判決の原本の言渡の日より起算して七日内に裁判所書記より之を交付す可し

裁判所書記の言渡の日及び原本領收の日を原本に附記し且其附記に署名捺印す可し

第二百三十八條 各當事者の判決の送達をらんことを申立つることを得其申立ありたるとき其判決の正本を送達す可し

第二百三十九條 未だ判決を言渡さず又未だ判決の原本に署名捺印せざる間の裁判所書記の其正本、抄本及び謄本を付與することを得ず

裁判所書記の判決の正本、抄本及び謄本に署名捺印し且裁判所の印を捺して之を認證す可し

第二百四十條 裁判所の其言渡したる終局判決及び中間判決の中に包含したる裁判を纏束せらる

第二百四十一條 裁判所の申立に因り又其職權を以て何時までも判決中の違算、費損及び此に類する著しき誤謬を更正す

此更正を付て口頭辯論を経して裁判を爲すことを得

右更正の申立を却下する決定に對しての上訴を爲すことを得す更正を宣言する決定に對して即時抗告を爲すことを得

第二百四十二條 主たる請求若くは附帶の請求又は費用の全部若くは一分の裁判を爲すに際し漏れたるとき其申立に因り追加の裁判を以て判決を補充す可し

判決の言渡後直ち追加裁判の申立を爲さるとき遅くとも判決の正本を送達したる日より起算して七日の期間内よ之を爲すことを要す

追加裁判の申立あるとき即時に又其新期日を定めて口頭辯論を爲さしむ可し其辯論の

訴訟の完結せざる部分は限り之を爲す

第二百四十三條 判決を更正し又の補充する裁判の判決の原本及び正本之を追加し若し正本之を追加することを得るときは、更正又の補充の裁判の正本を作る可し

第二百四十四條 判決の其本文は包含するもの限り確定力を有す

第二百四十五條 口頭辯論は基き爲す裁判所の決定の之を言渡すことを要す」第二百卅三條、第二百三十四條の規定の裁判所の決定之を準用し又第二百三十五條、第二百三十

九條及び第二百四十條の規定の裁判所の決定及び裁判長並に受命判事又の受託判事の命令之を準用す

言渡を爲さざる裁判所の決定及び言渡を爲さざる裁判長並に受命判事又の受託判事の命令の職権を以て之を當事者へ送達す可し

第三節 闕席判決

第二百四十六條 原告若くは被告口頭辯論の期日に出頭せざる場合は於ては出頭したる相手方の申立に因り闕席判決を爲す

第二百四十七條 出頭せざる一方か原告なるときは裁判所の闕席判決を以て其訴の却下を言渡す可し

第二百四十八條 出頭せざる一方か被告なるときは裁判所の被告か原告の事實上の口頭供述を自白したるものと看做し原告の請求を正当と爲すときは闕席判決を以て被告の敗訴を言渡し又其請求を正当と爲さるときは其訴の却下を言渡す可し

第二百四十九條 延期したる口頭辯論の期日又の口頭辯論を續行する爲に定むる期日も亦第二百四十六條の辯論期日と同じ

第二百五十條 原告若くは被告出頭するも辯論を爲さるときは又の辯論を爲さすして任意に退廷したるときは出頭せざるものと看做す

第二百五十一條 原告若くは被告か本案の辯論を爲したるときは各箇の事實、證書又の發問及び陳述を爲さす又は任意に退廷するも本節の規定を適用せず

第二百五十二條 左の場合に於ては闕席判決の申立を却下す然れども出頭したる原告若くは被告の口頭辯論の延期を申立つることを得

第一 出頭したる原告若くは被告か裁判所の職權上調査す可き事情に付き必要なる證明を爲す能はざるを以て

第二 出頭せざる原告若くは被告は口頭上事實の供述又の申立を適當なる時期に書面を以て通知せざるを以て

辯論を延期したるときの出頭せざる原告若くは被告を新期日と呼出す可し

第二百五十三條 闕席判決の申立を却下する決定に對して即時抗告を爲すことを得又其決定を取消したるときの出頭せざりし原告若くは被告を新期日と呼出さずして闕席判決を爲す

第二百五十四條 裁判所の左の場合に於ては職權を以て闕席判決の申立に付ての辯論を延期することを得

- 第一 出頭せざる原告若くは被告が合式に呼出されざりしとき
- 第二 出頭せざる原告若くは被告が天災其他避く可からざる事變の爲に出席する能はざることの眞實を認め可き事情あるとき

出頭せざりし原告若くは被告の新期日之を呼出す可し

第二百五十五條 闕席判決を受けたる原告若くは被告の其判決に對し故障を申立つることを得

故障申立の期間は十四日とす此期間の不變期間にして闕席判決の送達を以て始まる故障申立の判決の送達前と雖も之を爲すことを得  
外國に於て送達を爲す可きとき又ハ公の告示を以て之を爲す可きときハ裁判所の闕席判

決に於て故障期間を定め又ハ後日決定を以て之を定め此決定の口頭辯論を経ずして爲すことを得

第二百五十六條 故障申立の闕席判決を爲したる裁判所の書面を差出して之を爲す

此書面に左の諸件を具備することを要す

- 第一 故障を申出てられたる闕席判決の表示
- 第二 其判決に對する故障の申立

此書面に本案に付ての口頭辯論準備の爲に必要なる事項あるときも亦之を掲ぐ可し  
第二百五十七條 判然許す可からざる故障又ハ判然法律上の方式に適合せず若くは其期間の經過後又起したる故障の裁判長の命令を以て之を却下す可し

此却下の命令に對して即時抗告を爲すことを得

第二百五十八條 前條の場合を除く外裁判所の故障申立の書面を相手方へ送達し且故障に付き口頭辯論の新期日を定め當事者の雙方を呼出す可し

第二百五十九條 裁判所の職權を以て故障を許す可きや否や又法律上の方式に従ひ若くは其期間に於て故障を申立てたるや否やを調査す可し  
若し此要件の一を缺くときハ判決を以て故障を不適法として棄却す

第二百六十條 故障を適法とするとき訴訟の闕席前の程度を復す

第二百六十一條 新辯論を基き爲す可き判決が闕席判決と符合するとき闕席判決を維持

することを言渡し其符合せざる場合は於ての新判決は於て闕席判決を廢棄す

第二百六十二條 法律に從ひ闕席判決を爲したるとき闕席は因りて生じたる費用の相手方の不當なる異議を因りて生ぜざるものと限り故障の爲め闕席判決を變更する場合に於ても其闕席したる原告若くは被告を之を負擔せしむ

第二百六十三條 故障を申立てたる原告若くは被告口頭辯論の期日又は辯論延期の期日に出頭せざるときは第二百五十二條及び第二百五十四條の規定したる場合を除くの外出頭したる相手方の申立を因り故障を棄却する新闕席判決を言渡す

新闕席判決を對しての故障を申立つることを得ず

第二百六十四條 故障の拋棄及び其取下を付ての控訴の拋棄及び其取下を付ての規定を準用す

第二百六十五條 本節の規定に反訴又は既原因の確定したる請求の數額の定を目的物とする訴訟手續を之を準用す

中間訴訟の辯論の爲め期日を定めたるときは其闕席訴訟手續及び闕席判決の其中間訴訟

を完結するに止まり本節の規定を之を準用す

第四節 計算事件財産分別及び此に類する訴訟の準備手續

第二百六十六條 計算の當否、財産の分別及び此に類する關係を目的とする訴訟に於て計算書又は財産目録を對し許多の争ある請求の生じ又は許多の争ある異議の生じたるに於て受訴裁判所の受命判事の面前に於ける準備手續を命ずることを得

第二百六十七條 準備手續を命ずる決定を言渡すに際し裁判長の受命判事を指定し決定施行の期日を定む可し若し裁判長此期日を定めるときは受命判事を之を定む又受命判事其委任を施行するに差支あるときは裁判長更に他の判事を任す

第二百六十八條 準備手續に於ての調書を以て左の諸件を明確にす可し

- 第一 如何なる請求を爲すや及び如何なる攻撃、防禦の方法を主張するや
- 第二 如何なる請求及び如何なる攻撃、防禦の方法を争ふや又之を争はざるや
- 第三 争と爲りたる請求及び争と爲りたる攻撃、防禦の方法を付ての事實上の關係及び當事者の表示したる證據方法、主張したる證據抗辯、證據方法並に證據抗辨を關して爲したる陳述及び提出したる申立

此手續の受訴裁判所に於て訴訟又は中間訴訟の判決又は證據決定を爲すに熟するまで之



を續行す可し

第二百六十九條 原告若くは被告か期日又は於て受命判事の面前又は出頭せざるべきに受命判事の前の規定に依り調書を以て出頭したる原告若くは被告の提供を明確にし且新期日を定め出頭せざる原告若くは被告の調書の謄本を付與して新期日又は之を呼出す可し原告若くは被告か新期日又は亦出頭せざるべきに送達せし調書を掲けたる相手方の事實上の主張を明白したりと看做し其主張を付ての準備手續の完結したるものとす

第二百七十條 受訴裁判所の準備手續の終結後又は口頭辯論の期日を定め之を當事者又は通知す可し

第二百七十一條 當事者の口頭辯論に於て準備手續の結果を調書に基き演述す可し 原告若くは被告か出頭せざるべきに準備手續に於て争ひある請求の一分判決を以て之を完結す其他を付ての申立又は因りて關席判決を爲す可し

第二百七十二條 受命判事の調書を以て明確す可き事實又は證書を付き陳述を爲さず又は之を拒みたるべきに口頭辯論に於て之を追完することを得す

請求、攻撃若くは防禦の方法、證據方法及び證據抗辯として受命判事の調書を以て之を明確せざるもの又は付ての後日又は至り始めて生じ又は後日又は至り始めて原告若くは被告

の知りたることを疎明するときは限り口頭辯論に於て之を主張することを得

第五節 證據調の總則

第二百七十三條 證據調の受訴裁判所に於て之を爲すを以て通例とす

證據調に此法律に定めたる場合は限り受訴裁判所の部員一名又は之を命し又は區裁判所に之を囑託することを得

此證據調を命する決定に對しての不服を申立つることを得す

第二百七十四條 當事者の申立てたる數多の證據中共調し可き限度に裁判所之を定む

當事者の陳述を引續き直ち證據調を爲さずして受訴裁判所に於て新期日又は之を爲し又は受命判事若くは受託判事の面前に於て之を爲す可きときは證據決定に因り之を命す可し

第二百七十五條 證據調を付き不定時間の障礙あるときは申立又は因り相當の期間を定む可し此の期間の満了後と雖も訴訟手續を遲滞せしめざる限りの其證據方法を用ゐることを得

第二百七十六條 證據決定に左の諸件を掲ぐ可し

第一 證す可き係争事實の表示

● 民事訴訟法

第二 證據方法の表示殊に證人又の鑑定人を訊問す可きとき其表示

第三 證據方法を申出てたる原告若くは被告の表示

第二百七十七條 證據決定の變更の其決定の施行完結前在りて新なる辯論を基くとき限り之を申立つることを得

證據決定の施行の職權を以て之を爲す

第二百七十八條 受訴裁判所の部員が證據調を爲す可きとき其裁判長證據決定言渡の際受命判事を指名し且證據調の期日を定む若し其期日を定めざるるとき其受命判事之を定む受命判事其命を施行するに差支あるときは裁判長更は他の部員を命す

第二百七十九條 他の裁判所より於て證據調を爲す可きとき其裁判長の其囑託書を發す可し證據調に關する書類の原本を以て受託判事より受訴裁判所書記に之を送致し其書記に之を受領したることを當事者より通知す可し

第二百八十條 受命判事又の受託判事が證據調の期日を定めたるるとき其期日及び場所を當事者より通知す可し

第二百八十一條 外國に於て爲す可き證據調の外國の管轄官廳又の其國駐在の帝國の公使若くは領事より囑託して之を爲す其囑託に付ての第五百五十二條及び第五百五十五條の規定

を準用す

第二百八十二條 受命判事又の受託判事他の裁判所より於て證據調を爲す可きことこの至當なる原因の爾後生じたるるとき其裁判所證據調を囑託することを得此囑託を爲したるとき當事者より之を通知す可し

第二百八十三條 受命判事又の受託判事の面前より於て證據調の際に争を生じ其争の完結するに非されぬ證據調を續行することを得且其判事之を裁判する權なきとき其完結の受訴裁判所之を爲す

第二百八十四條 當事者の一方又は雙方證據調の期日に出頭せざるるとき其事件の程度より爲し得べき限りの證據調を爲す可し

原告若くは被告の出頭せざるか爲し證據調の全部又の一分を爲すことを得ざる場合より於て其追完又は補充の此か爲め訴訟手續の遲滯せざることを又の舉證者其過失に非ずして前期日より出頭する能はざりしことを説明するるとき限り判決に接著する口頭辯論の終結に至るまで申立し因り之を命す

第二百八十五條 裁判所の事件の未だ判決を爲すに熟せずと認むるとき其證據調の補充を決定することを得

● 民事訴訟法

第二百八十六條 證據調又ハ其續行の爲メ新期日を定むる必要あるときハ舉證者又ハ當事者雙方前期日ヨリ出頭せざりしときト雖モ職權を以て之を定む

第二百八十七條 受訴裁判所ハ於テ證據調を爲すときハ其期日ハ同時ヨリ口頭辯論を續行する期日なりトす

受命判事又ハ受託判事の面前ヨリ於テ證據調を爲す可きことを命じたるときハ受訴裁判所ハ證據決定中又併せて口頭辯論續行の期日を定むることを得

若シ之を定めざるるときハ證據調の終結後職權を以て其期日を定め之を當事者又通知す可シ

第二百八十八條 舉證者ハ裁判所ノ定むる期間内ハ證據調ノ費用を豫納す可シ若シ其期間内ハ豫納せざるときハ證據調を爲さス但期間の満了後ト雖モ豫納したるときハ訴訟手續の遲滯を生ぜざる場合ハ限り證據調を許す

第六節 人證

第二百八十九條 何人を問はず法律又別段の規定なき限りハ民事訴訟ハ關シ裁判所又於テ證言する義務あり

第二百九十條 官吏、公吏ハ退職の後ト雖モ其職務上黙秘す可キ義務ある事情ハ付テハ其

所屬廳又ハ其最後の所屬廳の許可を得たるときハ限り證人トシテ之を訊問することを得  
大臣ハ付テハ勅許を得ることを要す

此許可ハ證言ハ國家の安寧を害する恐あるときハ限り之を拒むことを得  
右許可ハ受訴裁判所ヨリ之を求め且證人又之を通知す可シ

第二百九十一條 證人の申出ハ證人を指名シ及ヒ證人の訊問を受く可キ事實を表示して之を爲す

第二百九十二條 證人の呼出狀ハ左の諸件を具備することを要す

第一 證人及ヒ當事者の表示

第二 證據決定の旨趣又依リ訊問を爲す可キ事實の表示

第三 證人の出頭す可キ場所及ヒ日時

第四 出頭せざるるときハ法律又依リ處置す可キ旨

第五 裁判所の名稱

第二百九十三條 豫備、後備の軍籍又在らざる軍人、軍屬を證人トシテ呼出すハ其所屬の長官又ハ隊長ハ囑託して之を爲す其長官又ハ隊長ハ期日を遵守せしむる爲メ其呼出を受けたる者の關勤を許す可シ若シ軍務上之を許す能ハざるるときハ其旨を裁判所又通知シ

且他の期日を定むる求を爲す義務あり

第二百九十四條 合式よ呼出されたる證人よして正當の理由なく出頭せざる者よ對して申立なしと雖も決定を以て其不參又因り生じたる費用の賠償及び二十圓以下の罰金を言渡す可し

證人か再度出頭せざる場合よ於ては更は費用の賠償及び罰金を言渡す可し又其勾引を命ずることを得

證人の右の決定よ對して抗告を爲すことを得此抗告の執行を停止する効力を有す豫備、後備の軍籍よ在らざる軍人、軍屬よ對する罰金の言渡及び執行の軍事裁判所又の所屬の長官又の隊長よ囑託して之を爲す其勾引よ付ても亦同し

第二百九十五條 證人其出頭せざりしことを後日よ正當の理由を以て辯解するときは罰金及び賠償の決定を取消す可し

證人の不參届及び決定取消の申請の書面又の口頭を以て之を爲すことを得

第二百九十六條 皇族 證人なるときは受命判事又の受託判事其所在よ就き訊問を爲す各大臣よ付て其官廳の所在地よ於て之を訊問す若し其所在地外よ滞在するときは其現在地よ於て之を訊問す

帝國議會の議員よ付ての開會期間其議會の所在地よ滞在中の其所在地よ於て之を訊問す

第二百九十七條 左よ掲ぐる者の證言を拒むことを得

第一 原告若くの被告又の其配偶者と親族なるとき但姻族よ付ての婚姻の解除したるときと雖も亦同し

第二 原告若くの被告の後見を受くる者

第三 原告若くの被告と同居する者又の雇人として之よ仕ふる者

裁判長の訊問前よ前項の者よ證言を拒む權利ある旨を告ぐ可し

第二百九十八條 左の場合よ於ての證言を拒むことを得

第一 官吏、公吏又の官吏、公吏たりし者か其職務上黙秘す可き義務ある事情よ關するとき

第二 醫師、藥商、穩婆、辯護士、公證人、神職及び僧侶か其身分又の職業の爲め委託を受けたるよ因りて知りたる事實よして黙秘す可きものよ關するとき

第三 問よ付ての答辯か證人又の前條よ掲けたる者の耻辱よ歸するか又の其刑事上の訴追を招く恐あるとき

第四 問よ付ての答辯か證人又の前條よ掲けたる者の爲め直接よ財産權上の損害を生

せしむ可きとき

第五 證人か其技術又ハ職業の秘密を公よするハ非されハ答辯すること能ハるとき  
第二百九十九條 證人の第二百九十七條第一號及ハ第二百九十八條第四號の場合ハ於て左  
の事項ハ付キ證言を拒むことを得ず

第一 家族の出産、婚姻又ハ死亡

第二 家族の關係又ハ因リ生ずる財産事件又ハ關する事實

第三 證人として立會ハたる場合ハ於ける權利行為の成立及ハ旨趣

第四 原告若クハ被告の前主又ハ代理人として係争の權利關係又ハ關シ爲シたる行為

前條第一號、第二號又掲けたる者其黙秘す可キ義務を免除せられたるときハ證言を拒む  
ことを得ず

第三百條 證言を拒む證人の其訊問の期日前又ハ書面又ハ口頭を以て又ハ期日又於て其拒絕  
の原因たる事實を開示シ且之を説明す可キ期日前又ハ證言を拒みたる證人の期日に以て  
る義務なし

裁判所書記ハ拒絕の書面を受領シ又ハ其陳述ハ付キ調書を作りたるるときハ之を當事者ハ  
通知す可シ

第三百一條 拒絕の當否ハ付てハ受訴裁判所當事者を審訊したる後決定を以て其裁判を爲  
す但第二百九十八條第一號の場合ハ於て爲したる拒絕の當否ハ付てハ所屬廳又ハ最後の  
所屬廳の裁定ハ任す

原告若クハ被告ハ出頭せざるるときハ出頭したる者の申述を斟酌して決定を爲す  
右決定ハ對してハ即時抗告を爲すことを得此抗告ハ執行を停止する効力を有す

第三百二條 原因を開示せずして證言を拒み又ハ開示したる原因の棄却確定したる後又之  
を拒みたるるときハ申立を要せずして決定を以て證人又對シ其拒絕又因リて生したる費用  
の賠償及ハ四十圓以下の罰金を言渡す

證人の費用の賠償及ハ罰金の言渡又對シ抗告を爲すことを得此抗告ハ執行を停止する効  
力を有す

豫備、備後の軍籍又ハ在らざる軍人、軍屬又對する罰金の言渡及ハ執行ハ軍事裁判所又囑  
託して之を爲す

第三百三條 原告若クハ被告ハ相手方と相手方の證人との間ハ第二百九十七條第一號乃至  
第三號の關係あるときハ其證人を忌避することを得

第三百四條 忌避の申請ハ證人の訊問前又之を爲す可シ此期限後ハ其前ハ忌避の原因を主

張するを得ざりしことを疏明するときは限り其證人を忌避することを得

忌避の申請の書面又ハ口頭を以て爲すことを得

忌避の原因ハ之を疏明す可シ

第三百五條 忌避の申請ハ付ての裁判の口頭辯論を経ずして之を爲すことを得

忌避の原因ありト宣言する決定ハ對してハ上訴を爲すことを得ず忌避の原因なしト宣言する決定ハ對してハ即時抗告を爲すことを得

第三百六條 各證人ハ其携帶す可キ呼出狀其他適當の方法を以て人違ならざることを判然ならしめたる後訊問前各別ハ宣誓を爲さしむ可シ

然れども宣誓ハ特別の原因あるとき殊ハ之を爲さしむ可キヤ否ヤハ付キ疑の存するときは訊問の終るまで之を延ぶることを得

第三百七條 證人の訊問前ハ宣誓を爲す可キ場合ハ於てハ良心ハ從ヒ眞實を述ヘ何事をも黙秘せず又何事をも附加せざる旨の誓を宣ふ可シ

又訊問後ハ宣誓を爲す可キ場合ハ於てハ良心ハ從ヒ眞實を述ヘ何事をも黙秘せず又何事をも附加せざりし旨の誓を宣ふ可シ

第三百八條 判事の宣誓前ハ相當なる方法を以て宣誓者ハ偽證の罰を諭示す可シ

第三百九條 宣誓を拒む證人ハ付てハ第三百條乃至第三百二條の規定を適用す

第三百十條 左の者の宣誓を爲さしめずして參考の爲め之を訊問することを得

第一 訊問の時未だ滿十六歳ハ達せざる者

第二 宣誓の何物たるヤを了解するハ必要なる精神上の發達の缺くる者

第三 刑事上の判決ハ因リ公權を剝奪又ハ停止せられたる者

第四 第二百九十七條及ハ第二百九十八條第三號並ハ第四號の規定ハ依リ證言を拒絕する權利ありて之を行使せざる者但第二百九十八條第三號並に第四號の場合ハ於てハ拒絕の權利ハ關する事實ハ付キ證言を爲す可キことを申立てられたると

きハ限る

第五 訴訟の成績ハ直接の利害關係を有する者

第三百十一條 證人訊問の後ハ訊問す可キ證人の在らざる場所ハ於て各別ハ之を爲す證人の供述 互ハ齟齬したるときハ之を對質せしむることを得

第三百十二條 證人訊問ハ證人ハ其氏名、年齢、身分、職業及ハ住居を問ふを以て始まる又必要なる場合ハ於てハ其事件ハ於て證言の信用ハ關する事情殊ハ當事者との關係ハ付ての問を爲す可シ

第三百十三條 證人より其訊問事項より付き知りたるものを牽連して供述せしむ可し  
證人の供述を明白及び完全ならしめ且其知り得たる原因を穿鑿する爲め必要なる場合は於ての尙ほ他の問を發す可し

第三百十四條 證人の其供述を換へて書類を朗讀し其他覺書を用ゐることを得す但算數の關係を限り覺書を用ゐることを得

第三百十五條 陪席判事の裁判長を告げて證人は問を發することを得  
當事者の證人は對し自ら問を發することを得す然れども當事者の證人の供述を明白ならしむる爲め其必要なりとする問を發せんことを裁判長より申立つることを得  
發問の許否及び付き異議あるとき其裁判所の直ち之を裁判す

第三百十六條 調書より證人が其訊問の前若くは後より宣誓したるや又の宣誓せずして訊問を受けたるやを記載す可し

第三百十七條 受訴裁判所の左の場合に於て證人の再訊問を命ずることを得

- 第一 證人訊問が法律上の規定を違ひたるとき
- 第二 證人訊問の完全ならざるるとき
- 第三 證人の供述が明白ならず又の兩義を涉るとき

第四 證人が其供述の補充又は更正を申立つるとき

第五 此他裁判所が再訊問を必要とするとき

第三百十八條 左の場合に於て證人は依れる證據調の受訴裁判所の部員一名より之を命じ又の區裁判所より之を囑託することを得

- 第一 眞實を探知する爲め現場に就き證人を訊問するの必要なるとき
- 第二 證人が疾病其他の事由の爲め受訴裁判所より出頭する能はざるるとき
- 第三 證人が受訴裁判所の所在地より遠隔の地に在りて其裁判所より出頭するに付き不相應の時日及び費用を要するるとき

第三百十九條 第二百九十四條、第二百九十五條、第三百二條及び第三百九條に掲げたる證人は對する受訴裁判所の權限の受命判事又は受託判事も屬す

證人が受命判事又は受託判事の面前に於て理由を開示して證言を拒み又の宣誓を拒み又の職權若くは申立を因り發したる問に答ふることを拒むとき此拒絕の當否を付き裁判を爲す權限の受訴裁判所に屬す

受命判事又は受託判事が原告若くは被告より申立てたる問を發することを否むとき原告若くは被告の其當否を付き受訴裁判所の裁判を求むることを得

證人の再訊問の受命判事又の受託判事の意見を以て之を命ずることを得

第三百二十條 證人を申出てたる原告若くは被告の其訊問の開始まで此證據方法を抛棄することを得其後の相手方の承諾を得るときは限り之を抛棄することを得

第三百二十一條 各證人の日當の辨濟及び其出頭の爲は旅行を要するときの旅費の辨濟を請求することを得

此金額の拂渡の訊問期日の終りたる後直ち之を求むることを得 證者の豫納したる金額不足するときの職権を以て其不足額を取立つ可し

第七節 鑑定

第三百二十二條 鑑定は付て以下數條に於て別段の規定を設けざる限りは人證に付ての規定を進用す

第三百二十三條 鑑定に申出の鑑定す可き事項を表示して之を爲す

第三百二十四條 立會ふ可き鑑定人の選定及び其員數の指定の受訴裁判所之を爲す其裁判所の鑑定人の任命を一名まで制限し又何時までも既任命したる者代へ他の鑑定人を任命することを得

裁判所の鑑定人として訊問を受くるは適當なる者を指名す可き旨を當事者又は催告することを得

とを得

當事者が一定の者を鑑定人として合意したるときは裁判所の其合意に従ふ可し然れども裁判所の當事者の爲す可き選定を一定の員數に制限することを得

第三百二十五條 外國の書類又の産物の審査を要する場合に於て必要なる能力を有する本邦人の在らざるべきは裁判所の外國人を鑑定人として任命することを得

第三百二十六條 左に掲ぐる者鑑定を命ぜられたるときは之を爲す義務あり  
第一 必要なる種類の鑑定を爲す爲は公に任命せられたる者  
第二 鑑定を爲す必要なる學術技藝若くは職業に常に従事する者又は學術、技藝若くは職業に従事する爲は公に任命せられたる者

右の外鑑定を爲す可き旨を裁判所に於て述べたる者の鑑定人たる義務なきときと雖も鑑定を爲す義務あり

第三百二十七條 鑑定人の證人が證言を拒むことを得ると同一の原因に依り鑑定を拒む權利あり

官吏、公吏の其所屬廳に於て異議あるときは之を鑑定人として訊問することを得す

民事訴訟法



●民事訴訟法

者<sup>た</sup>對<sup>こ</sup>し此<sup>こ</sup>か爲<sup>な</sup>る生<sup>な</sup>じたる費用<sup>ひやう</sup>の賠償<sup>ばいしょう</sup>及び罰金<sup>ばつぎん</sup>を言渡<sup>い</sup>す可<sup>べ</sup>し但其鑑定人<sup>こういん</sup>を勾引<sup>こういん</sup>することを得<sup>え</sup>ず

第三百二十九條 鑑定人<sup>こういん</sup>の其鑑定<sup>こういん</sup>を爲<sup>な</sup>す前<sup>ま</sup>に其鑑定人<sup>こういん</sup>たる義務<sup>こうむ</sup>を公平<sup>こうへい</sup>且<sup>かつ</sup>誠實<sup>せいじつ</sup>に履行<sup>りやう</sup>す可<sup>べ</sup>し旨<sup>ねがひ</sup>の誓<sup>ちかひ</sup>を宣<sup>のたま</sup>ふ可<sup>べ</sup>し

第三百三十條 受<sup>じゆ</sup>訴裁判所<sup>そ</sup>の其意見<sup>いけん</sup>を以<sup>も</sup>て左<sup>ひだり</sup>の諸件<sup>しよけん</sup>を定<sup>さだ</sup>む可<sup>べ</sup>し

第一 鑑定人<sup>こういん</sup>の意見<sup>いけん</sup>の口頭<sup>くわう</sup>又<sup>また</sup>に書面<sup>しよめん</sup>を以<sup>も</sup>て之<sup>これ</sup>を述<sup>のたま</sup>へしむ可<sup>べ</sup>きや

第二 數名<sup>かずな</sup>の鑑定人<sup>こういん</sup>を訊問<sup>しんもん</sup>す可<sup>べ</sup>き場合<sup>ばいばう</sup>に於<sup>お</sup>て各意見<sup>かくいけん</sup>が異なる<sup>こと</sup>るときに共同<sup>きようどう</sup>以<sup>も</sup>て鑑定書<sup>こういんしよ</sup>を作<sup>つく</sup>らしむ可<sup>べ</sup>きや又<sup>また</sup>に各別<sup>かくべつ</sup>之<sup>これ</sup>を作<sup>つく</sup>らしむ可<sup>べ</sup>きや

第三 口頭<sup>くわう</sup>辯論<sup>べんろん</sup>の際<sup>さい</sup>鑑定人<sup>こういん</sup>の総目<sup>そうめく</sup>又<sup>また</sup>に其一名<sup>いちな</sup>をして鑑定書<sup>こういんしよ</sup>を説明<sup>せつめい</sup>せしむ可<sup>べ</sup>きや

第四 鑑定<sup>こういん</sup>の結果<sup>けつぐわ</sup>が不<sup>ふ</sup>十分<sup>じふぶん</sup>なるるときに同一<sup>どういつ</sup>又<sup>また</sup>に他の鑑定人<sup>たうたのこういん</sup>をして再<sup>また</sup>に鑑定<sup>こういん</sup>を爲<sup>な</sup>さしむ可<sup>べ</sup>きや

第三百三十一條 受<sup>じゆ</sup>訴裁判所<sup>そ</sup>の鑑定人<sup>こういん</sup>の任命<sup>にんめい</sup>を受命判事<sup>じゆめいはんじ</sup>又<sup>また</sup>に受託判事<sup>じゆたくはんじ</sup>に委任<sup>いにん</sup>することを得<sup>え</sup>此場合<sup>ばいばう</sup>に於<sup>お</sup>て受命判事<sup>じゆめいはんじ</sup>又<sup>また</sup>に受託判事<sup>じゆたくはんじ</sup>の第三百二十四條<sup>だいじゆふじゅうしよ</sup>及び第三百三十條<sup>だいじゆふじゅうしよ</sup>第一號<sup>だいいちごう</sup>並<sup>なら</sup>びに第二號<sup>だいにごう</sup>の規定<sup>きてい</sup>に依<sup>よ</sup>り受<sup>じゆ</sup>訴裁判所<sup>そ</sup>に屬<sup>ぞく</sup>する權<sup>けん</sup>を有<sup>あ</sup>す

第三百三十二條 鑑定人<sup>こういん</sup>の日當<sup>にったう</sup>、旅費<sup>りよひ</sup>及び立替金<sup>たてかへきん</sup>の辨濟<sup>べんさい</sup>を請求<sup>せいきう</sup>することを得<sup>え</sup>此場合<sup>ばいばう</sup>に於<sup>お</sup>て

第三百二十一條の規定<sup>きてい</sup>を準用<sup>じゆんよう</sup>す

第三百二十三條 特別<sup>とくべつ</sup>の智識<sup>ちしき</sup>を要<sup>よう</sup>せし過去<sup>くわこ</sup>の事實<sup>じじつ</sup>又<sup>また</sup>に事情<sup>じじやう</sup>を以<sup>も</sup>て其實驗<sup>じつけん</sup>ある者<sup>もの</sup>の訊問<sup>しんもん</sup>に因<sup>よ</sup>りて確定<sup>くわくてい</sup>す可<sup>べ</sup>きとき人證<sup>じんしやう</sup>を以<sup>も</sup>て規定<sup>きてい</sup>を適用<sup>ていよう</sup>す

第八節 書證

第三百二十四條 書證<sup>しよしやう</sup>の申出<sup>しんしゆつ</sup>の證書<sup>ていしゆつ</sup>を提出<sup>ていしゆつ</sup>して之<sup>これ</sup>を爲<sup>な</sup>す

第三百二十五條 舉證者<sup>きよしやうしや</sup>其使用<sup>しやう</sup>せんとする證書<sup>ていしゆつ</sup>が相手方<sup>あうてうはう</sup>の手<sup>て</sup>に存<sup>ぞん</sup>する旨<sup>ねがひ</sup>を主張<sup>しゆちやう</sup>するときは

書證<sup>しよしやう</sup>の申出<sup>しんしゆつ</sup>の相手方<sup>あうてうはう</sup>に其證書<sup>ていしゆつ</sup>の提出<sup>ていしゆつ</sup>を命<sup>めい</sup>せんことを申立<sup>まを</sup>てて之<sup>これ</sup>を爲<sup>な</sup>す可<sup>べ</sup>し

第三百二十六條 相手方<sup>あうてうはう</sup>の左<sup>ひだり</sup>の場合<sup>ばいばう</sup>に於<sup>お</sup>て證書<sup>ていしゆつ</sup>を提出<sup>ていしゆつ</sup>する義務<sup>こうむ</sup>あり

第一 舉證者<sup>きよしやうしや</sup>が民法<sup>みんぽう</sup>の規定<sup>きてい</sup>に從<sup>したが</sup>ひ訴訟外<sup>そしよぐわい</sup>に於<sup>お</sup>ても證書<sup>ていしゆつ</sup>の引渡<sup>ひきわた</sup>又<sup>また</sup>に其提出<sup>ていしゆつ</sup>を求<sup>もと</sup>むるときを得<sup>え</sup>るとき

第二 證書<sup>ていしゆつ</sup>が其旨趣<sup>しよしゆ</sup>に因<sup>よ</sup>り舉證者<sup>きよしやうしや</sup>及び相手方<sup>あうてうはう</sup>に共通<sup>きようつう</sup>なるときは

第三百二十七條 相手方<sup>あうてうはう</sup>の其手<sup>て</sup>に存<sup>ぞん</sup>する證書<sup>ていしゆつ</sup>を以<sup>も</sup>て其訴訟<sup>きよしゆ</sup>に於<sup>お</sup>て舉證<sup>きよしやう</sup>の爲<sup>ため</sup>に引用<sup>いんよう</sup>したるも

の提出<sup>ていしゆつ</sup>する義務<sup>こうむ</sup>あり準備書面<sup>じゆんびしよめん</sup>中<sup>ちゆう</sup>のみ引用<sup>いんよう</sup>したるときに雖<sup>な</sup>も亦<sup>また</sup>同<sup>どう</sup>し

第三百二十八條 證書<sup>ていしゆつ</sup>の提出<sup>ていしゆつ</sup>を命<sup>めい</sup>せんこと申立<sup>まを</sup>し左<sup>ひだり</sup>の諸件<sup>しよけん</sup>を掲<sup>か</sup>く可<sup>べ</sup>し

第一 證書<sup>ていしゆつ</sup>の表示<sup>へいじ</sup>

●民事訴訟法

●民事訴訟法

第二 證書を依り證す可き事實の表示

第三 證書の旨趣

第四 證書が相手方の手より存する旨を主張する理由たる事情

第五 證書を提出す可き義務の原因の表示

第三百三十九條 裁判所の證書を依り證す可き事實の重要にして且申立を正當なりと認むる場合に於て相手方が證書の其手より存することを自白するとき又の申立を對し陳述せざるべき證據決定を以て證書の提出を命ず

第三百四十條 相手方が證書を所持せざる旨を申立つるときに此申立の眞實なるや否やを定むる爲め又の證書の所在を穿鑿する爲め又の舉證者の使用を妨ぐる目的を以て故意に證書を隠匿し若くの使用を耐へざらしめたるや否やを穿鑿する爲め本章第十節の規定に従ひて相手方本人を訊問す可し

相手方が官廳なるべき證書が其官廳の保藏を係らず又の其所在を開示するを得ざる旨の長官の證明書を以て訊問を換ふ裁判所の此證明書を差出さしむる爲め相當の期間を定む可し

第三百四十一條 證書を所持することを自白し又の之を所持せすと申立てざる相手方が其

證書を提出す可しとの命に従はず又の相手方が所持せすと申立てたる證書を付き訊問を受けて供述を爲すことを拒みたるべき又の舉證者の使用を妨ぐる目的を以て故意に證書を隠匿し若くの使用を耐へざらしめたるべきの明確なるべきに舉證者の差出したる證書の謄本を正當なるものと看做す若し謄本を差出さるときに裁判所の其意見を以て證書の性質及び旨趣を付き舉證者の主張を正當なりと認むることを得

前條第二項に掲げたる證明者を裁判所の定めたる期間内に差出さるときに相手方たる官廳を對し前項と同一の結果を生ず

第三百四十二條 舉證者其使用せんとする證書が第三者の手より存する旨を主張するときの書證の申出の其證書を取寄する爲め期間を定めんとことを申立てて之を爲す

第三百四十三條 第三者の舉證者の相手方より於けると同一なる理由より因り證書を提出する義務あり然れども強て證書を提出せしむることの訴を以てのみ之を爲すことを得

第三百四十四條 第三百四十二條に従ひ申立を爲すよの第三百三十八條第一號乃至第三號及び第五號の要件を履み且證書が第三者の手より存することを疎明す可し

第三百四十五條 證書を依り證す可き事實の重要にして且其申立か前條の規定に適用するべきに裁判所の證書提出の期間を定む可し

●民事訴訟法

第三者に對する訴訟の完結したるとき又は舉證者か訴の提起、訴訟の繼續又は強制執行を遅延したるときに相手方の前項の期間の満了前と雖も訴訟手續の繼續を申立つることを得

第三百四十六條 舉證者其使用せんとする證書か官廳又の公吏の手を存する旨を主張するときの證書の申出の證書の送付を官廳又の公吏に囑託せられんことを申立てて之を爲す

此規定の當事者か法律上の規定に從ひ裁判所の助力なくして取寄することを得べき證書の之を適用せず

官廳又の公吏か第三百三十六條の規定に基き證書を提出する義務ある場合又は於て其送付を拒むるときに第三百四十二條乃至第三百四十五條の規定を適用す

第三百四十七條 證據決定を爲したる後第三百四十二條及び第三百四十六條の規定に從ひ證書を申出てたる場合は於て證書取寄の手續の爲し訴訟の完結を遅延するに至る可く且裁判所は於て原告若くは被告か訴訟を遅延する故意を以て又の甚しき怠慢に因り證書を早く申出てさりしことの心證を得たるときに申立に因り其證書の申出を却下することを得

第三百四十八條 口頭辯論の際證書を提出するに於て其毀損若くは紛失の恐あり又は他の顯著なる障礙あるとき受命判事又の受託判事の面前に證書を提出す可き旨を命ずることを得

受命判事又の受託判事の證書の明細書及び其謄本を調書に添附し又證書の一分のみ必要なるとき第三百七條第二項の規定に從ひて作りたる抄本を之に添附す可し

第三百四十九條 公正證書の正本又の認證を受けたる謄本を以て之を提出することを得然れども裁判所の舉證者に正本の提出を命ずることを得

私署證書の原本を以て之を提出す可し若し當事者か未だ提出せざる原本の真正に付き一致し只其證書の効力又の解釋を付てのみ争を爲すときは謄本を提出するを以て足る然れども裁判所の職權を以て證舉者に原本の提出を命ずることを得

提出したる謄本を換へて正本又の原本を提出す可き旨の命に從はるときに裁判所の心證を以て謄本如何なる證據力を付す可きやを裁判す

第三百五十條 舉證者の證書を提出したる後の相手方の承諾を得るときに限り此證據方法を拋棄することを得

第三百五十一條 公正證書又の檢眞を経たる私署證書を偽造若くは變造なりと主張する者

●民事訴訟法

其證書の眞否を確定せんことの申立を爲す可し

此場合於てハ裁判所ハ其證書の眞否ヲ付き中間判決を以て裁判を爲す可し

第三百五十二條 私署證書の眞否ヲ付き争あるときハ裁判所ハ舉證者の申立ヲ因リ檢眞を爲すことを得

第三百五十三條 私署證書の檢眞ハ總ての證據方法及び手跡若クハ印章の對照ヲ因リて之を爲す

證書の眞否を證せんとする當事者の裁判所の定むる期間内ハ手跡若クハ印章を對照する爲ニ適當なる書類を提出す可し

眞正なりとの自白又ハ證明したる適當の對照書類なきときハ對照の爲め原告若クハ被告ハ對シ裁判所於て一定の語辭の手記を命することを得其記したる語辭ハ調書の附録として之ヲ添附す可し

裁判所ハ手跡若クハ印章を對照したる結果ハ付き自由なる心證を以て裁判を爲シ又必要なる場合於てハ鑑定を爲サシめたる後之を爲す

手跡若クハ被告ハ裁判所の定めたる期間内ハ對照書類を提出せざるべき又ハ對照す可き語辭の手記す可き裁判所の命ハ對シ十分なる辯解を爲サスして之ヲ從ハざるべき又ハ書

様を變じて手記したるときハ證書の眞否ヲ付ての相手方の主張ハ其他の證據を要せずして之を眞正なりと看做すことを得

第三百五十四條 提出したる證書ハ直ち之を還付シ又適當なる場合於てハ其謄本を記録ヲ留めて之を還付す可し

然れども證書の偽造又ハ變造なりと争ふときハ檢事の意見を聽きたる後ハ非されハ之を還付することを得

第三百五十二條 公正證書の偽造若クハ變造なることを眞實ハ反きて主張したる原告若クハ被告ハ惡意若クハ重過失の責あるときハ五十圓以下の過料を言渡す

又私署證書の眞正なることを眞實ハ反きて争ふときハ前項と同一なる條件を以て二十圓以下の過料を言渡す

第三百五十六條 本節の規定ハ事件の性質ハ於て許す限りの事跡の紀念又ハ權利の證據の爲め作りたる割符、界標等の如きものも之を準用す

第九節 檢證

第三百五十七條 檢證の申出ハ檢證物を表示シ及ビ證す可き事實を開示して之を爲す

第三百五十八條 受訴裁判所の檢證を爲す際ハ鑑定人の立會を命することを得

●民事訴訟法

受訴裁判所の檢證及び鑑定人の任命を其部員一名と命じ又區裁判所へ囑託することを  
得

第三百五十九條 檢證を爲す際發見したる事項の調書に記載して之を明確ならしめ又必要  
なる場合に於ての調書の附録として添附す可き圖面を作り之を明確ならしむ可し  
若し既に記録又圖面の存するとき之を檢證物と對照し必要なる場合於て之を更正  
す可し

第十節 當事者本人の訊問

第三百六十條 當事者の提出したる許す可き證據を訓へたる結果因り證す可き事實の眞  
否を付き裁判所が心證を得るに足らるときは申立又因り又の職權を以て原告若くは被  
告の本人を訊問することを得

第三百六十一條 裁判所の原告若くは被告を訊問することを決定し且原告若くは被告の自  
身が決定言渡の際在廷するとき直ち其訊問を爲すを以て通例とす

第三百六十二條 訊問を受くる原告若くは被告の供述は換へて書類を朗讀し其他覺書を用  
ゐることを得す但算數の關係は限り覺書を用ゐることを得

第三百六十三條 原告若くは被告が十分なる理由なくして供述することを拒み又訊問期

日又出頭せざるときは裁判所の其意見を以て訊問又因りて舉證す可き相手方の主張を正  
當なりと認むることを得

第三百六十四條 訴訟無能力者の法律上代理人が訴訟を爲すとき法律上代理人若くは訴  
訟無能力者を訊問す可き又此等の者を共に訊問す可きや裁判所の意見を以て之を決  
定す

法律上代理人數人あるとき其一人を訊問す可き又數人を訊問す可きや亦前項  
同し

第十一節 證據保全

第三百六十五條 證據を紛失する恐あり又之を使用し難き恐あるとき證據保全の爲め  
證人若くは鑑定人の訊問又の檢證を申立つることを得

第三百六十六條 訴訟が既に繫属したるとき此申請の受訴裁判所之を爲す可し  
切迫なる危険の場合於ての訊問を受く可き者の現在地又の檢證す可き物の所在地を管  
轄する區裁判所へ申請を爲すことを得

訴訟の未だ繫属せざるとき前項に記載したる區裁判所へ申請を爲すことを要す  
右申請の書面又の口頭を以て之を爲すことを得

第三百六十七條 申請より左の諸件を具備することを要す

第一 相手方の表示

第二 證據調を爲す可き事實の表示

第三 證據方法殊に證人若くは鑑定人の訊問を爲す可きとき其表示

第四 證據を紛失する恐れあり又之を使用し難き恐ある理由、此理由之を説明す可し

第三百六十八條 申請し付ての決定の口頭辯論を経して之を爲すことを得

申請を許容する決定より證據調を爲す可き事實及び證據方法殊に訊問す可き證人若くは鑑定人の氏名を記載す可し此決定に對しての不服を申立つることを得す

第三百六十九條 證據調の期日より申立人を呼出し又決定及び申請の謄本を送達して其權利防衛の爲に相手方をも呼出す可し

切迫なる危険の場合に於ては適當なる時間より相手方を呼出すことを得たりしと雖も證據調を妨ぐることを無し

第三百七十條 證據調の本章第六節、第七節及び第九節の規定に從ひて之を爲す

證據調の調書の證據調を命じたる裁判所より之を保存す可し各當事者の證據調の調書を訴訟に於て使用する權利あり

受訴裁判所の申立より因り又の職權を以て再度の證據調を命じ又の既に調へたる證據の補充を命ずることを得

第三百七十一條 證據調の第三百六十五條の條件なきときと雖も相手方の承諾より因り之を許すことを得

第三百七十二條 申立人が相手方を指定せざるるときに申立人自己の過失より非ずして相手方を指定し能はざることを説明する場合に限り其申請を許す

申請を許容したるときに裁判所の其知れざる相手方の權利防衛の爲に臨時代理人を任ずることを得

第二章 區裁判所の訴訟手續

第一節 通常の訴訟手續

第三百七十三條 區裁判所の通常の訴訟手續に付ては區裁判所の構成又の第一編及び本節の規定より依り差異の生ぜざる限りの地方裁判所の訴訟手續に付ての規定を適用す

第三百七十四條 訴の書面又の口頭を以て裁判所より之を爲すことを得

第三百七十五條 起訴ありたるるときに裁判所書記の訴狀を被告に送達する手續を爲す準備書面の交換の之を爲すことを要せず

第三百七十六條 原告若くは被告の其申立及び事實上の主張として豫め通知するに非ざれば相手方又は於て之に對し陳述を爲し得へからざるものを口頭辯論の前直接に相手方又は通知することを得

第三百七十七條 口頭辯論の期日と訴狀送達との間、少なくとも三日の時間を存することを要す急迫なる場合に於ては此時間を二十四時まで短縮することを得

送達を外國に於て爲す可きとき事情に應じて時間を定む可し

第三百七十八條 當事者の通常の裁判日は於ては豫め期日の指定なくして裁判所に出頭し訴訟に付き辯論を爲すことを得

此場合に於て訴の提起の口頭の演述を以て之を爲す

第三百七十九條 數箇の妨訴の抗辯を本案の辯論前同時に提出す可き規定の裁判所の管轄違ひ抗辯に限り之を適用す

被告の妨訴の抗辯に基き本案の辯論を拒む權利なし然れども裁判所の職權を以て右抗辯に付き分離したる辯論を命ずることを得

第三百八十條 第二百二十二條、第二百六十六條乃至第二百七十二條の規定の區裁判所の訴訟手續に之を適用せず

然れども原告若くは被告の申立及び陳述の裁判所の意見に従ひ訴訟關係を十分明確ならしむる爲め必要なるもの限り調書を以て之を明確ならしむ可し

第三百八十一條 訴を起さんとする者の和解の爲め請求の目的物を開示して相手方を其普通通裁判籍を有する區裁判所に呼出す可きことを申立つることを得其申立の書面又の口頭を以て之を爲すことを得

當事者雙方出頭し和解の調ひたるべきの調書を以て之を明確ならしむ可し  
和解の調ひさるときは當事者雙方の申立に因り其訴訟に付き直ち辯論を爲す此場合に於ける訴の提起の口頭の演述を以て之を爲す

相手方が出頭せず又は和解の調ひさるときは此か爲し生じたる費用の訴訟費用の一分と看做す

第二節 督促手續

第三百八十二條 一定の金額の支拂其他の代替物若くは有價證券の一定の數量の給付を目的とする請求に付き債權者の通常の訴訟手續に依らずして督促手續に依り條件附の支拂命令を債務者に對し發せんことを申立つることを得

申請の旨趣に依れり申請者反對給付を爲すに非ざれば其請求を主張することを得ざることを

き又ハ支拂命令の送達を外國ニ於て爲し若クハ公示送達を以て爲す可きときハ督促手續を許さず

第三百八十三條 支拂命令ハ區裁判所之を發す

此命令ハ區裁判所ノ第一審ノ事物ノ管轄ノ制限なきものと看做し通上ノ訴訟手續ニ於ける訴ノ提起ハ付キ普通裁判籍又ハ不動産上裁判籍ノ屬す可キ區裁判所ノ管轄ニ專屬す

第三百八十四條 支拂命令を發することの申請ハ書面又ハ口頭を以て之を爲すことを得

此申請ハ左ノ諸件を具備することを要す

第一 當事者及ハ裁判所ノ表示

第二 請求ノ一定ノ數額、目的物及ハ原因ノ表示若シ請求ノ數額なるるときハ其各箇ノ一定ノ數額、目的物及ハ原因ノ表示

第三 支拂命令を發せんことノ申立

第三百八十五條 裁判所ハ申請を調査シ其申請カ前三條ノ規定ニ適當せず又ハ申請ノ旨趣

ハ於て請求ノ理由なく又ハ現時理由なきことノ顯ハるときハ其申請を却下す  
請求ノ一分のみハ付キ支拂命令を發することを得るときハ亦其申請を却下す然れども

數額ノ請求中或るものハ理由なくして其他のものハ理由ありと見ゆるときハ其理由あり

と見ゆるものハ限り申請を許容す

右却下ノ命令ニ對してハ不服を申立つることを得ず然れども通常ノ訴訟手續ニ依リ訴退

するを妨ぐることを無し

第三百八十六條 支拂命令ハ豫メ債務者を審訊せずして之を發す

支拂命令ハ第三百八十四條第一號及ハ第二號ニ掲けたる申請ノ要件を記載シ且即時ノ強制執行を避けんと欲せん此命令送達ノ日より十四日ノ期間内ニ請求を満足せしめ及ハ

其手續ノ費用ハ付キ定むる數額を債權者ニ辨濟す可ク又ハ裁判所ニ異議を申立つ可キ旨ノ債務者ニ對する命令を記載す可シ

前項ノ期間ハ爲替より生ずる請求ハ付て二十四時間其他ノ請求ハ付てハ申立ハ因リ三日

まで之を短縮することを得

第三百八十七條 權利拘束ノ効力ハ支拂命令を債權者ニ送達するを以て始まる

支拂命令ノ送達ハ之を債權者ニ通知す可シ

第三百八十八條 債務者ハ支拂命令ニ對シ書面又ハ口頭を以て異議ノ申立を爲すことを得

第三百八十九條 債務者カ請求ノ全部又ハ一分ニ對シ適當なる時間ニ異議を申立つるときハ支拂命令ノ効力を失ふ然れども權利拘束ノ効力を存續す



數箇の請求中或るものゝ對て異議を申立てたるるときは支拂命令の其他の請求及び之に相當する費用の部分に付き効力を有す

第三百九十條 適當なる時間異議を申立てたる場合に於て請求に付き起す可き訴か區裁判所の管轄に屬するるときは其訴の支拂命令の送達と同時に區裁判所を起したるものと看做す其口頭辯論の期日の第三百七十七條の規定に從ひて之を定む

第三百九十一條 請求に付き起す可き訴か地方裁判所の管轄に屬する場合に於て適當なる時間異議の申立ありたることを債權者は通知す可し

債權者其通知書の送達ありたる日より起算し一个月の期間内に管轄裁判所を訴を起さるときは權利拘束の効力を失ふ

第三百九十二條 督促手續の費用の適當なる時間異議の申立ありたる場合に於て起す可き訴訟の費用の一分と看做す

前條の場合に於て期間内に訴を起さるときは手續の費用の債權者の負擔に歸す

第三百九十三條 支拂命令の其命令中に掲けたる期間の經過後債權者の申請に因り之を假し執行し得べきことを宣言す但假執行の宣言前債務者異議を申立てるときは限る

右假執行の宣言の支拂命令に付き可き執行命令を以て之を爲す其執行命令の債權者も

於て計算する手續の費用を掲ぐ可し

債權者の申請を却下する決定に對して即時抗告を爲すことを得

第三百九十四條 執行命令の假執行の宣言を付したる關席判決と同一なりとす其執行命令

に對しては第二百五十五條乃至第二百六十四條の規定に從ひて故障を申立つることを得請求か區裁判所の管轄に屬せるときは區裁判所の其故障を法律上の方式及び期間に於て申立てたるやの點のみを以て辯論及び裁判を爲す此場合に於ては第三百九十一條第二項に定める期間の故障を許す判決の確定を以て始まる

第三百九十五條 時期後れて申立てたる異議の命令を以て之を却下す

此却下の命令に對して不服を申立つることを得す

第三編 上訴

第一章 控訴

第三百九十六條 控訴の區裁判所又は地方裁判所の第一審に於て爲したる終局判決に對して之を爲す

第三百九十七條 終局判決前を爲したる裁判の亦控訴裁判所の判斷を受く但此法律に於て不服を申立つることを得すと明記したるときは又抗告を以て不服を申立つることを得る

とき此限も在らず

第三百九十八條 關席判決に對しての期日を懈怠したる者より控訴を以て不服を申立つることを得す但故障を許さざる關席判決に對しての懈怠なかりしことを理由とするときも限り控訴を以て不服を申立つることを得

第三百九十九條 控訴の口頭辯論の前も於ての被控訴人の承諾なくして之を取下くること得

控訴の取下の上訴権を喪失する結果を生ず

第四百條 控訴期間の一个月とす此期間の不變期間にして判決の送達を以て始まる

判決の送達前も提起したる控訴は無効とす

第二百四十二條の規定も從ひ控訴期間内も追加裁判を以て判決を補充したるときに控訴期間の進行の最初の判決に對する控訴も付ても追加裁判の送達を以て始まる

第四百一條 控訴の提起に控訴狀を控訴裁判所も差出して之を爲す此控訴狀の左の諸件を具備することを要す

第一 控訴せらるる判決の表示

第二 此判決に對し控訴を爲す旨の陳述

此他控訴狀は準備書面も關する一般の規定も從ひて之を作り且判決に對し如何なる程度も於て不服なるや及び判決に付き如何なる變更を爲す可きやの申立を掲げ若し新も主張せんとする事實及び證據方法あるとき其新なる事實及び證據方法をも掲げ可し

第四百二條 判然許す可からざる控訴又の判然法律上の方式も適せず若くは其期間の經過後も起したる控訴の裁判長の命令を以て之を却下す

此却下の命令に對して即時抗告を爲すことを得

第四百三條 控訴狀の送達と口頭辯論の期日との間も存することを要する時間も付ての第四百九十四條の規定を適用し答辯書を差出す可き期間の催告も付ての第四百九十九條の規定を適用す

前項の場合も於ても亦第二百三條の規定を適用することを得

第四百四條 答辯書の準備書面も關する一般の規定も從ひて之を作り且被控訴人の一定の申立及び其主張せんとする新なる事實及び證據方法を掲げ可し

第四百五條 被控訴人の自己の控訴を抛棄したるとき又は控訴期間の經過したるときと雖も附帶控訴を爲すことを得

關席判決に對し附帶控訴を以て不服を申立つることと付ての第三百九十八條の規定も從

第四百六條 左の場合に於ては附帯控訴の其効力を失ふ

第一 控訴を不合法として判決を以て棄却したるとき

第二 控訴を取下げたるとき

然れども被控訴人が控訴期間内は附帯控訴を爲したるときは之を獨立の控訴と看做す

第四百七條 答辯書は新なる事實若しくは證據方法を掲げ又は附帯控訴を爲す旨の陳述を掲

けたるときは之を控訴人に送達す可し

第四百八條 右の外控訴の訴訟手續は地方裁判所の第一審の訴訟手續の規定を準用す但

本章の規定は依り差異の生ずるものに此限を在らす

第四百九條 當事者の雙方より控訴を起したるときは其兩控訴は付き辯論及び裁判を同時

と爲すを以て通例とす

第四百十條 口頭辯論の其期日は於て被控訴人の控訴期間の未だ経過せざるるときは其申立

は因り期間の満了まで之を期延す

關席判決を受けたる原告若しくは被告より其判決に對し故障を申立て相手方より控訴を起

したるときは控訴は付ての辯論及び裁判の故障の完結まで其職權を以て之を延期す

第四百十一條 控訴裁判所に於ける訴訟の不服の申立は因り定まりたる範圍内に於て更

之を辯論す

第四百十二條 當事者の其控訴の申立及び不服を申立てられたる裁判の當否を明瞭ならし

むる爲め必要なる限りの口頭辯論の際第一審に於ける辯論の結果を演述す可し

演述の不正確又は不完全なる場合に於ては裁判長の其更正若しくは補完を爲さしめ又必要

なる場合に於ては辯論を再開して之を爲さしむ可し

第四百十三條 訴の變更の相手方の承諾あるときと雖も之を許さず

第四百十四條 妨訴の抗辯の職權を以て調査す可からざるものとして且原告若しくは被告か

其過失を非すして第一審に於て提出し能はざりしことを疏明するときは限り之を主張す

ることを得

本案の辯論の妨訴の抗辯を基き之を拒むことを得ず然れども裁判所の職權を以て妨訴の

抗辯を付き分離したる辯論を命ずることを得

第四百十五條 當事者の第一審に於て主張せざりし攻撃防禦の方法殊は新なる事實及び證

據方法を提出することを得

第四百十六條 新なる請求の第九十六條第二號及び第三號の場合又は相殺することを得

へきものよして且原告若くは被告か其過失は非ずして第一審に於て提出し能はざりしことを疎明するときは限り之を起すことを得

第四百十七條 事實又ハ證書を付き第一審に於て爲さざりし陳述又ハ拒みたる陳述の第二審に於て之を爲すことを得

第四百十八條 第一審に於て爲したる裁判上の自白の第二審に於ても亦其効力を有す

第四百十九條 控訴裁判所の控訴を許す可きや否や又控訴を法律上の方式に從ひ若くは其期間に於て起したるや否やを職権を以て調査す可し若し此要件の一を缺くときは判決を以て控訴を不合法として棄却す可し

第四百二十條 第一審の裁判の變更を申立てたる部分に限り之を變更することを得

第四百二十一條 第一審に於て是認し又ハ非認したる請求に關する總の争點にして申立より從ひ辯論及び裁判を必要とするもの第一審に於て此争點を付き辯論及び裁判を爲さざるときは雖も控訴裁判所に於て其辯論及び裁判を爲す

第四百二十二條 控訴裁判所の左の場合に於て事件を付き尙ほ辯論を必要とするときは其事件を第一審裁判所に差戻す可し

第一 不服を申立られたる判決が關席判決なるとき

第二 不服を申立てられたる判決が關席判決に對する故障を不合法として棄却したるものなるとき

第三 不服を申立てられたる判決が抗辯のみを付き裁判を爲したるものなるとき

第四 請求が其原因及び數額を付き争ある場合に於て不服を申立てられたる判決が先づ其原因を付き裁判を爲したるものなるとき

第五 不服を申立てられたる判決が證書訴訟及び爲替訴訟に於て敗訴の被告に別訴訟を以て追行を爲す權を留保したるものなるとき

第四百二十三條 第一審に於て訴訟手續に付ての規定に違背したるときは控訴裁判所の其判決及び違背したる訴訟手續の部分を廢棄し事件を第一審裁判所に差戻すことを得

第四百二十四條 控訴の理由なしとするときは判決を以て控訴の棄却を言渡す可し

第四百二十五條 判決を控訴人の不利益に變更することの相手方が控訴又ハ附帶控訴の方法を以て判決を付き不服を申立てたる部分に限り之を爲すことを得

第四百二十六條 第二百十條の規定に從ひて防禦の方法を却下するとき其防禦の方法を主張する權に之を被告に留保す可し